

平成18年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成18年9月12日（火曜日）

議事日程第1号

平成18年9月12日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第 83号 八峰町名誉町民条例制定について
- 第5 議案第 84号 八峰町犯罪被害者等基本条例制定について
- 第6 議案第 85号 八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について
- 第7 議案第 86号 八峰町国民保護協議会条例制定について
- 第8 議案第 87号 八峰町地域活動支援センター事業利用者負担金徴収条例制定について
- 第9 議案第 88号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 89号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 90号 能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第12 議案第 91号 町営土地改良事業の施行について
- 第13 議案第 92号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第 93号 平成18年度八峰町一般会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第 94号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第 95号 平成18年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第 96号 平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第18 発議第 12号 決算特別委員会の設置について
- 第19 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

- 第20 議案第 97号 平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第 98号 平成17年度八森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第 99号 平成17年度八森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第100号 平成17年度八森町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第101号 平成17年度八森町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第102号 平成17年度八森町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 議案第103号 平成17年度八森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 議案第104号 平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第28 議案第105号 平成17年度峰浜村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 議案第106号 平成17年度峰浜村沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 議案第107号 平成17年度峰浜村塙川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第31 議案第108号 平成17年度峰浜村営簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第32 議案第109号 平成17年度峰浜村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第33 議案第110号 平成17年度峰浜村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第34 議案第111号 平成17年度峰浜村営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第35 議案第112号 平成17年度峰浜村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 3 6 議案第 1 1 3 号 平成 1 7 年度峰浜村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 7 議案第 1 1 4 号 平成 1 7 年度峰浜村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 8 議案第 1 1 5 号 平成 1 7 年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 9 議案第 1 1 6 号 平成 1 7 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 0 議案第 1 1 7 号 平成 1 7 年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 1 議案第 1 1 8 号 平成 1 7 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 2 議案第 1 1 9 号 平成 1 7 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 3 議案第 1 2 0 号 平成 1 7 年度八峰町塙川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 4 議案第 1 2 1 号 平成 1 7 年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 5 議案第 1 2 2 号 平成 1 7 年度八峰町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 6 議案第 1 2 3 号 平成 1 7 年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 7 議案第 1 2 4 号 平成 1 7 年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 8 議案第 1 2 5 号 平成 1 7 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 9 議案第 1 2 6 号 平成 1 7 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

---

出席議員（16人）

1 番 松 岡 清 悦

2 番 大 山 義 昭

3 番 石 塚 正 一

4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司 憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎 達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤 正人
16番 阿部栄悦		

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	助 役	佐々木 正 憲
教 育 長	千葉良一	総務課長	皆川 鉄 也
収入役室長	金谷 茂	企画財政課長	須藤 徳 雄
管財課長	木村 学	税務課長	佐々木 充
産業振興課長	武田 武	八森町民サービス課長	小林 孝 一
峰浜町民サービス課長	嶋津 宣美	福祉課長	佐藤 弘
保健衛生課長	金平 嘉孝	農業振興課長	米森 昭 一
上下水道課長	高宮 建一	農業委員会事務局長	松森 尚 文
教育次長	伊藤 進	学校教育課長	伊勢 均
生涯学習課長	齊藤 英市郎	学校給食センター所長	加賀谷 敏 一
峰浜公民館長	福司 和明	子ども園園長	小林 康 範

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書 記	齊藤 なつ子
--------	------	-----	--------

---

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成18年9月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、4番今井一政君、5

番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めておりますので、その結果の報告を議会運営委員長に求めます。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） 報告申し上げます。

議長の諮問に応じ、去る9月8日、委員全員並びに議長同席のもと議会運営委員会を開催し、平成18年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本会議の会期につきましては、本日から9月22日までの11日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしている議事日程表、日割表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月22日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成18年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しいところご出席くださいますありがとうございます。

提出諸議案の説明に先だち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、火災事故報告についてであります。去る8月31日未明、茂浦62番の1から出火、住宅と物置・倉庫を全焼しました。住宅密集地で、しかも深夜火災で延焼が心配されましたが、消防署や地元分団、関係者の消火作業により最小限度に食い止めることができました。しかし残念ながら、火元の女性が焼死体で発見され、最悪の結果となってしまいました。ご遺族はじめ親族の皆様には心よりお見舞いを申し上げ、哀悼の意を

表します。

また、9月4日午後3時ごろには、峰浜水沢字下カッチキ台で事務所兼倉庫の焼失と隣接する家屋の窓ガラス等を破損する火災が発生、連続する火災で町民に不安を与えておりますが、これらを教訓に今後も防火思想の普及に努めてまいります。

次に、行政改革についてであります。八峰町が誕生して間もなく六か月になろうとしておりますが、これまで事務作業の見直し、検討を加えてまいりましたが、さらなる行政執行の効率化・簡素化が求められております。また、地方公共団体においては、地方分権や住民ニーズの多様化等を踏まえ、地域の実情に合った施策や行政サービスを積極的に推進していくことも求められております。

このことから町では、行政改革懇談会委員に地域性や女性登用など考慮して委嘱し、8月24日に1回目の八峰町行政改革懇談会を開催ところであります。また、行政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するため国から指導されている「集中改革プラン」は、数値目標を掲げながら、平成18年度から21年度まで4年間の計画策定に向けた審議をいただいております。国の指針では17年度の策定となっておりますが、合併のため猶予期間があった本町では、9月中に作成・公表に向け、その作業を急いでいるところであります。行政改革懇談会は今後も数回開催し、人件費や補助金を含め組織や事務事業の見直しなど、ご審議いただくこととしております。

次に、峰浜地区防災行線無線の更新計画についてであります。懸案となっております本計画は、平成19年度実施設計、20年度事業着工の予定でありましたが、前倒しして本年度実施設計、来年度事業着手することに計画変更し、これに伴う関係予算を補正計上いたしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、第1回八峰町消防操法大会についてであります。本町消防団の技術向上を目的に、7月2日あいにくの空模様にもかかわらず、小型ポンプ操法の部に全15分団から18チーム、自動車ポンプの部に2チーム合計20チームが参加し、大会を開催したところであります。

その結果、小型ポンプの部では第9分団が優勝に輝き、第6分団が準優勝、第3位には第10分団浜田班、第4位には第12分団が入賞し、それぞれ郡市消防競技大会への出場権を獲得したところであります。自動車ポンプ操法は模範操法として競技に参加され、機敏かつ澁刺とした操法を披露してくれました。このチームが八峰町消防団代表として、7月30日開催された郡市消防競技大会に出場されました。日夜練習を重ねてこられた選

手の皆さんはじめ、長期間にわたりご指導くださった八峰消防署や各分団関係者の皆さんに厚くお礼申し上げる次第であります。

次に、当町のイベントについてであります。8月15日に「雄島花火大会」が開催されました。20回目を数える今大会は、八峰町誕生を記念して多彩な花火1,500発が真夏の夜空を彩り、訪れた観客からは目の前の日本海や雄島から打ち上げられる花火を堪能していただきました。

8月20日には、第6回ポンポコ山音楽祭が開催され、峰神太鼓や峰浜地区小学生の合唱に続いて、地元をはじめ遠くは兵庫県や横浜市から訪れたアマチュアバンドの熱のこもった演奏が繰り広げられたほか、ゲストミュージシャンのライブや最終の花火の打ち上げまで、ポンポコ山公園の真夏の一日を楽しんでいただきました。

第6回悠久の森白神フェスティバルは、8月27日、八峰町誕生記念イベントとして御所の台ふれあいパークを会場に行われました。第1部はヤートセ秋田祭総勢120名の皆さんでスタートし、八森地区子ども園児の「元気太鼓」、小中学生の合唱や八森中学校吹奏楽部と能代吹奏楽団の演奏、峰浜地区からも峰神太鼓の皆さんが出演、第6回白神の詩コンテスト表彰式では、岐阜市から白神の詩大賞入賞の青木咲子さんにもおいでをいただくなど、町民の交流促進にも寄与するイベントであったと考えております。第2部では、本町出身の松尾一彦さんなどプロのアーティストによるやすらぎコンサートが行われ、町内外から訪れた多くの観衆の心を魅了する音楽イベントであったと思っております。各イベント成功のためご苦労された実行委員会をはじめ関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

また、町の活性化につなげようと始まったそれぞれのイベントは、その成果もあらわれておりますが、同時期に開催するため競合する部分もありますので、今後、イベント実行委員などをメンバーに検討会を設け、それぞれのイベントについての状況分析や今後の方向性などについて協議してまいりたいと考えております。

次に、八峰町戦没者追悼式であります。8月17日、文化ホールで行われました。戦後61年が経過し、年々戦争の悲惨さを知らない年代層が増加しておりますが、合併後初となる戦没者追悼式は、遺族をはじめご来賓の方々約100名のご出席をいただき、町出身の戦没者503名の御霊にご冥福を祈るとともに、恒久的な平和を誓ったところであります。

次に、後期高齢者医療制度であります。医療制度改革法が国会において成立し、平

成20年4月から75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度が実施されることとなりました。この制度は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」で運営されることから、その準備が必要となったところであり、そのため、県の指導を得て市町村事務担当課長代表による検討会を開催し、設立準備委員会及び事務局の関係規約、事務体制等を協議してまいりました。その結果、8月28日「秋田県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を設立したところであり、事業開始に向けてスケジュールを定め、準備を進めることとしております。

次に、松くい虫対策についてであります。青森県境250メートル手前の町有林で松材線虫におかされた被害木が確認され、秋田・青森両県では、被害北上を防ぐため県境を中心に「防除帯」を設けることとしております。青森県では、緊急対策として、この9月から県境以北の松の伐倒駆除による防除帯の設置に着手しておりますが、秋田県においては、県境から2キロメートルの間を防除帯に設定し、航空写真をもとに産卵対象木の除去及び防風林などの健全化を図るため、衰弱木の伐採、つる切り、枝払いなどの徹底した防除対策を進めることとしております。

次に、この夏の海水浴客等の入り込み数についてであります。7月は梅雨期のため海水浴客は低調でありましたが、梅雨明け後の8月は猛暑が続き、シーズン全体では前年を2,800人上回る約6万4,400人の海水浴客が訪れたものと見込んでおります。また、御所の台オートキャンプ場も、7月の科用客は1,100人と前年に比べ360人減少していましたが、8月は2,900人の利用者があり、今夏の利用者は前年に比べ200人ほど増加し、夏の海水浴客等は平年の水準まで復調してまいりました。

次に、八森地区海岸クリーンアップについてであります。去る7月8日、約600名の町民の参加で実施いたしました。海岸に漂着したごみを中心に、燃えるごみが5,580キログラム、燃えないごみが800キログラム、タイヤ・バッテリー・冷蔵庫・大型ブイ・ガスボンベ・テレビなどの産業廃棄物は2,500キログラムで、合計8,880キログラムを収集しました。今後も、ごみの無いきれいな海岸にするため地域住民と協力しながら、町内の環境美化活動に努めてまいります。

次に、八峰町営八森診療所の開設後の状況についてであります。地域医療の推進のため、今年6月17日にオープンした八森診療所は、週4日、診療科目は、内科・胃腸科・脳神経外科・整形外科の4科目で、診療には、瀬川内科ペインクリニック、秋田大学医学部附属病院、秋田県立脳血管研究センターの5人の医師があたっております。利



用者数も少しずつ増加してきており、合わせて訪問診療、往診にも応じております。岩館地区住民の定期送迎、他地区の住民でも希望があれば送迎するという体制を整え、地域医療の充実にご努力いただいているところであります。町といたしましては、八森診療所が地域に根ざすまで、町のお知らせ版に診療案内を掲載するなど、当面の間、PRに務めてまいります。

また、7月22日には町主催で「脳卒中から身を守る」と題して診療所オープン記念講演会を開催し、秋田県立脳血管研究センター副院長で本診療所の医師でもある鈴木明文先生から講演していただいております。

次に、健康診査についてであります。生活習慣病の早期発見、個人の健康確認を目的に毎年実施しております健康診査は、6月の早朝セット検診、日中集団検診、7月の胃検診は滞りなく終了したところであります。今年度は受診者の混乱が生じないように会場、日程は前年度とほぼ同様に実施いたしました。受診会場を限定しなかったため、八森地区の住民が都合のよい日に峰浜会場で受診するなど選択肢が広がっております。

次に、自殺予防対策についてであります。秋田県の重点事業である心の健康づくり、自殺予防対策のモデル事業を受けて、県と共催で実施している心の相談活動養成講座「ふれあいサポーター養成研修会」を7月から10月まで5回開催することとし参加者を募集したところ、55人の申し込みがあり、自殺予防に対する関心の高さが伺われました。今後、3回の研修会、11月1日には自殺予防フォーラムを予定しております。自殺が個人の問題ではなく、地域ぐるみの取り組みで減らすことができることを継続的に啓蒙し、その対策に取り組んでまいります。

次に、今年度の稲作の作況についてであります。秋田農政事務所から8月15日現在の水稲作柄概況が発表されました。秋田県全体では作況指数99から101の平年並みとなっています。地域別では県北が「平年並み」となっています。当地域は豪雪の影響で育苗や田植えの春作業に遅れが見られたほか、気温も低く経過し、稲の生育は平年より1週間程度の遅れで推移し、6月から7月は日照不足の影響があったものの、出穂・開花期間が天候に恵まれ、生育の遅れも相当程度まで回復しており、このまま台風の影響を受けることなく収穫の時期を迎えられるよう願っております。

次に、サル被害の状況についてであります。今年は春先からサルの出没が多く、特に峰浜地区でサルの出没がこれまでより多くなっています。このような中、八峰町サル被害者の会主催による全町一斉追い上げを7月23日に八森地区の13カ所で実施されたと

ころであります。さきに申し上げましたように、峰浜地区にもサルの出没地域が拡大していることから、これまで八森地区を対象として実施しております「檻捕獲」と「奥山放獣」の一連の取り組みを峰浜地区を含めて実施できるよう、現在県に対して申請しておるところであります。行政協力員会議等でご指摘のありました小入川地区国道沿いの電気柵については、この秋に補修作業を行うべく関係予算を今議会に計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成19年度からスタートする経営所得安定対策関連の推進状況についてであります。対策は「米政策改革推進対策」、「品目横断的経営安定対策」、「農地・水・環境保全向上対策」の3つから構成されております。

まず、品目横断的経営安定対策の交付対象者となる「認定農業者」と「集落営農組織」の確保と支援状況について申し上げます。

認定農業者については、6月に認定基準を定めた「基本構想」の改正を行い、7月には認定審査を行う「八峰町地域担い手育成総合支援協議会」を設立して、認定業務の体制整備を図り認定審査を行ったところ、新たに10人が認定され、認定農業者は99人となっております。さらに13人から認定申請が出されており、引き続き誘導活動を継続してまいります。

集落営農組織については、本館集落と大久保岱集落の2集落を18年度の重点推進地区として、県・町・JA等の関係機関が連携して組織化の支援を行ってまいりました。そのうち本館集落では、懸案となっていた面積要件に目途がついたことや集落内の合意が得られたことから集落営農に取り組むことが決定され、具体的な協議が進められることとなります。一方、大久保岱集落については、集落への組織化の働きかけと制度の説明にとどまっておる状況であります。18年度中の取り組みは無理という集落の事情もあることから、次年度の組織化を念頭において、引き続き集落内での検討を進めてまいります。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてですが、同対策は、農地及び農業用水等の資源を集落など一定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民が一体となって保全活動を行った場合、国・県・市町村が交付金を出して支援するという制度で、農業振興施策だけでなく地域振興施策でもあります。ちなみに、水田では10アール当たり4,400円が交付されます。この制度は手上げ方式となっておりますので、活動団体が活動計画を作成して申請する必要がありますが、農家や集落関係者の期待と

取り組み意欲が高く、ほとんどの地域で取り組むものと考えております。高齢化や担い手不足、農業者以外との混在化が進み、維持管理が困難になっている農地等の保全、農業用施設の維持、地域の環境保全の活動に交付金を有効に活用していただきたいと思っております。

次に、簡易水道事業についてであります。今年の夏も順調な給水が図られておりますが、「水道水は商品である」との認識に立ち、今後も「安全で安心な生活用水の供給」に努めるとともに、老朽化施設改良についての検討も続けてまいります。

工事関係では、岩館地区配水管布設工事は8月7日に発注し、延長約237メートルを施工中であります。また、今年度までの5カ年事業で整備してまいりました「八森地区簡易水道再編推進事業」は、9月4日に浄水場機械設備更新工事を発注しております。今議会に工事請負契約の締結を上程しておりますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、特環公共下水道事業についてであります。管渠築造工事は本館地区1件、畑谷地区2件、蝦夷倉地広3件の計6件、約1,990メートルを7月25日に発注しており、本館地区・畑谷地区の舗装本復旧工事約3,300メートルは8月31日に発注済みであります。両工事とも順調に進捗しております。

次に、漁業集落排水事業についてであります。今年度工事として、岩館地区国道沿いの管渠築造工事1件、475メートルを7月25日に発注しており、前に発注しております3件と合わせ、今年度の管渠工事は約2,200メートルを施工中であります。

次に、各種スポーツにおける児童生徒の活躍状況についてであります。7月中に開催された山本郡夏季総体等は、観海小学校のミニバスケットボール、峰浜中学校の軟式野球の優勝、八森中学校と峰浜中学校の陸上競技や峰浜中学校のソフトテニスの活躍はめざましく、全県大会出場を果たしました。今後のますますの活躍を期待しております。なお、活躍状況の詳細は配布資料をごらんください。

また、児童生徒の応援に駆けつけてくださいました保護者をはじめ町民の皆様には、厚くお礼申し上げます。

次に、学校プールの安全管理対策についてであります。埼玉県ふじみ野市の市営プール女児死亡事故を受け、秋田県教育庁の調査依頼に基づき、本町小・中学校の学校プールの一斉点検を実施いたしました。その結果、水沢小学校と峰浜中学校において吸い込み防止金具が設置されていないのが確認されましたが、水沢小学校は排水口の蓋が

ボルトで完全固定されており、また、峰浜中学校の排水口の蓋は重量式で外れにくい方式になっているため、当面、安全性については問題がないと報告しております。なお、さらなる安全を期するため、教育委員会及び学校教職員による巡視強化並びに監視補助員を排水口付近に配置するなどの事故防止対策を講じたところであります。

次に、八森中学校体育館ステージ屋根崩壊復旧工事についてであります。このたび工事が完成し、8月23日に完成検査を実施し、町に引き渡しになっております。復旧までの間、八森中学校生徒の皆さんはじめ広く体育館を利用している社会スポーツ団体各位には大変不便をおかけしました。9月3日に行われた八中祭は新しいステージで各種演目がにぎやかに行われ、PTAはじめ町民の方々にお披露目をすることができました。

次に、第一回町民野球大会についてであります。広域峰浜野球場を主会場に4会場において、7月30日と8月6日の2週にわたり開催され、熱戦を展開いたしました。野球大会は、峰浜地区ではこれまで42回の村民野球大会を、八森地区では25回の自治会親善野球大会を開催しており、両地区においてともに歴史と伝統のある大会でありましたが、今回は峰浜地区から17チーム、八森地区から6チーム、計23チームが参加いたしました。決勝戦は八森地区の岩館第1・第2連合チーム、峰浜地区の沼田チームとの対戦となり、優勝されました沼田チームにはお祝いを申し上げますとともに、準優勝の岩館第1・第2連合チームをはじめ本大会に参加いたしました22チームには、来年の大いなる奮起を期待するものであります。

また、毎年恒例になっている北羽新報社主催の400歳野球大会は今年で66回目を迎え、この大会は能代市山本郡から60チームが参加され、7月2日から熱戦を展開、今夏の暑さの中で選手たちの好プレーや充実した試合が展開され、峰浜地区の「峰夢Run」チームが、チーム結成2年目にして見事初優勝を飾りました。毎年、八森と峰浜から出場しているものの北部地区からの優勝は初めてであり、その快挙を讃えるものであります。

次に、八峰町成人式についてであります。8月14日、文化ホールで開催いたしました。今年の対象者は昭和61年4月2日から62年4月1日生まれの八森地区51名、峰浜地区59名、計110名が対象で、このうち92名が出席したところであります。新町における初めての新成人であり、今後ますますのご活躍を祈念するものであります。

次に、峰浜地区文化交流センター(峰栄館)についてであります。昭和60年に建段され20年を経過し、補修を余儀なくされ、冷暖房設備関係は5月10日に着工し、6月26日

に完成しております。7月からの冷房切り替え時に合わせ工事を終了することができ、利用者に大変喜ばれているところであります。

また、屋根改修工事は9月5日に着工し、10月31日を目指し工事が進行しております。それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第83号、八峰町名誉町民条例制定については、本町に縁故のある方で、公共の福祉または国家社会、地方自治の進展に寄与し、町民の尊敬の的と仰がれる方に称号を贈り顕彰するものであります。

議案第84号、八峰町犯罪被害者等基本条例制定については、犯罪被害者等基本法の規定により本町犯罪被害者の支援施策の基本的事項を定めるものであります。

議案第85号、八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定により、必要な事項を定めるものであります。

議案第86号、八峰町国民保護協議会条例制定については、八峰町国民保護協議会の組織及び運営について必要な事項を定めるものであります。

議案第87号、八峰町地域活動支援センター事業利用者負担金徴収条例の制定については、地方自治法の規定により、八峰町地域活動支援センター事業の利用者から徴収する負担金の額を定めるものであります。

議案第88号、八峰町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、八峰町国民保護協議会委員に報酬及び費用弁償を支払う必要があるためであります。

議案第89号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金を30万円から35万円に改めるものであります。

議案第90号、能代山本広域市町村圏組合理約の一部変更については、地方自治法の規定により、関係市町協議の上、本組合に収入役を置かず、組合の財務は理事会が司ることとしようとするに伴う規約の変更で、議会の議決をお願いするものであります。

議案第91号、町営土地改良事業の施行については、土地改良法の規定により、市町村が土地改良事業を実施するときは、都道府県知事と協議し同意を得る必要があるが、その協議に先だちあらかじめ市町村議会の議決をお願いするものであります。

議案第92号、工事請負契約の締結については、平成18年9月4日、指名競争入札に付しました八森地区簡易水道・浄水場機械設備更新工事について、八峰町の議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第93号、平成18年度八峰町一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,065万6,000円を追加するものであります。その歳出の主なものは、災害復旧費約6,450万円や総務費で約2,050万円、民生費で約1,040万円等でありま

す。

議案第94号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,907万円を追加するものであります。その歳出の主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金約4,900万円等でありま

す。

議案第95号、平成18年度老人保健特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出重の総額に歳入歳出それぞれ1,334万5,000円を追加するものであります。その歳出は、諸支出金であります。

議案第96号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,661万1,000円を追加するものであります。その歳出の主なものは、諸支出金等であります。

議案第97号、平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算認定については、旧八森町の一般会計の歳入歳出決算を認定いただくものであります。

議案第98号から議案第103号までの6議案は、旧八森町各特別会計歳入歳出決算を認定いただくものであります。

議案第104号、平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算認定については、旧峰浜村の一般会計の歳入歳出決算を認定いただくものであります。

議案第105号から議案第114号までの11議案は、旧峰浜村各特別会計歳入歳出決算を認定いただくものであります。

議案第115号、平成17年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、一般会計の歳入歳出決算を認定いただくものであります。

議案第116号から議案第126号までの11議案は、各特別会計歳入歳出決算を認定いただくものであります。

以上9月議会定例会にご審議いただき議案は44議案であります。詳細については提案の際説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案第83号、八峰町名誉町民条例可決の際には、名誉町民の同意案件を追加提案させていただきますので、重ねてよろしく願いいたします

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 続いて議長報告であります。議長報告につきましては、別表報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第83号、八峰町名誉町民条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第83号、八峰町名誉町民条例制定についてご説明を申し上げます。

八峰町名誉町民条例を別紙のとおり制定する。

平成18年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町民又は八峰町に縁故のある人で公共の福祉を増進し、広く国家社会又は地方自治の進展に貢献し、その功績が着実に郷土の誇りとして町民の尊敬の的と仰がれる人に八峰町名誉町民の称号を贈り顕彰するものでございます。

次のページをお願いいたします。

八峰町名誉町民条例であります。朗読して提案にかえさせていただきます。

目的であります。第1条 この条例は、八峰町民又は八峰町に縁故のある者で公共の福祉を増進し、広く国家社会又は地方自治の進展に貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとしと町民の尊敬の的と仰がれる者に対し、八峰町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を送り、これを顕彰することを目的とする。

選定、第2条 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定する。

顕彰、第3条 名誉町民には、八峰町名誉町民称号記を贈る。

礼遇、第4条 名誉町民に対する礼遇は、次のとおりとする。

（1）町の公式の式典の参加及びこれに係る便宜の供与

（2）その功績を永く伝える方途を講ずること。

（3）名誉町民としての榮譽を称えるため、町長が必要と認めた特典及び待遇を講ずること。

名誉町民の取消、第5条 名誉町民が本人の責に帰すべき行為により著しくその名誉を失墜したと認められるときには、町長は議会の同意を得て、名誉町民の称号を取消

し、その旨本人に通知する。

委任、第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） えーと内容についてはいいのですけれども、峰浜地区の方ではどういう人がいたのか、いなかったのか。それから、これを制定することによって誰かまた町の方では町民名誉賞を与えるような人を考えているのか、お答えいただきたいと思  
います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁願います。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。

峰浜地区では名誉村民なる者はおりませんでした。

さっき町長から行政報告あったわけでありましたが、今の原案をご可決いただければ、この後、八森町の前名誉町民でありました方を追加提案を申し上げたいというような内容であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほども今、総務課長も町長の行政報告で追加提案ということで諮ってますが、この際ですね、かなり前に本館のサクラダツカサさんという方がセラミックって皆さんも聞いたことがあると思うわけですけれども、そのような発言をしてかなり向こうでも有名な人がいますので、そういう人もこの目的には非常に合っておりますので、そういうことも今後考えていけばいいんじゃないかということでもあります。  
いかがですか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

今回はですね、実は八森町・峰浜村の合併協議の際に旧町村の名誉町民については新町での名誉町民条例の中で、これは継続されていくという話し合いがありましたので、今回はその人に限って提案する予定でございます。今、石塚議員から提案ありました件



についてはこの後ですね、もう少し検討して、ふさわしい者であれば提案するという  
ことになると思いますけれども、今回の提案については今のところそこまでは予定して  
おりません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この条例の中身について若干お伺いします。

第4条の「町長が必要と認めた特典及び待遇を講ずること」とこうありますけれども、  
具体的にどのような特典、待遇を考えておられるのか、お知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

午前10時42分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って本会議を開きます。

お答え願います。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。

第4条の規定しております（1）と（2）以外に、今のところ具体的な内容について  
は検討いたしておりませんので、この後またどういうものがあるのか、各町村の参考例  
も聞きながら、この後対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） おそらくこの条例は旧八森町の条例を参考にして条例化したも  
のだと思うわけです。そうすれば、この第4条の部分、八森町の名誉町民条例にこの部  
分があったのかどうか。それから今の総務課長の答弁だと、第1条、第2条だけですか、  
についてだけ協議して、それ以下については今後詰めるというような話でしたので、そ  
うすれば1、2、3というぐあいには、ここに箇条書きすること自体がおかしいのでは  
ないかと思うわけですが、その点についてお伺いします。

○議長（阿部栄悦君） 皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。

まず条例の関係であります。これは八森町の条例を参考にしながら、同じ内容で提  
案させていただいております。

それから先ほどの、後の方の質問でありますけれども、この条例に書くのはおかしい  
ということでもありますけれども、これもまた八森の条例を私どもそのまま列挙させてい

ただきまして、そのまま載せてしまったということもございますが、できるのであればこれらも特典なり対応というものをもうちょっとみんなで具体的に検討しながら、全県各地の、あるいはまたこれらに類似する町村の参考例などあれば、これらを十分検討して、この条例文を適用できるような、そういう対応を講じてまいりたいというぐあいに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 若干補足します。

1番目と2番目については大体わかると思いますけれども、第3番目についてはいろいろな想定がされるわけです。例えば、こちらの八峰町に本人が訪れた際の施設の利用であるとか、そういうものを例えば減免するであるとか、あるいは仮にあまり適切な例ではないんですけれども、もし万が一あった場合ですね、やっぱりその辺に対して町として何らかのやっぱり形をあらわしていくというふうなケースであるとか、やっぱり一時に想定できないいろんなケースもございますので、それはやっぱりそのケースに応じていろんな適切な判断をしながら名誉町民にふさわしい扱いをしていくという、そういう意味あいを含めてつくっておりますので、何とかひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） おそらくこれが日沼先生を意図した条例だと思うんですけれども、何か伺うところによれば今まで日沼先生のところにはハタハタが毎年贈られておったというような話も伺っております。それがこの4条の3の部分にあたるのかなという気がしますけれども、その点についての今総務課長の説明がなかったのでね、そうだとすれば素直に「そうだ」と報告いただければよかったと思うんですけれども、その点どうですか。

○議長（阿部栄悦君） お答え願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今回、監査やられてその内容がわかったようでございますけれども、それもまず含めてということですから、ごく華美にならない常識的な範囲の中で対応していきますので、ひとつご了解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 第1条についてお伺いします。この条例は、「八峰町民又は八峰町に縁故のある者」という文面がございますが、「縁故のある者」となりますと例え

ば奥さんが八峰町の出身のだんなさんとか、八峰町出身の人の子供とか非常に範囲が広がるのではないかなというふうに思います。「八峰町出身の人」となれば限定されるわけではありますが、「縁故」という考え、非常に範囲が広い。果たしてここまで対象者を想定していいのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

原則的な、そうすると出身者が第一になると思いますが、やっぱりいろんな町にゆかりのあるケースというのはあると思います。もう出身者という限定すると、やっぱり八峰町の名誉をですね高めてくれたという、いろんな形のつながりある人がいますけれども、そういう人に対して町としてやれないというふうな状況にもなると思いますので、ある程度、原則的にはやっぱり出身者を念頭に置いておりますけれども、そのケースに応じて、もちろん私だけの判断でなくて皆様方の判断も仰ぎながら選任していくわけですので、そのケースに応じて相談をしていきたいと思いますのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第84号、八峰町犯罪被害者等基本条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第84号についてご説明を申し上げます。

八峰町犯罪被害者等基本条例制定についてであります。八峰町犯罪被害者等基本条例を別紙のとおり制定する。

平成18年9月12日提出

提案理由であります。犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条の規定により、八峰町における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めるものであります。

次に、条文を朗読させていただきます。

#### 八峰町犯罪被害者等基本条例

目的、第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（以下「法」という。）において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、八峰町における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

（定義）第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）によりその害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（2）関係機関等 国、秋田県、秋田県警その他の機関（町を除く。）、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に定める犯罪被害者等早期援助団体、その他犯罪被害者等の援助を行う民間の団体及びその他の関係する者をいう。

（3）町民等 町内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいう。

町の責務、第3条 町は、犯罪被害者等の支援に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を蜜にして施策を策定し、及び実施するものとする。

町民等の責務、第4条であります。町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

窓口の設置、第5条 町は、町の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、その他犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけられるよう努めるものとする。

日常生活の支援であります。第6条 町は、犯罪等により日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、訪問介護員の派遣その他の福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

安全の確保、第7条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

就業の支援、第8条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

支援体制の構築、第9条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

民間団体に対する援助、第10条 町は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

支援を行わない場合、第11条 町は、被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合には、支援を行わないことができる。

委任、第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番松岡清悦君。

○1 番（松岡清悦君） 今までこういう条例がなかったと思うわけですが、もしあったとすれば質問しないんですが、今回こうした条例をつくらなければならない原因、それからいざつくることによって一概に犯罪といってもいろんな犯罪があるわけで、どのくらいまで手を差し伸べようとしているのか。あるいは過去に例えばこういう犯罪があっ

たときにその条例がなくて行政で手助けできなかつたとかという実例があるのかどうか、もうちょっと詳しく具体的に、例えば犯罪といってもいろいろあると思うんですが、例えばですね、放火になった場合、それも犯罪被害かと思うんですが、そういうことに対して、あるいはいろいろ凶悪犯罪があるわけですが、過去に八峰町の中でこれを制定することによってそれに該当するであろう犯罪があつたのかどうか。そういう場合、別として適用できるまあ今回の条例の制定に向けてそれを具体的に説明してください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） ご答弁申し上げます。

まず、この条例の目的でありますけれども、先ほどお話しましたように関係法律ができあがって町の方でも条例化を明文化しなければならないというような義務が生じたということが一つであります。今、松岡議員さんからご指摘のように過去にこういった事例があるかということになりますと、合併前で峰浜村ではこれらに該当するような事例はなかったと思いますが、警察の方からのご説明ですと、こういった被害者が出る前にこういった法を整備しておいて、これらに対応できるようにしておくのがいいのではないかなというようなことでありました。したがいまして、先ほど申し上げましたように法でこの条例を設置することも義務づけられおりましたので、今議会にご提案申し上げたということであります。

それから犯罪等の内容でありますけれども、今、議員ご指摘のようにいろいろな犯罪があるかと思えます。放火とかそういったものも当然その中には入ってくるだろうと思えますし、今ですとドメスト・バイオレンス、ああいったものもこの中には入ってくるということも伺っております。したがいまして、これらを適用させる場合には、町長あるいは助役と十分相談をしながら、これらの法律に該当になるのかどうか、そこら付近の見極めをしっかりとやっていきたいというぐあいに思っております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今、上からの押しつけの条例のようですけれども、各条例をずっと見てみればそれぞれみんな最もだというような感じもいたしますけれども、詳細に見てみると非常に曖昧な部分は何箇所かあるわけです。それについて一つずつ伺うわけですけれども、まず例えば第4条「犯罪被害者の名誉又は生活の平穩を害すること」では、どの程度まで、どこからどこまでが名誉を傷つけて、どこからどこまで犯罪者の

生活の平穩を乱すことになるのか、そこら付近の線引きはどう行うのかということ。それから、第5条「総合的な窓口を設置する」ところありますけれども、これは新たにそういう町の中に窓口を設置して職員を配するのか、その5条の2には「業務に従事する職員に対して」ところありますね。そして「民間が行う講習を受講される」ところあるわけです。新たにその専門の職員を配するのかどうか。それから第7条「一時保護、施設の入所による保護を行う」ところありますけれども、町に一時保護する、また施設があるのかどうか。あるとすれば一時どこに預かるのか。預かった場合、それに対しての対応する職員はいるのかどうか、設けるのかどうか。それから第10条ですね、財政上の「活動する民間団体に対して財政上の援助等必要な援助を行う」、これについてもどの程度の援助なのか、どの程度の額を想定しているものか、何か中身にすれば非常にまだ不十分な部分があるような気がするんですけれども、今お尋ねした部分についてわかる範囲で結構ですのでご説明ください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。

まず、第4条の「名誉又は生活の平穩を害する」ということでもありますけれども、これは法の解釈がいろいろあるかと思うんですが、私どもが通常生活している上で普段どおりの生活が、ごく基本だろうと思うんですが、それができなくなるようなことをここでは言っているんじゃないだろうかなと私は理解をいたしております。また第5条の方であります、窓口の関係であります、これは今防犯担当の方でこれをやらせていただいております。したがって、この講習等に私が参加をしていわゆる暴力団の対策等につきまして縷々講習を受けてきたところでもあります。それから第7条の関係であります、ここの一時保護の施設等の関係でございますが、これらにつきましてはいわゆる県の方とかですね、いろいろ相談をしながらこれらに適用した施設に一時避難というわけですが、被害が被らないように保護していければなというぐあいに思っております。したがって、そういうことでその方々によって入る施設もおのずと変わってくるんじゃないかなというふうな気もいたします。いずれ町の方ではこれらを一時保護するような施設は持っておりません。それから第10条の方の財政的な援助の額等でもありますけれども、これらは民間団体の方でどのような活動をなさってくれるのか、その程度ぐあいによってそれぞれ町の方で判断するということになるかと思いますが、これらの具体的な額までは今のところまだ検討いたしておりませんので、ご理解をいただきたいと思

います。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この条例が適用されないようにすることが一番望ましいことな  
んですけれども、今総務課長の説明を伺うと、まず中身については起こったこともない  
し、起こってみてからそれなりの機関に相談して対処するところということだろうと思う  
んですけれども、それでよろしいですか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） まず大まかにいえばそのようなことになるかもしれませんが  
けれども、やはり町でできる部分につきましてはできるだけことは町でやっていきたい。  
もし町で及ばないところがあれば、今柴田議員さんからご指摘ありましたように上の方  
にご相談申し上げながら適切にご指導をいただくということになるかと思えます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） ひとつ質問したんですけれども、それは暴力的ないろんな被害  
があると思うんですが、それが暴力団の関係の妻であったりとか関係の家族であったり  
とか、そういうことも想定されるわけですね。そういうことの相談というのは非常に  
窓口を設けても相談しにくい、窓口に行って言えるようなことでもないですので、そう  
いう専門的な知識を身につけるということで受講させるということだと思えますけれ  
ども、今速やかにこの職に対する受講というふうなことを考えているのか、また、そう  
いうふうな関係の中での家族の被害とかそういうことも想定されると思えますので、そ  
ういう場合にどうなのかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答えいたします。

今、ドメスト・バイオレンスのことでお話されましたけれども、私が説明を受けたこ  
とについては、これら等に対応するための事務の基本的な事項を講習してきたわけであ  
りまして、一つ一つの事例にどのように対応するかというような具体的な講習の内容で  
はございませんでしたので、そこらの詳しい内容につきましてはまだ認識不足なところ  
がありますのでご容赦をいただきたいと思います。いずれこの後もこういう条例が町  
に制定をされるわけでありまして、こういった講習等があれば積極的に参加をしながら  
内容を十分勉強してまいりたいというぐあいに思えますので、よろしく願いいたします。



○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） この条例は政府の方でもかなり大変もめてあったようですが、条例一つ一つやれば理解できないことがいっぱいありますが、私もちょっとそういうことを聞くのかと言われると思いますが、ちょっと勉強不足ですけれども、この犯罪被害者というものは、もちろん要するに何かを加えられたことでありましようが、加害者が裁判等で「この人は犯罪被害者だよ」と決められて初めてこれが施行されるのか、それともただお互いにこうやっていて警察沙汰にならないとして、ただ「おまえは犯罪だよ」、今言葉にちょっと悪いかわからないけれどもセクハラとか何かした場合、お互いに「あなたは犯罪だよ」と、そういうようなことなのか。それともきちんと裁判で、加害者が裁判で実刑判決を受けた場合、そして被害者、これが本当に被害だよと決められて初めてこれが条例となるのか、そこら辺を。

○議長（阿部栄悦君） 答弁願います。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 右に定められておりますように、ここでいう「犯罪被害者等」というのは、いわゆる今この「犯罪」というのが問題なわけですが、犯罪等によって害を被った者ということになりますので、犯罪というのは私どもが決めるわけにはいかないと思います。したがって、ご指摘いただいておりますように法の中で犯罪というようにものに該当する者で害にあった人を救援するための条例というぐあいにご理解をいただければいいんじゃないかと思えます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第85号、八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定

についてを議題とします。当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第85号についてご説明を申し上げます。

本条例の制定にあたりましては、先ほども申し上げましたようにこれもまた法の規定により、この条例を設置するわけでありませけれども、この条例は法律に定めておらない部分について町の方で条例化をして明記をしていくということになりますので、その内容について朗読をしながらご説明を申し上げていきたいと思ひます。

八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について

八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を別紙のとおり制定する。

平成18年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。

次のページお開きください。朗読して提案にかえたいと思ひます。

八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

趣旨であります。第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

組織、第2条であります。国民保護対策本部長（以下「本部長」）は、国民保護対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

部であります。第3条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

現地対策本部、第4条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

3 国民保護現地対策本部員は、国民保護現地対策本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務に従事する。

委任規定、第5条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第6条 第2条から前条までの規定は、八峰町緊急対処事態対策本部について準用する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 大変大ざっぱで具体性がなくてわかりにくいんですけども、まずこの一番「武力」という言葉ですが、これは国の方からきた法律ですのでこれを地方自治体で条例をもつということできた条例ですけども、町としては「武力」ということをどのように考えておられるのか。今マスコミでも言われているとおり、北朝鮮の武力はもう戦う能力がない、また、テロとしても今イギリスの飛行機がテロ行為で爆弾の調べをされましたけれども、これもやはりアメリカの戦争の負担といたしますか、そういうものに対するやはりテロ行為が国に対して来ると思います。今この八森の中で考えられる「武力」というのはどういうふうなことなのか。また、これは非常に大ざっぱな内容になってますけれども、いざ発生するということになりますと建物、公共の建物からすべての建物、160の機関がもうこれに沿って発動しなくてはならないというふうなことになると思います。今全国的にこれは今討議されてますけれども、沖縄の中でも討議された資料を見ますと、この有事の際に県民を守る能力はもたない、県民は守れないというふうなことをはっきりとされています。八森町は観光地として名を立てて、これからもやっていこうということですけども、まずこの観光地に対するハザードマップもまだできていないと思います。さきの一般質問でも言いましたけれども。それと住民の避難通路、避難場所もまだ明確にはなっていません。そういう中で今この武力に対

する攻撃があった場合に、こういう本部を置いて活動するというふうなことに對して、どの程度まで考えておられるのか、その辺を聞きたいと思います。

それとこの内容について、決められたことはまた議会の中に出されるのか。そして、この情報を公開されるのかどうなのか、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁願います。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） まず、このたび条例を制定するに至った経緯であります。今議員からご指摘いただいておりますように中身は雑駁なわけではありますが、ご案内のように先ほど申し上げた法律でありますけれども、これを見ますと百何十條からなる上の法律に具体的に細かにこれらを書いておるといふことでもあります。したがいまして冒頭申し上げましたように、今回の条例はこの法律に載っておらない部分を条例に明記をしながらこの後対応していくといふことで今回提案させていただいたといふことでもあります。

それに合わせまして「武力」とはどのようなことなのかといふことでもありますけれども、私ども素人が想像できる範囲といふのは、いわゆる着上陸侵攻といひますか、いわゆる蜜入国とかそういったものが一つあるようであります。それからゲリラ、特殊部隊による攻撃がまだ1点あるようであります。次に、弾道ミサイルの攻撃が第3点に挙げられておるようなことでもあります。4点目には航空機による攻撃、いわゆるアメリカのテロ等があったわけではありますが、ああいったものが挙げられるといふぐあいに私ども研修会等で伺っておるところであります。ですので、この後、町としてどのようなぐあいにそういったものに対応していくかといふことは、まだこの後条例に書いてありますように現地対策本部は別としましても、本部長なる者を定めながらまた計画の方を具体的にしていかなきゃならないと思っておりますので、その際にはまた議会の方にもいろいろ報告しなければならない事項等判断しながら適時に報告していくものは報告していくといふような段取りをとってまいりたいといふぐあいに思っております。

いずれこれらに対する具体的な施策についても、まだまだ私ども勉強不足な部分がたくさんございますので、この後やはりこういった類の会議等もあればよくこれも研修しながら勉強してまいりたいといふぐあいに思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 内容を部長が決まれば報告するとかといふふうなことでしたけれども、そういうふうなことではなくて、この会議の中身を情報公開するのかどうなの

か。また、本部長というのをどういうふうな人を置くつもりでいるのか。資料を見ますと、これは国と県の段階だと思うんですけども、自衛隊の幹部を置くとかそういうふうなことも書かれてるのもありますけれども、本部長というのをどういうふうな形を想定しているのかということ、部長とか部署の部員というふうな情報公開ではなくて中身の情報公開があるのかどうなのか、そこについて、その点お願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 皆川総務課長、答弁を求めます。

○総務課長（皆川鉄也君） まず公開の方でありますけれども、公開の内容、公開を求められた公開の部分等についてそれぞれやはり検討しながら公開するべきものは公開していくというようなことで理解をいただけるんじゃないかと思っております。

それと本部長の関係であります。ここはやはり町長が本部長ということが望ましいのかなと私は思っております。それで、ここの部員というのやはり防犯といいますか、そういった担当を行っております総務課の方がこれらに値する部員ということになるんじゃないかなというぐあいに思っております。

○議長（阿部栄悦君） 見上さん、よろしいですか。

○14番（見上政子君） はい。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 1条でしてないで2条で規定するわけなんですけれども、八峰町の、国民保護対策本部長の前に「八峰町」とつけなくてはいけないのかなと思うんですけども、その辺は。

○議長（阿部栄悦君） お答えを求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） まず、そこまで私勉強しておりませんが、条例そのものの名称が八峰町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部というふうなことになっておりますので、内容は「八峰町」が抜けておるわけですが、これは八峰町の条例だということで条文も理解していただければいいんじゃないかと思うんですが、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありますか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほどの課長さんが一生懸命説明してくださいましたけれども、

やはり情報が真正面から公開されるものではないということが、そういうニュアンスに私は聞こえました。やはりこれは大変町民を守るという立場のものではないということで、これに反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 賛成討論をお願いいたします。この条例は国民の有事また相手の武力攻撃から国民を守る、その保護条例の制定だというふうに思います。日本人はとにかく有事また武力攻撃に対して危機感がない、ノー天気だというふうにいわれるわけがありますが、やはり国民もですね、しっかりとそういう危機感を持ちながら、また、たとえ有事の際といってもですね、命令系統がしっかりした、そういうものをつくっていくということは大切なことだと思います。よって、賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおりと決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第86号、八峰町国民保護協議会条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第86号、八峰町国民保護協議会条例制定についてご説明を申し上げます。

八峰町国民保護協議会条例を別紙のとおり制定する。

平成18年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、八峰町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

八峰町国民保護協議会条例

趣旨であります。第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、八峰町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

委員の定数であります。第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

専門委員の解任、第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

会長の職務代理、第4条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

会議、第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

幹事、第6条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

部会、第7条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

委任規定、第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 第2条の「委員の定数20人以下とする」という人数が非常に大ざっぱなんですけれども、「以下」の「以下」はどのくらいの数まで…ごめんなさい、「以内」の人数はどのくらいまで想定しているのかというふうなことで、それから第3

条の「調査が終了したときは、解任されるものとする」、専門委員ですけれども、この「調査」というのはどういう調査なのか、その内容は公開されるのかどうなのかということについてお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 今この条例を作成するにあたって協議会を開催しながらご意見をいただくということでありますので、ここで20名以内としておりますのは、やはり専門的知識等もいろいろこの後検討しなきゃならないと思いますが、まだ何人になるかということまでは検討いたしておりませんが、県の方の準則等によりますと各自治体の方では20人以内が適当だろうというようなご教示もいただいておりますので、そのとおりうちの方も20名に従った枠内で委員をお願いしていききたいというぐあいに思っております。

それから専門委員ということではありますが、私どもなかなか専門的なこと、知識を有しておらないわけでありますので、例えば自衛隊の募集事務所の方々から町の方にご協力をいただくというようなことも一つの手だてかなと。それで、そういった方々は任務が終わり次第、仕事を終了ということにさせていただきたいというような内容でありますので、ご理解をいただければというぐあいに思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほどから公開するのকাশないのかという質問が多いんですけども、これは公開条例というのがあるんですか、これは規定しないで役場に行けばちゃんと説明してくれるんですか。この前にどのような話し合いをしたかという何かあるものですか。それで聞けばいいことなんですか。ちょっと確かめたかったんです。

○議長（阿部栄悦君） お答え願います。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。

公開条例ありますので公開条例に従った手段でですね、それぞれ公開をしていきたいということでありますので、あくまでも条例に基づいて公開をしていきたいというぐあいに考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

14番見上政子さん。



○14番（見上政子君） 先ほども緊急対処事態対策本部条例には反対をしましたがけれども、やはり調査には自衛隊が入るということ、これは当然そうなると思うんですけども、今の自衛隊の役目からするとこれはやはり危険なことだと思います。よって、これに反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 私は大賛成をする立場から討論させていただきます。

先ほども条例制定が可決されましたけれども、何といたっても私どもの日本海に向けて北朝鮮から6発ものミサイルが青森方向へ向かった。さらには記憶にも新しい北朝鮮からのミサイルがこの秋田県の上空を通過し、太平洋へ着弾した事例などは、まさに秋田県民の心情からしても穏やかでない、むしろ国レベルでの問題であるなど思いつつも、県の方でなぜ騒がないのか大変不満も思っておったところ、こういう条例が制定されたことはおそきに失したくらいの感じがあります。よって、この条例には大賛成をし、討論といたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第87号、八峰町地域活動支援センター事業利用者負担金徴収条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 議案第87号であります。八峰町地域活動支援センター事業利用者負担金徴収条例制定についてであります。

八峰町地域活動支援センター事業利用者負担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

平成18年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、八峰町地域活動支援センター事業の利用者から徴収する負担金を定めるものである。これは、障害者の自立支援法施行され、この4月1日、あるいはまた10月1日から

の対象事項するものでございまして、それに伴いましてこの条例を制定するものでありますので、よろしくお願ひします。

ちなみに八峰町地域活動支援センター事業というのは、創作活動の機会の提供、地域間の交流、社会との交流を促進するセンターということでございまして。その中で障害者を通所するというところで大人また児童の通所施設ということでございまして、よろしくお願ひします。

次のページをお開き願ひします。

#### 八峰町地域活動支援センター事業利用者負担金徴収条例

趣旨、第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、八峰町地域活動支援センター事業（以下「支援事業」という。）の利用者から徴収する負担金を定めるものとする。

負担金の額、第2条 支援事業の負担金は、次に掲げる額とする。

（1）障害者通所事業 1回当たり 200円。1回程度200円と定めております。

（2）障害児通所事業、これは4時間未満、1回当たり 150円。

（3）障害児通所事業、これは4時間以上でございまして、1回当たり300円。

負担金の徴収であります。第3条 支援事業の利用者は、町長の指定する日までに負担金を納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認められる者については後納、延納又は分納させることができる。

負担金の免除であります。第4条 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯に属する者は、負担金を免除する。

2 前項のほか、町長が必要と認めた場合は免除することができる。

（委任）、第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、平成18年10月1日から施行するものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私も勉強不足ですのでこれは教えてもらいたいと思うんですけども、地域に関わらず支援センターの中身というのは、介護保険だけ人が対象なのでなくて、障害児通所施設ということは児童も入るのでしょうか。

それと、障害者支援センター条例に書いてある1回当たりとなっておりますけれども、

児童に対しては4時間以内、4時間以上とそれが中身的に時間でもってきた理由、これを教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） この障害者自立支援法というのは、身体障害者、それから知的障害者、精神障害、これらの障害にかかわらずサービスが一元化されるということで、サービス体系も自律支援給付と地域生活支援に分かれ、個別のサービスも受けられるというものであります。リハビリとか介護だけということではありません。そこで、この事業の時間帯の事ですけれども、障害者の（1）の第2条の方は大人の方を指しています。一回当たり一日ということでございます。それについては、今現在も行われている事業もあるわけですね。それでリハビリについてのみ1割、200円を負担していただくということでございます。

それから、障害児の方はそういうことは現在もやられている事業でございまして、それで、学校の終わる時間によって半日来る場合もあれば一日の場合も考えられるということで、4時間未満は150円、4時間以上は300円負担していただくということになります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第88号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第88号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

八峰町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成18年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町国民保護協議会の設置により委員に報酬及び費用弁償を支給する必要があるため、この条例を改正するものであります。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

八峰町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

八峰町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表第1中「包括支援センター運営協議会委員」「その他特別職の職員」を「包括支援センター運営協議会委員」「国民保護協議会委員」をつけ加えて「その他特別職の職員」というぐあいに改めるものであります。金額については、日額4,000円ということになります。これは先ほど条例の方をご可決いただいていたこととなりますので、これらの

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 国民保護協議会条例制定に反対いたしましたので、この国民保護協議会の委員報酬日額4,000円に反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第88号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第89号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 議案第89号であります。八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

八峰町国民健康保険条例（平成18年八峰町条例第106号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成18年 9月12日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の改正により、出産育児一時金を30万円から35万円に引き上げるため、条例改正が必要となったものであります。

健康保険法の一部改正につきましては、平成18年6月21日に公布されまして、この10月1日から施行するというものであります。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次のページであります。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成18年八峰町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「30万円」を「35万円」に改めるものであります。

附則、この条例は、平成18年10月1日から施行するものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可

決されました。

日程第11、議案第90号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第90号についてご説明を申し上げます。能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町で協議のうえ、能代山本広域市町村圏組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成18年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由 能代山本広域市町村圏組合に収入役を置かず、組合の財務に関する事務を理事会が司ることにしようとするに伴い、能代山本広域市町村圏組合規約の変更に関する関係市町との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

別紙ということで、能代山本広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約

能代山本広域市町村圏組合規約の一部を次のように変更する。

第8条の2を次のように改める。

（理事会の職務）

第8条の2 理事会は、組合を統括し、これを代表するとともに、組合の事務を管理し、執行する。

2 理事会は、理事会が指名する理事に組合の財務に関する事務を担当させることができる。

附則、この規約は、知事の許可を受けた日から施行するというような内容に変更するものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第91号、町営土地改良事業の施行についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森農業振興課長。

○農業振興課長(米森昭一君) 議案第91号についてご説明申し上げます。

町営土地改良事業の施行について

農地農業用施設災害復旧事業を町営にて施行するため、土地改良法第96条の2の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

地区名	工種	事業量
大信田	農業用施設	延長28メートル
上三十釜	農業用施設	延長15メートル
五輪台	農業用施設	延長13メートル

平成18年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。土地改良法第96条の2の規定により、市町村が土地改良事業を行う場合には、都道府県知事に協議し、その同意を得る必要がありますけれども、都道府県知事との協議に先立ち、あらかじめ当該市町村議会の議決を要するためでございます。

以上でございます。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番(柴田正高君) この議案に反対するわけではないんですけれども、農業用施設とは、明確に道路とかどこのところか具体的にお願いします。

○議長(阿部栄悦君) 答弁を求めます。米森農業振興課長。

○農業振興課長(米森昭一君) 最初の大信田地区でございますけれども、これは農道でございます。

それから上三十釜ですが、これは水路の農業用施設でございます。

それから五輪台でございますが、これも水路の農業用施設でございます。場所的には真瀬川の入口というところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この一覧表についてですね、事業を開始した場合の補助率について教えて下さい。

○議長（阿部栄悦君） 米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） この関連につきましては、この後の予算関係によりますけれども、いずれ国庫補助対象になるということなので、国がこの3件とも65%、受益者負担としまして残りの35%の負担でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） この土地改良部分というのは、農業施設災害のならなかったのかどうか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁願います。米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） そういうことではなくて、この農業用、土地改良事業の中に含まれていますので、この3件とも町営事業としてやりたいということでこの議案を上程したということでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第92号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。



○上下水道課長（高宮建一君） 議案第92号についてご説明申し上げます。

議案第92号工事請負契約の締結について

平成18年9月4日に指名競争入札に付した八森地区簡易水道 浄水場機械設備更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 八森地区簡易水道 浄水場機械設備更新工事
2. 契約金額 一金86,625,000円であります。  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥4,125,000円也)
3. 契約の相手方 住 所 秋田県能代市字後谷地9-11  
商号又は名称 大東施設工業 株式会社  
代 表 者 代表取締役 佐藤武比古
4. 支出科目 平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計  
2 款 事業費  
1 項 施設改良費  
1 目 八森地区施設改良費

平成18年9月12日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由 八峰町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年八峰町条例第47号）第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可

決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休 憩

午後 13 時 00 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 午前中に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第93号、平成18年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木助役。

○助役（佐々木正憲君） 議案第93号、平成18年度八峰町一般会計補正予算（第3号）について提案申し上げたいと思います。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出それぞれ1億2,065万6,000円を増額しまして、歳入歳出それぞれ60億283万1,000円とするものであります。

第2条の地方債の追加及び変更は、次の5ページの第2表になります。

歳入歳出の主なものは、8ページからでございます。なお、歳入歳出それぞれ主なもののみご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

8ページを開いていただきます。

2 歳入、1 地方交付税、補正額2,604万5,000円。説明のところで普通交付税でございます。

次の分担金、1 災害復旧費分担金、補正額328万円、農業施設災害復旧分担金でございます。

9 ページ、国庫負担金の1 民生費国庫負担金380万4,000円、身体障害者保護費負担金でございます。

次に、10ページでございます。

6 目災害復旧費国庫補助金、補正額3,363万円。説明、農業地域災害復旧費補助金609万3,000円、林道施設災害復旧費補助金2,753万7,000円。

次に、11ページでございます。

5 農林水産業費県補助金、補正額219万円。説明のところで、数量調整円滑化推進事業費補助金、目指せ“元気な担い手”農業夢プラン応援事業費補助金、県単小規模土地

改良事業費補助金等々でございます。

12ページの特別会計の繰入金の1の老人保健特別会計繰入金、補正額1,334万5,000円、老人保健特別会計繰入金です。2の介護保険特別会計繰入金1,242万1,000円、介護保険特別会計繰入金です。

次の13ページの町債でございますが、1の総務費、補正額580万円、2の消防費460万円、これは説明にありますように防災行政無線施設整備事業のものでございます。10の災害復旧事業債1,630万円、農林水産業施設災害復旧事業債でございます。

次に、歳出でございます。

15ページ、一般管理費、補正額520万7,000円。主なものは、工事請負費の役場庁舎屋根塗装工事でございます。これは八森庁舎、峰浜庁舎の分でございます。5の財産管理費377万円。主なものは、工事請負費の271万円、岩館向台地区公道道路改良工事、鹿の浦展望台防護柵設置工事等々でございます。7の企画費418万4,000円。主なものは、8の報償費350万円。これは、この後の9月27日に予定されております八峰町の記念式典等に係る記念品等でございます。

16ページ、10の自治振興費354万5,000円、19負担金補助及び交付金、集会施設補修事業補助金でございますが、これは各自治会の集落施設の補助でございます。水洗化に伴う工事費の補助金でございます。ちょっとだけ詳しくいいますけれども、これは岩子生活環境改善センター、目名潟担い手センター、あるいは沼田多目的集会所の3カ所でございます。

17ページ、徴税費2の賦課徴収費、補正額331万円。主なものは、委託料188万2,000円、18の備品購入費142万8,000円。同じく17ページの民生費の3の障害福祉費、補正額467万円。これは進行性筋萎縮症の療養給付費につきましては446万円の減額でございますが、地域活動支援センターの運営事業委託料の300万円の追加でございます。

18ページ、扶助費613万3,000円、15の療養介護サービス費、16の施設入所支援サービス費の追加でございます。6の介護保険費328万3,000円、繰出金328万7,000円、介護保険特別会計繰出金です。

19ページ、民生費の1の児童福祉総務費200万円。3の職員手当等でございますが、これは200万円、一般職の時間外手当となっておりますけれども、10カ所こども園あるわけですが、それらの保育士に対する時間外手当でございます。

20ページ、農林水産業費の農業振興費232万3,000円。これは、13の委託料の9万5,00

0円と、それに付随した15の工事請負費157万5,000円、峰浜地区のおらほの館インターロッキングの改修工事費でございます。

22ページの商工費3の観光費、補正額300万円。これは11の需用費150万円、修繕費、鹿の浦の展望台の修繕費でございます。18の備品費150万円、これはぶなっこランドが昨年豪雪で崩壊しまして、そのプレハブの2棟分でございます。

23の土木費の道路新設改良費451万円。委託料の100万円と15の工事請負費351万円でございます。

24ページ、消防費4の災害対策費216万5,000円。これは、主なものは15の工事請負費200万円、これは災害対策工事費となっておりますが、さきの7月1日から3日までの集中豪雨による内坂地区のU字溝の敷設工事等であります。5防災無線施設費530万3,000円。これは、13の委託料467万3,000円、19年度に予定されております峰浜地区の防災行政無線の実施設計料の委託料でございます。

ずっといきまして27ページ、6の八森文化交流施設管理費229万5,000円……教育費につきましては教育委員会の方で説明させますので省略します。途中までですみませんでした。

28ページの農林水産業施設災害復旧費1の農地農業用施設災害復旧費978万円。主なものは、15の工事請負費の910万円でございます。これは午前中の土地改良の中で説明ありましたように、さきの7月の災害による3カ所分の工事請負費でございます。

29ページの2の林業施設災害復旧費5,463万2,000円。これは、15の工事請負費の5,323万1,000円、林道災害復旧費でございますが、これも7月1日から3日までの大雨災害による分でございます。これは補助の分が9カ所、あるいは単独の分が3カ所となっております。

以上をもちまして一般会計の9月の補正について提案説明しました。よろしくお願ひします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて千葉教育長。教育長。

○教育長（千葉良一君） 御苦労さまでございます。私の方からは教育費につきましてご説明を申し上げます。

25ページの方をお開きいただきたいと思います。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の35万8,000円の補正額でございます。12節の役務費でございますが、手数料として21万2,000円と、その他の保険料として3万8,0

00円を補正させていただいております。手数料につきましては、今年配置いたしましたALTでございますが、英語指導助手でございますが、ほとんど日本語ができないような状態でございます。週1回程度はやはり本人のストレスの解消と、また私どもからの伝えることも正確に伝えたいということで必要でありますので、10月から3月までの通訳の手数料として計上させていただいたものでございます。また、今年から1人のALTになりまして、峰浜地区で借りておりましたアパートの件については引き払うことになりました。整理をいたしましたところ、長年使ってあった、放置されてあった掃除機とか洗濯機とか、また、倉庫の中にあるもの、雑品等をですね処理できないでいた関係で、それを今回産業廃棄物として処理されるもの、合わせて21万2,000円でございます。また、その他の保険料といたしましては、各学校のボランティアで見守り隊、また、一部老人クラブの方々に安心して子供たちを送迎していただくように、事故やけがに備えての傷害保険料として検討しておりましたけれども、今回補正をさせていただいたものでございます。

また、13節の委託料につきましてはアスベスト健康診断委託料といたしまして、岩館小学校と観海小学校にアスベストを使用したということでボイラー室がございました。もう既に除去はしておりますけれども、そこで軽作業をする場所として使っておりました校務員の皆さんが、やはり県の指導を受けまして健康診断をしておりましてけれども、やはり本人たちも非常に不安であると。その不安を取り除くためにも一度は精密検査を受けておいた方がいいということで、厚生労働省の所管であります独立行政法人の秋田産業保健推進センター、そちらの方の産業医、お医者さんと相談した結果ですね、指定する病院でCTスキャン等含めて精密検査を受けていただくことにしたものでございます。現職の4名でございますが、前に勤めておられた方の希望者ということで2名を含めて6名の検診料として10万8,000円を計上させていただいたものでございます。合わせて35万8,000円でございます。

次に、2項の小学校費2目水沢小学校費でございますが、58万円の補正額でございます。これにつきましては、水沢小学校の2階の特別教室と1階のランチルーム、食堂でございますけれども放課後児童クラブが使用してございまして、アコーディオンカーテンで仕切った方がいいということで考えまして設置工事の経費として58万円を計上させていただいたものでございます。

次に、3目の岩子小学校費でございます。15万円の補正でございますが、老朽化して

おります危険な鉄製の遊具でございますが、解体撤去の費用として手数料として15万円を計上させていただきました。

次に、3項中学校費、八森中学校費でございます。21万6,000円の補正でございます。8節の報償費につきましては、心の教室相談員を配置しております。昨年までは県の委託金として受けておりましたけれども、今年度から直接本人に県の方から報償費として支払われるということで、当初計上しておりました38万4,000円を減額させていただいたものでございます。

また、18節の備品購入費として演台60万円を計上させていただきました。これは先ほど町長の行政報告でもございましたように、2月に発生しました八中体育館の舞台の崩壊事故でございます。演台も同時に壊れて既に廃棄処分をされておったものでございまして、今回補正計上させていただいたものであります。本来であれば当初予算で計上すべきものでありますけれども、漏れていたためでございます。申しわけありませんでした。

次に、4項の社会教育費の1目社会教育費でございます。17万6,000円の補正でございます。報酬のマイナス21万6,000円と報償費の同額でございますが、今年度策定する中期計画策定委員の当初報酬として計上いたしましたけれども、報償費の方が適当でないかということで組み替えさせていただいたものでございます。また、旅費の17万6,000円でございますが、費用弁償としての1万4,000円につきましては、この中期計画策定委員の委員の方が町外ということでありますので、旅費として1万4,000円計上させていただきました。また、特別旅費として16万2,000円を計上させていただきました。合併後に開催された八峰町文化財保護協会の設立総会におきまして、今年度の研修は八森町と密接な関係にあります北海道別海町の加賀家文書館の研修先になりました。町といたしましても一昨年まで10年間、小中学生の国内研修等でさまざまお世話になった関係もございまして、共催で表敬訪問したいということで同行する職員の特別旅費として16万2,000円を計上させていただいたものでございます。

次に、2目の公民館費でございます。35万円の補正でございますが、報償費11節の需用費、役務費合わせてでございますが、第1回八峰町文化祭に係る各種費用の追加計上でございます。合併協議におきましては、文化祭は合併後に検討するという事になっておりました。検討結果、今年の11月の4日と5日と2日に開催することになりまして、展示するところは八森地区と峰浜地区、峰栄館と文化ホール、また、芸能発表は持ち回

りで今年度は文化ホールで実施されるということでの補正計上でございます。

また、6目の八森文化交流施設管理費の役務費でございます。18万1,000円でございますが、建設以来実施しておりませんでしたトイレの汚水管の洗浄をすることといたしまして計上させていただいたものでございます。においが大分きつくなってきましたので洗浄をさせていただきます。また、委託料として12万6,000円につきましては、文化交流センターの喫煙室の設計委託料でございます。現在、シーガルを喫煙場所としておりますけれども、専用の喫煙室との声も多くありまして設置のための設計委託料でございます。12万6,000円の計上でございます。

また、15節の工事請負費につきましては、文化交流センターの男子トイレの便器の取り替えでございます。正面玄関から入って突き当たりの男子のトイレを洋式に1基を取り替えると。また、合わせて文化ホール側の男子と女子もやろうと思いましたがけれどもスペース的にちょっと問題がある関係で、今後検討するというようにしております。また、文化交流センターの喫煙室の設置工事につきましては、次ページにあります128万円、合わせて合計で229万5,000円の補正計上でございます。

どうぞよろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 15ページの八峰町誕生記念品であります。これ350万円ですが、何かタオルか何かやるのか。何かこれだけかかるということをもうちょっと詳しく説明してもらいたいなということと、それから鹿の浦の展望台の修繕がまず150万円以上になっていますが、あれすべて壊して新しいものにするのか。それからもう一つ、長年のことだったんですけれども、お願いしてあったんですけれども、あそこに自然公園の碑がありますよね、四角いのが。鹿の浦の。それがもうすごく壊れてて前からお願いしてあったんですけれども、あれ県のものだからなかなかできないということで、ついでに修理も一緒になされたらどうかなというように思っております。

それからもう一つ最後にですけれども、27ページの今言いました文化交流センターの喫煙室設置工事182万円、設計もされれば200万円近いお金をかけて直す必要が、だれかが言ってましたけれども。だけれども当初の目的では、あそここのところの目的を考えれば別に直さなくても今のままで、むだなお金を使わなくてもいいんじゃないかなと私は

そう思いますけれども、そこら辺のところを説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 最初のご質問にお答えいたします。

15ページ、企画費の中の8報償費、八峰町誕生記念品350万円でございますが、おっしゃられるとおりスポーツタオル程度のものを3,500世帯、全世帯に配付するというものの内容でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 鹿の浦展望台の修理についてご説明いたします。

実際、解体して撤去ということになると相当のお金がかかるということで、このものについては屋根の部分の防水施工、それから梁の部分にもひびが入っておりますので、これを剥離して新たに修復するものでございます。この施設につきましては、県立自然公園で県が整備したものでございますので修理をお願いしておりますけれども、予算が今年度はないということで町で行うものでございます。合わせて、記念碑につきましては国によって早急に、人身的な事故が起きるといふわけではありませんので、今後とも県の方に引き続き修復の要望を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて伊藤教育次長。

○教育次長（伊藤 進君） 今の石塚議員からのご質問ありましたように、これは前回の議会でもご質問ありまして、それなりに対処したいというふうな回答をしたわけですが、今一般の大人だけじゃなくてですね、結構子供さん方の出入りも多いということで毎日、毎週といいますか地域子供教室等も向かいでやっていますし、そういう関係で今回やはり喫煙室というのは別に設けた方がいいんじゃないかなということで予算計上したところでございます。ひとつよろしく願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 今、助役さんの方から歳入と歳出の主なところというふうなところで説明を受けたとみておりますが、やっぱり歳入に関しては全部説明をしてほしいというふうなことが一つ、要望と、それから歳出も、一般職のところは別にしても時間外、かなりの金額がふくらんだのはどういうふうな理由でふくらんだのかなどという詳しい説明もほしいです。



それから17ページ、例えば説明の1番ですけれども、なぜ446万3,000円減額になったのか、これが1点。それから3番の地域活動支援センター、これは平成18年度の分なのか1カ月なのかというふうなところの説明もほしかったなと思っておりますし、それから20ページ、6款です、委託料のおらほの館のインターロッキング、なぜ改修の必要性に迫られたのかなどという説明はやっぱり私はした方が議事進行上しっくりすると思っておりますし、説明が大まかであると説明のなかったところは何度でも伺っていくといわざるを得ないというふうな状況になるかと思っておりますので、その点、助役にも配慮いただきたいということを申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 今の3点についてお願いします。はい、佐々木助役。

○助役（佐々木正憲君） 説明について大変大ざっぱで舌足らずで申しわけございませんでした。実はですね、この予算の説明につきまして、縷々打ち合わせを内部でやってきました結果、助役の説明は大ざっぱでもいいと、こういうようなことをございましたので、ごくですね大ざっぱってといっても大事なところはやはり説明しなきゃだめだなという気持ちは私は十分ありました。そういうふうなことをございまして、今日もですね、もう少し具体的に内容を皆さんに説明すればよかったなということで、今2番さんから言われましたことにつきまして再度私なりに反省をしてございます。今後十分に内容につきまして精査しながら皆さんに具体的な説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

○議長（阿部栄悦君） 続いて各課長より答弁を求めます。

17ページの筋萎縮に関しましては、佐藤福祉課長、答弁を求めます。

○福祉課長（佐藤 弘君） 17ページの3款民生費3目の障害福祉費であります。説明の方の進行性筋萎縮症療養給付費委託料に関しては446万3,000円の減額になっております。これは10月1日からの法の改正によりまして扶助費の方へ移管替えということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、3の地域活動支援センター運営事業費委託料300万円でございますが、これは10月1日からそれこそ自立支援法の関係でございまして、センターを町の方で設置しなければならない。それは専門職員を要するというので委託を考えてございます。これは10月から来年の3月までということで300万円を計上しております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。20の扶助費613万3,000円でございます。こちらの方に医療給付となってございますが、これ進行性筋萎縮症措置が474万円。実

を申しますと、今現在2名でございましたが3名の方が入所ということで、1名増えてございます。そのためちょっと予算的に合わない面もあります。

それから16の施設入所支援サービス費ということでございますが、これは施設の相互利用ということで、これも2名でありましたけれども3名、多くなっておりますので、その関係で増えた分もありますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 続いて20ページの農業振興費に関しましては、米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 20ページのおらほの館インターロッキングの改修工事の関係でございましてけれども、なかなか説明しづらいこともありまして皆さんのお手元の方にカラー版の1枚物を差し上げてございます。これと合わせながら説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それこそ、おらほの館は平成10年12月に開所したわけですが、いずれ何回か転倒したという報告を受けまして、昨年では12月、また今年に入りまして7月に転倒したということを受けまして、このまま放っておきますと町に対する賠償問題なりそういうものが発生すれば大変だということで、ぜひこの機会に改修して転倒事故の起こらないようなことにしたいということでございます。この資料を見ていただきたいと思っておりますが、いずれこの階段といいますかインターロッキングの構造に転倒の原因があるんじゃないかと考えております。

ナンバー1の方で見ていただきますと、最初の①②③とございます。①が車止めになっておりまして、この車止めも結構低くなっております。それで階段と階段の幅が115センチ、それから階段の高さが10センチと非常に不規則になっておりまして、これが3段続くわけです。それで転倒するという事例がありましたので、私どもとしては階段にペンキを塗ったり目立つようなペンキを塗ったり、それから写真にもありますけれども注意看板、これを3カ所に置いて注意を喚起しておるわけです。それからまた、おらほの館の従業員に関しましては、お客さんに、お年寄りを中心として「階段に気をつけてください」ということをやっておりますけれども、長い年月の間、何回かこういう事故があったということでもあります。いずれこういう不規則な階段の設置が転倒の原因になっているのかなど。上がっていくときは、入っていくときは階段に気づかず、これにつまずいて転ぶと。それから帰り際につきましては、また階段のあるのをちょっと忘れてまして空足を踏むような感じで転んでしまうということでもありますので、この階段を全

部取っ払いましてスロープにすると、そういう計画をもっております。ただ具体的には、この後、設計屋さんとどういった方法が一番いいのか考えて、この予算の範囲内で施工したいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） ただいまのおらほの館の件についてですけれども、私も以前からわりと利用していた方なのですが、大型バスや何か来て大勢の人たちが降りて買い物するんですね。わりあいと年配の方たちが多くて、私も「ああ、手すりが1本ほしいな」と思っていましたので、これを改良する際にはぜひとも手すり、1本でもいいですから考えていただきたいと思ひます。

それともう一つはですね、27ページの社会教育総務費の特別旅費なんですけど、これはどういふ方たちがいつごろ訪問する予定なのでしょうか。お知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 最初に……ちょっと待ってください。米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 大変適切なアドバイスありがとうございます。それで今もうちょっと具体的に、どういふ手すりなのかお示しいただければ、その内容について検討したいと思ひますので、どういふ状態で手すりを設置すればいいのか、もう少し具体的にご提案いただければ大変ありがたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 特別旅費につきまして、北海道の別海町への表敬訪問等、もう一つ研修ということで、9月28日から10月1日までを予定しております。参加者につきましては、文化財保護サイドの会長ほか会員3名の4名と教育長と私の合計6名でございます。

○議長（阿部栄悦君） 丸山議員、今の米森振興課長の手すりの件に関しましては、具体的にはここではなかなかお話できないと思ひますので、後日詳しくお話されたはいいかがでしょうか。それとも今どうしてもほかにあれば……よろしいですか。

○6番（丸山あつ子君） はい。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。13番木藤 實議員。

○13番（木藤 實君） ただいまの丸山議員の質問に関連した、おらほの館の件なんですけど、確か写真で見ると白線が、立派な白線になっていますけれども、正面入り口の方とトイレ側の方と段の高さが確か違うはずですよ。ですから、階段を取って斜面でということですが、全体をそうするともちろんまた冬の間仕切ったり何なりということもあり

ますので、通路の部分、3メートルか4メートル、ここは通路ですよという部分を正面と、あと生産者の出入りするところと2カ所ぐらいを、完全にここは通路ですよと、そういう部分を設けていただいたらいいんじゃないかなと思います。

それとこの写真の1番にあります車ですか、それはなしてここに車止めてるんでしょうか。これは止められない場所であると思います。私もちょこちょこ見ていますけれども、いつもここはいっぱい車が並んでます。ですから、ちゃんと駐車場のところの白線もはっきりさせて、ここは駐車できませんということをはっきりさせていただいたらいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） この件につきましては、今木藤さんからおっしゃられた内容につきましては、最初の方の件ですけれども、一応前の設計屋さんに見てもらったんですが何でこうなっているんだろうかと、設計したところでこういうふうな発言でございましたので、いずれこの写真で見るよりは非常に起伏があるとか非常に波があるような状況で、非常に一概にこうやればすべて解消できるというふうな状況にもございません。今ご指摘いただきました内容も十分踏まえまして、設計さんと一番いい方法、一番いい方法というのは何だろうかわかりませんが、そういうふうになるように努力をいたします。

それから駐車の問題ですけれども、おっしゃられるとおりでございます。ここは駐車スペースでございませんので、そうならないように、駐車させないように対策をとっていきます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 同じようなところ、まずこれは早ければバリアフリー化ですよ。段差をなくして。それと私もしょっちゅう行ったりトイレ借りたりいろいろするんですけども、この間たまたまた峰浜音楽祭のときに行ったらば、私はバカまじめだから知らないけれども、あそこ線を、駐車場に線を引いていますよね。だけれども、線が引いてないところに止めちゃ悪いかと私はそう思ってしまって、なかなか止めることもできないで迷ってあったんですけども、どうも線の引き方があまりにも狭すぎるというか、あの広々とした駐車場ね、この間の音楽祭に行けばもっともつとゆとりある止め方が、線の引き方があると思うんですよ。だから、そこら辺もうちょっと工夫していかないと、あの音楽とかあそこでいろんなイベントやる場合にはどうも駐車場をうまく活

用してないんじゃないかなとそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 駐車場の線引きの関係でございますけれども、ここの道の駅の関係ですが、入って手前半分は道の駅施設ということで県の施設になっております。それで奥行き、奥の方の半分が村の施設ということで、手前の方に関しては県の施設になっておりますので、また役場の方の管轄もちょっと違ってまいりますけれども、奥の方につきましてはうちの方の管轄でありますので、いずれ規則正しく駐車できるように奥側の方は2列でしたっけ3列でしたっけ、駐車区画をきちっと設けております。ただ、あそこをロータリー方式で車が入って全体が周囲を回って入って出るといふような形になっておりまして、そういう面で何かこううまく活用されてない面もあるのかなという感じが受けております。私の把握する範囲では、このような答弁になってまいります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） ページ数は何ページかわかりませんが、峰浜地区の防災無線、戸別化にするための設計委託料だと思うわけですが、その事業費、設計の、今回は設計のための設計料となるんでしょうけれども過疎債を充当するようになっているわけですが、今後この事業費すべて過疎債によるのかどうか。それから今回の設計料の委託につきましては、戸別のシステム、いろいろな方法があるわけですが、既にどういうシステムで行うのか、それを決めて設計委託されるのか、それも含めて設計の方を委託されるのかということ。

それから29ページの災害復旧費、28・29ページなんですけれども、7月の豪雨による災害復旧の工事費の計上だと思うわけですが、大分あちこち災害を受けたわけですが、この前、県の方ですか調査があったようなんですけれども、その災害を受けた箇所すべて今回の対象となったのかどうか。それで今回金額で行う箇所、農業施設、それから林道施設の災害の箇所ですね、何カ所行ってこの金額になるのか、それを説明してください。

○議長（阿部栄悦君） 最初に防災無線、担当、皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 防災行政無線の関連についてご説明を申し上げます。

さきに皆さんの方にA4版のコピー、事業費の概要等、今までの至る経緯等を書いた資料、簡単な資料で申しわけなかったんですが資料をあげさせていただいております。

今の八森・峰浜の無線の方の担当されております業者さんから、今実際に八森さんの方でやられております業者さんの方から見積もりをいただいたところ、ここにありますようにトータルで3億721万9,500円というような事業費の見積もりがあがっております。これらの内容につきまして、ここにも書いておりますように事業費の内容であれですけれども、例えば普通の建物の設計と違いまして何パーセントで云々可能ということではなくてですね、やはり電波の調査とか、そういった私どもが普段考えておるような設計とはまるっきり違うやり方でございます、これらに伴います委託料が今お話ししましたように445万円に消費税がかかるということでございますけれども、実際電波の測定とか調査、こちらの方の経費が大体これでいきますと半分、トータルで230万円ぐらい、そちらの方の設計委託料のうちですね230万ぐらいはもうこちらの電波の測定、あるいは調査の方に、さらには技術経費ということで100万円ほど、その他、会社の方からこちらの方に出張してまいります旅費とかですね、そういったもので445万円ほど経費がかかるということであります。防災無線の内容等につきましては、今回設計をお願いして来年度事業着手したいということでございますので、事業着手するといたしますとまたさらに業者さんの方からさらに詳しい工事内容の見積もり等をいただいて十分精査をしながら入札を行っていければなというぐあいに今考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 続いて米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 農業施設災害の方を説明申し上げます。

何カ所あったのかということではありますが、前回の専決処分させていただいた段階でその数字、今はっきりと覚えておりませんが、農家の皆さん、それから関係者の皆様から報告を受けました災害箇所は、確か14カ所か15カ所であったかと思っております。その中から農業施設災害、農地農業用施設災害につきましては、関係者の同意がなければやれないということでもありますので、その中から今回の3カ所、補助事業を活用してやってほしいということを受けまして3カ所申請をあげまして、先日の9月5日・6日の国の査定では3カ所とも査定を受けまして取り上げてもらっております。そういうことで、先ほど説明いたしました農道1件、それから水路2件、このトータル合わせまして910万円ということでございます。

それから委託料の関係でございますが、専決の時点で査定設計料を計上しております。

今回計上いたしましたのは実施設計の方でございまして、いずれ大まかな設計が終わっておりますので実施設計についても率も相当下がっておりますので、額も下がっておりますということでございます。

○議長（阿部栄悦君） ちょっと待ってくださいよ。今私あれですから待ってください。  
武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 林道災害についてご報告いたします。

当初の予算の提出時が8月中でありまして、査定前に私どもで把握しておりました設計額で予算は計上しております。予算計上は6路線、9カ所、事業費で4,803万円でした。9月に入って4日・5日という形で災害の査定の現地調査を行い、6日に実質的な設計の修正等行っています。その結果、災害箇所で泊沢、それから水沢の一部、このところで査定です。補助災害には認められてもらえませんでした。トータル、最終的な災害の査定額については、当初4,800万円ほど見込んだんですが4,075万1,000円という形で大体15%程度下がっております。これについては、水沢山についてはですね、以前災害のあって擁壁で修復しているところがありますが、その横が落ちているもので、その擁壁とつなげたいという形でこちらから要望したんですが、実質的にはやっぱり崩壊した崩れた場所だけだよという形で、そういう形で減額されております。いずれ今回このように予算をみてもらいましたので、いずれ工事完了後においてはですね、実施において補正の仕直しはいたしますけれども、今回の事業費でもって単独的なもの、それらについては極力修復したいというふうに考えております。また、奥山等につきましては、これから工事発注後、降雪等が予想されます。一部においてはこれから県と精査いたしますが繰越明許費という形で来年の施工という形にもなろうかと思っておりますので、その辺ご承知おき願えればと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 河川等の災害でございまして、先ほど申し上げましたように昨日と今日査定が入ってございまして、以前確か13カ所と申し上げたはずですが、それについて査定がですね今終わり次第着工ということになりますけれども、以前資料を皆様方にお配りしておりますし、金額的にも出しておりますからご了解をしていただきたいなと思います。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 戸別受信システムについてなんですが、今別紙で内容を見ているんですけども、旧峰浜の防災行政無線設備を更新（デジタル化）とあります。合わせて旧八森町の防災行政無線とのシステム統一化を図る、こうなっているわけですけども、確か八森さんの方はアナログだと思うんですね。それで、そうすれば簡単にアナログからデジタルに切り替えることができるのか。ここに書いてあるようにシステムの統一を簡単に図ることができるのか。この点説明してください。

○議長（阿部栄悦君） 皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。

今ご指摘いただいておりますように、峰浜の方、デジタル化、こちら八森さんの方はアナログであります。それで今現在、八森さんの方も十分今の機種で対応できてますので、老朽化して更新の際にはデジタル化していきたいというような計画の内容であります。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） このデジタル化、八森地区の方デジタル化にする場合ですね、家の中に配線や何かが引き込まれているわけですが、それをいじくらなくてもできるのか。屋外への切替など、簡単にできるのか。そこら辺合わせて説明してください。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後13時54分 休 憩

.....  
午後13時55分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） ただいまのご質問であります。まず今回のデジタル化というのは、今後はまずすべてデジタル化になっていくという方向であります。前段としてまず峰浜村の戸別受信機、それと屋外子局、すべてデジタル化にするために、八森庁舎にあります本体、親局、基地がありますけれども、そこをデジタルとアナログ両方に対応するようなこれは事業であります。ですから親局から八森分はアナログで、峰浜分はデジタルでということ電波を飛ばそうということでございますので、それで八森地区についてはもう何年か老朽化してからやってみようということですので、その際にはまた八森地区の電波を出す機構の方をアナログからデジタルに変えるということございまして、それぞれの住宅にあるものについては変更なしということととらえ



ています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 25ページの教育費についてお尋ねいたします。

2目ALTの通訳ですけれども、大変苦勞されているような気がします。始まってまもない状態でこういう状態で大丈夫かなという心配もありますので、こういう山本郡内といいますか、そういう人たちの交流の場というかストレスを解消するような、こういうふうな場というのを設定して、思いっきりしゃべれるような、そういう機会をつくってあげられるような、そういう配慮が必要ではないかと思えます。

それと下のアスベスト健康診断委託料ですけれども、ようやく実施されたなと思って安心してますけれども、ただ問題なのは長年、30年ですか勤務していた人が来年退職になるわけですけれども、これが1回限りの健康診断なのか。前の教育長さんは、万が一発病ということになりますと町の責任をもってというふうなことを言われました。その方に対する今後のアスベストに対する健康診断、何か考えておられるのかどうなのかということと、この精密検査4名ですけれども、特別な機関、最初的时候は仙台の方ということと言われたんですけれども、これはどこの病院で検査されるのか、その点を教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。伊藤教育次長。

○教育次長（伊藤進君） 今ご指摘ございましたように、今までのALTと違いまして日本語があまり上手でないということがございます。それで先ほどの中にもありましたように、いろいろ能代山本地区のALTとの交流もやればいいいわけですが、今現在、実は車が、免許証がこの間来たんですけれどもまだ車の方がまだ手配できてないということで、いずれ車がですね手配でき次第、できるだけそういうところへ連れてですね交流は進めていきたいというふうに思っております。

それからアスベストの健康診断の方ですけれども……これについては教育長の方から。

○議長（阿部栄悦君） では、教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは見上議員のご質問にお答えいたします。

アスベストの関連については、先ほど見方さんがおっしゃいました来年退職を控えている方については前の教育長が答えてきたとおりでございます。ただ、どこの医療機関かということがございますが、これは順序がございまして、当初精密検査を必要な方と申しますのはアスベストの除去に直接かかわった方、また、そこを製造していた職場に

勤めていた方、また、アスベストを使ったところで日常仕事をされていた方、さまざま条件がございまして、その条件をもとに保健所の方に相談いたしましたら、保健所の方では当初あったように町のレントゲン検査で十分だということで前には検診をしていただいたわけでありまして、やはり考えますように本人方の、この条件に当てはまりませんが本人方の不安というものは計り知れないものがございまして、県の方から紹介いただいた秋田労働局所管の独立法人労働者健康福祉機構秋田産業保健推進センターというのがございます。そこにはさまざまなお医者さんであったりカウンセリングであったり、さまざまな方々がそこで登録されておまして、私どもはその紹介で産業医の先生、名前を申し上げますとハマイデナオトさんとおっしゃいます事業団のお医者さんでありますけれども、この方が国の指定を受けた方とございまして、その方の紹介で医療機関につきましてはこの辺だと秋田社会保険病院、ここがそのCTスキャンやアスベストの検査に適していると、そういうことで指定をいただいたものでございまして、これは特別にお願いしてそこを受診するというにさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。4番今野一政君。
- 4番（今井一政君） 27ページの文化交流センターの喫煙の部分が先ほど石塚さんも質問されましたが、そうすると峰栄館の喫煙場所もそういうふうな喫煙施設をつくるのか、あともう1点は災害の部分ですが、いわゆる災害で認定をしなかった、ならなかったものに対して町では何がしの補助を前向きに検討しているというふうな町長の答弁が前にあったような記憶がありますんですが、その辺はいかがですか。最終的には今回こちらの文化交流センターの方をやるんですけれども、いずれそうせざるを得ないんじゃないかなというふうに思っています。

それから今回我々予算計上したということは、前回の見上さんだと思ったんですが質問がありまして、大体議会の総意が大体その方向なのかなというふうなことで、実際利用状況もですね子供さん、それからご婦人の方が多いわけですので、何かあのときの雰囲気でも議会在て大体そういうふうな方向なのかなということで我々今回予算措置したわけですが、いずれ保育園についても同じ方向で考えております。

- 議長（阿部栄悦君） 続いて災害関係に関しまして、米森農業振興課長。
- 農業振興課長（米森昭一君） 災害関係につきましては、前回の会議の中で前向きにど

んなことができるか検討してみたいと。それをまた課題であるということでお答えしてありました。ただ、補助災害から外れたものについて、すべてのものに対象としながら一律的にやっていくこと自体はかなり難しいであろうと考えております。ただ、そのまま放っておけば人災、重大な災害にまた結びつくと、このようなものにつきましては災害対策というよりは別の観点から事業実施なり検討を重ねていただくのが一番よろしいのではないかなと、今の段階ではそのように感じておりますので、ひとつこういう農業施設災害とまた別の観点から検討することもまた必要でないかなと考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） このような防護柵の設置についてなんですけれども、ドライブイン101のところの木柵がボロボロになっていますので、子供たち、あるいは車等についても大変だなと思いますし、本当にいろんな面で重要な部分でありますので、もしかして41万何がしの防護柵の予算がその部分でないとしたら、これほどこの部分なのか。あるいはドライブイン101の防護柵はぜひとも必要だなと思っておりますけれども、その辺の御答弁をお願いします。

おらほの館のさっきの委託費の件なんですけれども、やっぱり高速のサービスエリアを見ても何か駐車場とインターロッキングのエリアの段差をきちっと設けてまして、やはり車の乗り入れというのがありますので段差がつけた方がいいと思いますし、半端なスロープはかえって紛らわしいのでだめだと。さっき丸山さんも言いましたように、木藤さんも言いましたように、通路の方にちゃんと手すりをつけるように車が乗り入れないようにきちんとやられた方がいいと思うし、その縁石の部分の車を駐車するのに関しては、駐車場の内容をもっと寄せてきて車が置けないような状況にした方がサービスエリアとしていいのではと思いますが。

○議長（阿部栄悦君） 鹿の浦の防護柵。木村管財課長。

○管財課長（木村 学君） ただいまの鹿の浦展望台防護柵の設置工事の内容についてですけれども、これにつきましては現在鹿の浦展望台右入り口付近の公衆電話ボックス周辺の転落防止柵としての防護柵を設置すると聞いております。延長は25メートルです。現在、前の食堂の跡地に車が止めておる状態で防護柵が全然ございませんので、車の転落防止等も含めて予算計上しました。

それから101号ドライブインの、これも木柵の防護柵ですけれども、これが大変腐ったりしている状態でございます。これにつきましては、現在産業振興課と協議を計画し

ておりますので、まだ現在の計画は策定されてございません。今後検討したいと思えます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて館に関しましては、米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 佐藤議員さんのおっしゃられる第1弾目の車止め、これにつきましては私の考えですが、やはり通常あるべき高さまでやっぱり高さを保ちたいと、そしてここはもう段差あるんだよということを実に知らせるといふような形でやりたいなと思っております。車止めを高くすることによって車の侵入も防げると。いたずらに上がってくる可能性もありますので、単にスロープ化して低くするとそういうまた別の問題も出てくるということが考えられますので、第1弾目の車止めにつきましては通常どこへ行ってもあるような高さまでやりたいなと考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 15ページの7目、先ほど石塚議員から八峰町誕生の記念品について質問ございました。私の方からも少しお聞きしたいと思えます。

今月の27日に八峰町の誕生式典が行われるようでありましてけれども、それに合わせて全世帯にスポーツタオルを配るといふことだと思えます。確かに前の町村においてはですね、10年まる50年において各世帯に配る、私からいけばばらまくといふようなことがあったわけでありまして、もう時代がそういう時代ではないのではないかなといふふうに思えます。350万円という大枚、大きなお金があれば、合併特例債を使っても1,000万円の事業ができる、そういうようなことを考えるとですね、もうちょっと町民のために有効にこのお金を使う、そういう方法があるのではないかなといふふうに思えます。旧町村の考え方のようにですね、何か特別な日があったときにこういう記念品を町民に配る、どうもそういう旧考え方から抜け切れないでいるのかなといふような感じを思っております。もう少し本当に町民のためになるようなお金の使い方を考えていった方がいいのではないかなといふふうに思えますが、町の考え方をお聞きしたいと思えます。

それから、先ほどのシーガルの関係でございますが、ちょっと私次長のあれがわからなくて、喫煙室をシーガルの中に別に設けるといふことなのか、それともどこか別のところに喫煙室をつくるのか、何かこうちょっとわからない、どこにどう喫煙室をつくるんだといふことをもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。最初に記念品の関係であります、須藤企画財

政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 最初のご質問ですが350万円、貴重なお金でございまして、我々も財源は適切に効果あるというようなことで日ごろ考えております。この350万円につきましては若手職員方がいろいろ話し合いの中でこういうものを行ったかどうかということに我々も応えて予算化したものでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて答弁を求めます。伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 須藤議員のご質問にお答えします。

新しく喫煙室を設ける位置ですけれども、文化ホールを出まして風徐室の右側のスロープを上がってきた空いているところにです、あそこにガラス張りの喫煙室をつくる計画でございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 今、企画課長から各課長の話し合いの中でこういうものが出てきたというようなことがありました。課長会議の中で出てきたものだと思いますが、管理職の皆さんももう少し考え方を改めてですね、発展的な考え方のもとで進めていけたらなあと思います。意識改革をよろしく願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） お答えを求めます。佐々木助役から答弁ください。

○助役（佐々木正憲君） 実はですね、この八峰町誕生記念の記念品でございまして、正直いって記念品の張本人は私でございまして、いろいろ企画課長から課長会議あるいは職員の話合いの中でといたしましたけれども、実は当初ですね、この記念品につきましては27日の記念式典に招待する、いわゆる来賓の方々のみやろうかと、こういうことでございました。かれこれ200名以上おるわけでございますけれども。それじゃあですね、ちょっと町民に対して申しわけないなということもありまして、前の廃村あるいは廃町の場合にそれぞれ記念品をやっているようですし、誕生というのは一般の家庭でいってもやはり紅白の餅つくったりまんじゅうつくったりするわけですが、やはりこれほどおめでたいことはないんだと、こういうことで今回全戸数3,200戸ばかりあるわけですが、3,200戸プラス来賓の方々を含めて300名と、こういうふうなことで3,500個準備するようになったわけでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑を求めます。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 同じようなことですがけれども、私はまず1個1,000円なわけですね。1,000円といえはかなりのものにカラーでね、刺繍なんかしてるんじゃないかと私思っていたんです。ねぶたに行ってもね1,000円で売っているすばらしいのがありますし、負ければ800円にもなるんですけれどもね。もっと安くもできるだろうしね。だから私これ関連して、明日の一般質問の一つあるんですけれども、こういう金を使うのであれば、今から言えばまずいですがけれども、こういう金を使うのであればもっとみずから町民が一生懸命頑張っている人たちにね、何かこの際ご奉仕として何か記念品としてやった方がいいんじゃないかなと、招集した方がいいんじゃないかなということを明日もしかしてしゃべるんですけれども、だからどうもね、むだな金、今正人議員もしゃべってますけれどもむだじゃないかと。それからその後に講演するんでしょう。講演するのがあって、その中に普通旅費とか消耗品費があるから、この中から講演料も出るのかわかりませんが、もう少しやっぱり町民にただ「はい、やりますよ」じゃなくて、八峰町誕生を祝ってその前に町、村を発展させるために一生懸命になって努力してやった人たちに私はやった方がいいんじゃないかなと思ってました。

それから先ほど教育次長さんがおっしゃいましたけれども、喫煙室のあれは議会の総意じゃないかなということがございましたが、私の記憶では1人の人が言っただけだと思いますし、そのほかに峰浜と八森合わせれば5,000万円ぐらいのたばこ税が入ってますよね。まずだんだんだんだん、私はだはこを吸いませんけれども、たばこを吸う人たちにしてみれば何かもうやめなさいというような雰囲気が出てきてます。あの隅っこに追われてね、我々も一生懸命税金を納めている人たちが肩身の狭い思いをしながら吸うということは、私はどうも賛成したくないですね。だから、あの場所で堂々と吸わせるようにして、こういう金も182万円というお金を使わなくてもいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 3番さん、どちらも答弁求めますか。

○3番（石塚正一君） 求めます。

○議長（阿部栄悦君） それではタオルの件に関しまして、須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 予算査定の際には1枚1,000円というタオルで査定をしております。その後どうも見積もりや、そういうものをもらって検討している最中のようですけれども、もっとずっと安くなりそうだという話にもなっております。

それから旅費については総務大臣表彰というものもございますので、そういう方、総

務大臣が来るのか、それとも代理の方かわかりませんが、そういう方の旅費等も含まれておりますし、また、表彰については名誉町民のあれがあったとすればまた名誉町民の表彰があったり、それから総務大臣から旧町村長への表彰、それから合併にかかわった方々の表彰というものも用意されておると聞いております。記念講演等につきましての予算についても12役務費の方の手数料としてもみておるところでございます。

いずれにしても、大切なお金ですので有効に使いたいということで考えておりますが、若干いろいろな意見があると思いますが、これで何とか通していただければと思っておるところでございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いろいろご意見をいただきましたけれども、まず今回八峰町が誕生するにあたってですね、やっぱり一番町民の方々からご支援を受けた結果、合併が成立したというふうに思っております。ただ、式典に本当は町民全部呼びたいんですけども、そういうわけにもいきませんので、代表の方から来ていただくということになります。そういう意味で、全町民にやっぱり誕生の印をですね全員に味わっていただくというふうな意味あいも込めながらやるというふうに決めたわけですので、どうかひとつご理解を賜りたいなと思っております。

それから喫煙の関係、税収との関係も確かにございますけれども、やはり今は健康増進法の関係で喫煙者と喫煙しない人の立場というのははっきり分けているというのが方向でございますので、今度新しい場所で楽々と吸ってもらおうということになりますので、何とかひとつご理解をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 誕生記念品のことなんですけど、全世帯に配ったほかに式典の来賓にもやるということ、それこそむだでないですか。全世帯に配ったんなら式典の来賓に、ほとんどがだぶるということですよ、来賓ということは。町外は何人もいないすべ。ほとんどだぶる。それは、それこそむだでないすか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐々木助役。

○助役（佐々木正憲君） 今指摘されましたようにですね、ほとんどというほどではありませんけれども例えば皆さんはだぶる中に入るわけでございます、ほかにですね関係する市町村の、あるいは市長、議長、そして国会議員、県会議員、県から来る人方等々加えるとですね、はっきりとした数字はちょっと今挙げてないわけですが、当然だぶる

人もかなりおるわけでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 喫煙室にもう少しぶら下がりたいと思います。

公民館ができるときにシーガル、今の部屋を設けました。当時、菊地町長さんだったわけですが、部屋のつくる目的を私伺いました。若者が集って酒を飲んでたばこを吸って懇談できる場所、いわばスナック的なような場所で利用してもらいたいというような答弁でございました。若者が、町の人たちがですね、お酒を飲んで2次会でこの場所を使う、酒を飲む、たばこを吸う人もいる、話の中でたばこを吸う人が途中でですね、玄関の方まで行ってたばこ吸って戻ってくるというような、そういうような部屋では私はなかったはずだと思うんですね。ですから、私は確かに喫煙室ができた。でも、そのシーガルの中でお酒を飲みながら懇談するときには、灰皿を置いてたばこを吸えというような私は状態の部屋だというふうに私は認識してました。ですから、これからはですね、あそこの中で絶対にたばこを吸えなくなるということではなくて、そういうお酒を飲みながら懇談するときは灰皿を置いてたばこを吸えるような状態にするのが私は当初の目的のシーガルという部屋だというふうに思っています。その配慮をひとつお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） これは当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 確かにですね、できた当初と今の時代ではたばこに対する考え方とか健康増進に対するとらえ方が変わっています。そういう状況の変化に応じてやっぱり対応しなきゃならないと。たばこはしなければ交流ができないということでもないし、大いに酒を飲んでもいいし、コミュニケーションはどんどん図っていただければいいし、たばこを吸うときだけは回りも大事ですからやっていただくというふうなことです。別にシーガルの本来的なみんな交流する場というのは、たばこを吸わなければ交流できないというものではないと思いますので、そういう意味でご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 何といえはわかるすべかな。例えば居酒屋でもスナックでもたばこを吸わない、そういう飲み屋さんてないと思うんですね。確かに時代が変わっても、そういうところは変わってないんですよ。スナックでたばこを吸う人は、外へ出てやってください、居酒屋でたばこを吸う人は外へ出てやってください、そういうことは



ないんです。だから公共の施設の中で、そういうところがひとつぐらいあってもいいのではないかということで当時の町の執行部、そして我々議員がですね、これに賛成してできたわけですよ。時代が変わっても、そういうものは変わらないと思うんですけども、認識が変わったからそういう場も変わってくるというのは私はちょっと考えられません。たばこを吸わない人は出ていってください。私もたばこ吸いませんけれども。やっぱりそういう場が私シーガルではやっていいのではないかなと思っています。

- 議長（阿部栄悦君） 休憩してみんなの意見伺ったらどうですか。休憩前ですか。休憩いたします。

午後 14 時 26 分 休 憩

午後 15 時 05 分 再 開

- 議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。  
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。  
11番柴田正高君。

- 11番（柴田正高君） 私はこうではないと思います。こういう予算の決め方は今まで議会の運営上なかったわけです。だから、この一般予算については認めることができません。反対いたします。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。14番見上政子さん。

- 14番（見上政子君） 私も反対討論です。

国民保護協会委員報酬が予算に載ってます。私はこの国民保護の条例に反対いたしましたので、この補正予算に反対いたします。

- 議長（阿部栄悦君） 原案に賛成の方の討論を求めます。15番須藤正人君。

- 15番（須藤正人君） この喫煙室の問題ですが、先ほど町長から答弁がありましたようにいろいろこれから検討してみたいというようなお話でございました。どういう結果になるのかわかりませんが、十分に検討してですね、この問題を賛成したいと思います。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に原案のとおり賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第94号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 議案第94号であります。平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,907万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億504万2,000円とするものでございます。

説明の方でございますが、5ページから説明したいと思います。

歳入であります。3款の国庫支出金であります。1目の療養給付等負担金であります。これは17年度実績によりまして過年度療養給付費負担金ということで、一般分と老人、介護、これにかかわるものの40%ということで精査になって入ってきたものでございます。162万4,000円であります。

それからまた2の高額医療費共同事業負担金でございまして、133万3,000円の減額になっております。これは今年度の共同事業拠出金が確定したことに伴いまして、その4分の1が対象になるんですが、その分が133万3,000円だということで減額しております。当然、歳出の方でも減額になりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、4款の療養給付費交付金であります。これは1目の療養給付費交付金でございまして、643万6,000円の追加であります。これは同じく支払基金というところから来る交付金でございまして、これは退職医療の分でございまして、それが643万6,000円の追加ということになりました。

それから次のページ6ページになります。

5の県支出金1目の高額医療共同事業負担金でございまして。これは国の補助金と同様、133万3,000円減額するもので、これも4分の1というふうになっております。これは県

の方でございます。

それから6款の共同事業負担金であります。2目の保健財政共同安定化事業交付金でございます。3,840万円を計上してございます。これは新しくなる事業でございますが、今期健康保険の改正によりましてこの10月1日からの利用分に該当するものであります。30万円以上80万円未満の医療費に対しまして1件当たり8万円控除したものを、それに対する共同事業で交付し合おうというものでございます。算定した額の59%分が3,840万円ぐらいになるのではないかということで計上させていただきました。なお、これは17年の12月診療から今年の8月まで診療分の積算を国保連合会にお願いしまして出した数値でございますので、よろしく願いいたします。

それから8款の繰入金であります。1目の一般会計繰入金でございます。30万円の追加であります。5節で出産育児一時金等繰入金でございます。先ほど皆様から35万円ということで、30万円から35万円ということでお認めをいただきました。今これから、10月1日から来年の3月まで当初は6名分を予算計上しておりました。調べたところ、もう1名、7名になる予定で1名分追加と、それからもう既に4名分払っておりますので、2名分の5万円ずつの10万円ということで30万円の繰入金をみておるところでございます。

それから9款の繰越金であります。その他繰越金ということで497万6,000円を計上してございます。これは前年度繰越金ということで、今回の歳出の関係に充てるということでございます。

8ページの方の歳出でございます。総務費1目の一般管理費でございます。38万5,000円の追加でございます。賃金として22万5,000円、役務費として16万円を計上してあります。賃金におきまして「事務補助」と書いてありますが、レセプト点検の補助員の2カ月分を計上させていただきました。レセプト点検を行っている場合、やはりレセプトの枚数が倍になってございます。そしてまた、教育民生委員会の中でまたそれで足りるのかということでお話もございまして、私の方でもいろいろレセプト点検を1名の方がやっておりますが、一応できましたら途中でまたお手伝いしてもらおう方がいればレセプトの点検もスムーズにいきやすいのではないかということでご提言もありまして、今回2カ月分計上させていただきました。役務費につきましては、10月1日に保険証の更新がございます。これについて郵送するときの通信運搬費をみております。

それから2款の保険給付費であります。2目の退職被保険者等療養給付費でございます。

す。これは先ほど歳入の方で療養給付費交付金がまいっておりますので、この分と、療養費、9ページの療養費、高額療養費でございますが、財源内訳の変更になりますのでご理解をお願いしたいと思います。

それから10ページになります。

2款の保険給付費であります。出産育児一時金であります。補正額45万円でございます。これは先ほども申しましたけれども、1件が増えたもので35万円、それから当初からみてあったので2件分につきましては1件5万円の2件分ということで10万円。計で45万円を出産一時金として今回更新しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

それから5款の共同事業拠出金であります。1項共同事業拠出金1目の高額医療費共同事業医療費拠出金でございます。これは補正で539万3,000円の減額であります。これは80万円以上の医療費を対象にするものでございまして、これは今までもやっております、今年度の拠出金が定まりましたので539万3,000円を減額しておりますのでよろしくお願ひします。そのため先ほど歳入の方で減額をするということになります。

それから11ページです。

3目の保健財政共同安定化事業拠出金でございます。これが歳入でも申し上げましたが、30万円以上80万円未満の方々の補助的な制度ということで新しくこの10月から改正されるということでございます。一応これは平成14年から16年の一応実績、それからまた被保険者数を基準にしながら4,912万6,000円を拠出するということの積算になっておりますので、よろしくお願ひいたします。これは半年でございますので、実質1年分となるとこの倍になるということでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

4目の高額医療費共同事業事務費拠出金でございます。6万円計上しております。これは実のことをいいますと、1目の方の中に入ってあったんですが、これは県の方の指導にもよりまして事務費としてやはり分けてほしいということの指導もございまして、今回6万円を計上しておりますのでよろしくお願ひいたします。

5目の保健財政共同安定化事業事務費拠出金については、まだ金額が算定されていないということで存置項目で今回は計上しましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

12ページになります。

9款の諸支出金3の償還金であります。補正額が444万1,000円となっております。こ

れにつきましては、国庫負担金として返還しなければならない分が生じております。これは17年度の実績によるものでございまして、返還金として444万1,000円を計上しております。

ごらんになって入ってくるものと相殺できないかというようなことも考えられましたけれども、大変恐れ入りますが歳入で入ってくるのが峰浜分、返してやるのが八森分の実績ということになってございますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上、説明の方終わりたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第95号、平成18年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 議案第95号であります。平成18年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,334万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,314万円とするものであります。

また、5ページの方をごらんいただきたいと思います。

今回の補正は精算という形の方が大きいかと思っております。

歳入であります。1款支払基金交付金でございます。1目の医療費交付金でございます。これが353万1,000円の追加によるものでございます。これは17年度実績による増でございます。

それから2の国庫支出金であります。1目の医療費負担金でございます。これにつきましても補正額が922万1,000円となっておりますのでございます。これは国庫補助分であります。

それから6ページの方になります。

3款の県支出金1目の医療費負担金でございます。補正額が59万3,000円の増でございます。これも実績報告によるものでございます。

続きまして歳出の方でございます。2款の諸支出金1目の一般会計繰出金でございます。一般会計の方へ精算するというので、1,334万5,000円を追加してございます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第96号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 議案第96号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,661万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,383万円とするものでございます。

5ページの方でご説明をしたいと思います。

歳入であります。7款繰入金です。4目その他一般会計繰入金328万7,000円の追加です。これは事務費繰り入れということで一般会計の方から繰り入れるものでございます。

実を申しますと、後で歳出の方でまたご説明します。

8 款繰越金 1 目繰越金でございます。3,332万4,000円を追加するものでございます。歳入の方は以上です。

歳出にまいります。1 款総務費であります。3 項の介護認定審査会費であります。1 目の認定調査費等でございますが、328万7,000円を追加するものでございます。

12の役務費と13の委託料になっておりますが、役務費の方の手数料関係ですが、これが155万4,000円、認定調査委託料が173万3,000円となって328万7,000円で一般会計の繰入金と同様だわけでございますが、大変申しわけございませんが当初の方で計上が半分くらいしかみてなかったということで、これは単純なミスということで大変この場をお借りしておわびを申し上げなければなりませんけれども、どうも本当に申しわけございません。実質的に675万円ほど当初予算にみていなければならなかったんですが、ちょっと手違いがありまして半分しかみてなかったということで大変申しわけなく思っております。

それから5 款の地域支援事業費であります。2 項の包括支援事業・任意事業ということで、1 目の包括的支援事業であります。これに36万円の追加でございます。地域包括支援センター運営事業につきましては八森・峰浜ふくし会の方に委託しているところでございます。今回法律の方が整いまして、それに伴っていろいろソフトが整いました。そのソフトをそのセンターの中でやらなきゃならなくて、コンピューターも1 台、それからプリンターも1 台、ソフトも含めまして用意したところでございます。ただし、これは三百何十万円とかかるものでございますので、リースにして5 万9,850円、月額5 万9,850円ということでリースにしたところでございまして、それを委託料の中に入れまして仕事をしていただくということで今回36万円を計上しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

6 款の諸支出金であります。3 目の償還金であります。2,054万2,000円を追加してございます。これは今回の介護給付関係の実績によるもので精算するものでありまして、国庫支出金等の過年度分返還金となっておりますが、国庫分が1,437万円ほど、それから支払基金が24万円ほどです。県分が600万円ほどということで、それぞれパーセント、20%、32%、12.5%となっておりますので、実績に伴う返還が国、支払基金、県ということで2,054万2,000円を追加してございます。

それから同じく6 款でございますが、1 目の一般会計繰出金でございます。これも精

算に伴いまして1,242万2,000円を追加したところでございます。これは一般会計の方への繰り出しであります。

以上となっています。本当に重ねておわび申し上げます。認定審査会等の調査費等計上漏れがあったということで単純なミスをしてしまいました。本当に申しわけなく思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第12号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読の前に字句の訂正をお願いいたします。

一番下の提案理由の冒頭のところですが、「平成17年度八峰町」となっておりますが、ここ「八森町」でございますので訂正方お願いいたします。申しわけございません。

発議第12号

平成18年9月12日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提



出します。

提案の理由でございます。平成17年度八森町一般会計及び各特別会計決算、平成17年度峰浜村一般会計及び各特別会計決算並びに平成17年度八峰町一般会計及び各特別会計決算を集中的に審議するためのものがございます。

次をお開きください。

#### 決算特別委員会の設置について

決算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1. 名 称 決算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定による  
ものがございます。
3. 目 的 次の議案について審議することを目的とする。

- 議案第 97号 平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算
- 議案第 98号 平成17年度八森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 議案第 99号 平成17年度八森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第100号 平成17年度八森町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 議案第101号 平成17年度八森町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 議案第102号 平成17年度八森町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第103号 平成17年度八森町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 議案第104号 平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算
- 議案第105号 平成17年度峰浜村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 議案第106号 平成17年度峰浜村沢目財産区特別会計歳入歳出決算
- 議案第107号 平成17年度峰浜村埴川財産区特別会計歳入歳出決算
- 議案第108号 平成17年度峰浜村営簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 議案第109号 平成17年度峰浜村老人保健特別会計歳入歳出決算
- 議案第110号 平成17年度峰浜村土地取得特別会計歳入歳出決算
- 議案第111号 平成17年度峰浜村営診療所特別会計歳入歳出決算
- 議案第112号 平成17年度峰浜村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第113号 平成17年度峰浜村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第114号 平成17年度峰浜村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 議案第115号 平成17年度八峰町一般会計歳入歳出決算

- 議案第116号 平成17年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算  
議案第117号 平成17年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算  
議案第118号 平成17年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算  
議案第119号 平成17年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算  
議案第120号 平成17年度八峰町基川財産区特別会計歳入歳出決算  
議案第121号 平成17年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算  
議案第122号 平成17年度八峰町営簡易水道特別会計歳入歳出決算  
議案第123号 平成17年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
議案第124号 平成17年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
議案第125号 平成17年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
議案第126号 平成17年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算であります。

4. 設置の期間 平成18年9月12日から同年9月22日まで

5. 委員の定数 15名

6. 平成17年度決算審議に関する決算特別委員会分科会（常任委員会）所管事項

これにつきましては以下のとおりでございます。総務分科会、産業建設分科会、教育民生分科会というふうになっておりますので、よろしくご審議いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番清岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さん、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君、10番鈴

木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君、以上15名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩いたします。

午後 1 5 時 3 5 分 休 憩

午後 1 5 時 4 0 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 日程第19、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員長には8番菊地 薫君、副委員長には6番丸山あつ子さんが互選されました。

日程第20、議案第97号、平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第98号、平成17年度八森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第99号、平成17年度八森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第100号、平成17年度八森町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第101号、平成17年度八森町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第102号、平成17年度八森町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第103号、平成17年度八森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第104号、平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第105号、平成17年度峰浜村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、議案第106号、平成17年度峰浜村沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、議案第107号、平成17年度峰浜村埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31、議案第108号、平成17年度峰浜村宮簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32、議案第109号、平成17年度峰浜村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33、議案第110号、平成17年度峰浜村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34、議案第111号、平成17年度峰浜村営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35、議案第112号、平成17年度峰浜村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第36、議案第113号、平成17年度峰浜村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第37、議案第114号、平成17年度峰浜村介護保険事業勘定特別会計歳入

歳出決算認定について、日程第38、議案第115号、平成17年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第39、議案第116号、平成17年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第40、議案第117号、平成17年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第41、議案第118号、平成17年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第42、議案第119号、平成17年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第43、議案第120号、平成17年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第44、議案第121号、平成17年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第45、議案第122号、平成17年度八峰町営簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第46、議案第123号、平成17年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第47、議案第124号、平成17年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第48、議案第125号、平成17年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第49、議案第126号、平成17年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は全部終了しました。

なお、決算特別委員会の審査については、9月議会定例会日割表に従って行っていただきたいと思っております。

次回本会議は明日9月13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

---

午後15時47分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 4 番 今 井 一 政

同 署名議員 5 番 佐 藤 克 實

同 署名議員 6 番 丸 山 あつ子

平成18年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成18年9月13日（水曜日）

議事日程第2号

平成18年9月13日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議案第127号 八峰町名誉町民の推挙について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	助役	佐々木正憲
教育長	千葉良一	総務課長	皆川鉄也
収入役室長	金谷茂	企画財政課長	須藤徳雄
管財課長	木村学	税務課長	佐々木充
産業振興課長	武田武	八森町民サービス課長	小林孝一
峰浜町民サービス課長	嶋津宣美	福祉課長	佐藤弘
保健衛生課長	金平嘉孝	農業振興課長	米森昭一
建設課長	辻正英	上下水道課長	高宮建一
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤進
学校教育課長	伊勢均	生涯学習課長	齊藤英市郎

学校給食センター所長 加賀谷 敏 一 峰浜公民館長 福 司 和 明  
子ども園園長 小 林 康 範

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄 書 記 齊 藤 なつ子

---

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

当局より、追加議案が提出されておりますので、その取扱いについて協議をしていただきたく、議会運営委員会を開催していただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....

午前10時05分 再 開

○議長（阿部栄悦君） ただいまの議会運営委員会において決定され、皆さんのお手元に配布しました日程表にしたがって進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、7番門脇直樹君、8番菊地薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番柴田正高君。はい、柴田議員。

○11番（柴田正高君） おはようございます。

今回も一番に質問させていただきます。

質問の前に、町長にはなるべく原稿の棒読みではなく、町長自身の言葉で答弁くださるようお願いいたします。

それでは、初めに職員の適正数について質問いたします。

現在、八峰町の職員数は148名であります。これにアルバイトも何名かおりますので、

実数はこれよりももう少し多くなるものと思います。この数は、合併前の両町村の職員数を合わせた数であります。これは一般職の職員が引き続き、合併市町村の職員として身分を保有するように処置しなければならないという合併特例によるものであります。この職員数が、町の人口に照らして適正かどうかとなりますと、私は適正でないと思うております。8月31日時点での町の人口は、9,212名であります。しかし、実際に定住している人口は8,500名ほどだろうと思います。マクロ的に見た人口に対しての一般職の適正数は110.31名となっており、37名ほどオーバーであります。財団法人日本統計協会の推計によりますと、10年後の町の人口は7,848名だそうです。この人口に対する職員の適正数は、85.19人であります。

合併協で決めた5名の退職者に対して、1名の補充により、職員数の抑制を図った場合、10年後の職員数は何名となるのか伺います。

私は、このまま人口減少対策を講じなければ、10年後は統計協会の推計する7,848名よりももっと少ない数となるような気がしております。なぜなら、合併前の17年1月末の両町村合わせた人口は、9,533名でございました。それが、この1年7カ月で321名も減となっているからであります。

合併協で決めた抑制策では、この人口減少に追いつかないのではないかと私は思うわけですが、町長の考えを伺います。

そこで、私は、マクロ的に見た人口に対する職員の適正数により近づけるためには、退職勧奨制度を強化し、さらに退職者の補充を行わないということを提案いたします。合併協議では、新町において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めると決議しております。

しかし、合併後間もなく半年になろうとしておりますが、未だ計画の策定はされておられません。速やかにというのはいつを指しているのか、どの程度の月数を指すのかわかりませんが、いつ策定計画を行うのか答弁を求めます。

また、18年度の経常的収支比率の中で占める人件比率はいくらになっていて、今後この比率は、どのように変化していくと考えているのか伺います。

2番目に、町の少子化対策について伺います。

これは、1問目の職員の適正数と大いに関連がありますので、よろしく答弁お願いいたします。

20世紀の日本の人口はおよそ4,000万人から1億2,800万人と3.2倍に増加いたしました。



た。それが、21世紀には、逆に1億2,800万人から6,000万人と半分以上減少するという予測すら行われております。

昨年の2005年は人口が頂点に達して、2006年には増加率がマイナスとなり、日本の経済社会が歴史的に大きな転換点に至った年であります。特に、生産人口の減少は、経済社会にさまざまな歪みを生み出しております。国でも担当大臣を配して、国策として少子化対策に取り組んでおりますが、目に見える成果があらわれていないのが実情であります。

我が町でも、先ほど申し述べましたように、この1年7カ月の間に321名も人口が減少しております。このままだと、減少率はまだまだ加速いたします。一自治体で取り組むには難しい問題なのは、私も十分認識しておりますが、手をこまねいているわけにはいかないのだと思います。

なぜなら、今後町の存亡にかかわる大問題であるからであります。小さくてもずっと、これからも光輝く町であり続けるためには、早急に町長が先頭に立って、全職員、全町民が一丸となって取り組まなければならない課題と思いますが、町長の決意のほどをお伺いいたします。

次に、3問目といたしまして、職員の勤務成績の評定について伺います。

地方公務員は全体の奉仕者として職務に専念するためには、その勤務の実績が正しく評価され、その結果に基づいて身分の取扱いが出されなければならないと私は考えます。地方公務員法第40条第1項によりますと、任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた処置を講じなければならないと定めております。町長も当選時、北羽新聞社のインタビューで、職員の能力を評価するシステムが必要であり、それがゆくゆくは住民サービスの向上につながる、職員による提案制度、職員の評価制度を検討していくところおっしゃっております。

最近では、どこの市町村でも職員の採用は競争試験が行われ、優秀な人材が雇用されております。特にここに並んでおられる職員は、その優秀な人材のまたさらに優秀な人材だろうと思います。

ところが、いったん採用されますと退職するまで試験はなく、勤続年数とか年功序列型の承認が今までは行われていた感があります。どうか、新町においては、こんなことのないように、半年に1回、一定の日に上司の各課長が部下職員の執務について、例えば、勤務時間の励行の有無、2番として職務命令に対する職務の実績、3つ目としまし

て責任感、4つ目として企画能力、5つ目として一般知識、6つ目として対外交渉能力等、これは私が勝手に書き並べたわけですが、このほかにもいろいろあるでしょう。これらについて評価して、この評価の結果が昇給や勤務手当の成績率の査定、昇給に利用されるよう望みます。

また、毎年継続的に実施されることにより、その集積と分析の結果は、貴重な人事記録となります。人が人を評価することは困難を伴うものであります。しかし、この評定は職員の人格や人間としての価値判断を行うものではありません。公務能率を向上させるために、勤務成績が良好であるのかどうか、職務に必要な能力、資質を備えているかを判定するものであり、そんなに難しく考える必要はないものと思います。

仮にこの勤務評定が行われないとすると、職員は採用から定年まで何をよりどころとして、公務能力の向上を図る気概となるのか疑問が生じます。町長も評定の必要性は認めており、ぜひ実施していただきたいと思います。

もし、町長がインタビューで述べたとおり、この勤務評定が本町で行われる場合、その評定はいつから年何回行い、その内容はどのような内容で実施されるつもりかお伺いいたします。

以上であります。答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） おはようございます。

それでは、トップバッター柴田正高議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほどは、冒頭に人口に比例して適正でないという断定をしておりましたけども、地方自治法、この質問用紙の中には自治法に定める云々と書いていますけども、自治法の中で人口当たり何人でなきゃならないという、そういう取り決めはもちろんございませんので、誤解のないようにひとつしていただきたいと思います。

それから、また、この種の数字については、ほとんどが類似団体、同じような規模の同じような構造の自治体の平均を取ってるというふうなことも冒頭ご理解をいただきたいと思います。

それで、初めに10年後の職員数についてでありますけども、退職者5名に対して1名を採用した場合、10年後の平成28年4月1日現在では、職員数は109人になります。合併時の職員数は先ほど申し上げたとおり148名でございますので、39名の減員となるこ

とになります。退職はしたあとは補助の方がいいんじゃないかという話もありましたけども、長期間、もし不補充を実施した場合は、年齢別の職員構成のバランスが大幅に崩れていく、あるいはまた、将来的にですね、そういう偏った形での不都合が生まれてきますので、私としては合併協議において決定をした、合併後10年間は5名退職につき1名、そして10年後は退職者2名につき1名という採用の仕方をしていく方がこれからの職員の年齢構成やあるいは財政面においても妥当なラインではないかなというふうに考えております。

定員適正化の策定でありますけども、昨日の行政報告でも申し上げましたけども、現在、平成19年3月策定を目指して、行政改革懇談会に諮問しております八峰町行政改革大綱や今月末に公費を実施する八峰町集中改革プランなど、ほかの計画との関連もありますので、これらの調整を図りながら、平成19年3月までに策定をしたいというふうに考えております。

また、先ほど退職勧奨の話がございましたけども、現在までも必要に応じて勧奨は実施してまいりましたが、県やあるいは他の市町村の動向等も参考にしながら、今後作成する定員適正計画の中でさらに検討してまいりたいと思います。

次に、平成18年度の経常収支比率における人件費のご質問でありますけれども、ご存じのとおり経常収支比率については、地方財政状況調査における数値でありますので、直近の数字は平成17年のものになります。それによりますと本町の経常収支比率は93.2%で、そのうち人件費は30.7%となっております。類似団体の数値については、未だ平成16年度分しか公表になっておりませんが、それによりますと、本町と同じ市町村累計3の2の人件比率は30.6%となっておりますので、ほぼ類似したポイントになっております。経常収支比率における人件費比率の推移でございますけども、算定の基礎となる経常一般財源の8割弱を占めているのが普通交付税であります。現在、その算定基準の見直し論議が活発化しておりますので、推計をしていくのは非常に難しい状況でありますけども、財務省が平成18年度予算編成の際に示した方針では、地方一般財源を前年並みに確保することとありますので、職員の5分の1採用を実施することで人件費比率を抑えることが期待できるものと見込んでおります。

次に、少子化の関係のご質問でございますけれども、まず、この1年7カ月の間に321人も人口が減少しているということでございますけども、この数値の中には外国人登録者も当初の分に入っておりますので、実際には275人の減少であり、そのうち出生

と死亡に起因する自然減少数は約160人となっております。人口減少に歯止めをかけるため、旧町村においても、さまざま過疎計画などを策定し、対策を講じてまいりましたが、依然として人口の減少を抑えることができないのが現状であります。少子化対策については、6月議会定例会において松岡議員並びに芦崎議員よりさまざまな視点でご質問やご提言があり、その際、私の考えを述べましたが、改めて少子化対策についての考え方を述べたいと思います。

少子化問題は、先ほど議員も申し上げたとおり、日本全体の問題であり、我が国の最重要課題の1つであり、国においては、平成6年にエンゼルプラン、11年に新エンゼルプラン、そして平成15年には次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策法を定め、10年以上にわたっていろいろな取り組みを推進してまいりました。

しかし、その効果がなかなか表れず、今年6月に厚生労働省が発表した人口動態統計によると、日本女性が産む子供の平均数を示す平成17年度合計特殊出生率は1.25と、これまで最低であった平成十五、六年の1.29を0.4ポイント下回る過去最低の数値となりました。

また、婚姻件数も4年連続で減少し、晩婚、晩産化傾向からさらに少子化に拍車がかかるとの見方をしております。

我が町においても、少子化問題を重要課題と1つととらえ、町独自に育児助成金や赤ちゃん誕生祝金支給事業を継続して実施しているほか、経済的な面ばかりでなく、若者の定住促進のための町営住宅の整備や子ども園0歳児の受け入れ、一時保育の実施、放課後児童健全育成事業などを行っているところであり、一定の成果をあげておりますが、人口減少に歯止めをかけるところまでには至っておりません。少子化対策はこれまで地域での子育て支援体制の充実や施設の充実など、福祉面の施策を重点に実施してまいりましたが、今後はこれに加え、教育、住宅環境、雇用対策など、幅広い分野にわたって施策を展開していくことが肝要であると考えておりますので、今後とも財政状況も勘案しながら、国や県の補助事業を活用するとともに、町独自の少子化対策について全町的な観点からどう取り組んでいくか検討してまいりたいと思います。

次に、職員の勤務成績の評定についてであります。勤務成績の評定については、これまでも定期昇給時に1年間の勤務状況を評定するとともに、年2回期末勤勉手当支給時に、基準日6カ月間における勤務成績に応じて手当支給に反映させております。この勤務成績は懲戒処分等の強制措置を受けていないかどうか、あるいは遅刻や相対等の無

断欠勤はないかどうか、または勤務日数はどうか、長期の扶養休暇等はないかという評定内容であります。私が、これまで提唱しております職員の評価制度というのは、これまでの勤務成績をさらに見直し発展させて実施することはもちろんのことではありますが、住民の行政に対するニーズの高度化、複雑化に対応する職員の能力を重視した評価、いわゆる人事評価制度のことです。この職度は単に先ほど何点かの項目が挙げられましたが、それをとおしてただ単に、給与等に反映させるためだけの評価をするのではなく、職員の能力を構成かつ客観的に評価することにより、効果的な人材育成に役立つとともに、町の事業や目標の達成に、職員の能力を最大限に活用しようとする制度です。町の事業や目標に基づいて、職員の目標や課題等を設定し、一定の時期にその進捗状況や達成状況を評価していく手法です。

しかし、その評価にあたっては、公平性や納得性や当面性が求められ、しかも職員からの理解が得られる評価基準をどう定めるのかなど課題も多くあります。このことから、八峰町でいつごろからどのような形で評価制度を実施するかは現段階では名を言えない状況にありますが、現在、あらゆる情報収集に努め、内容を精査、検討をしておりますので、なるべく早い時期に実施できるよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） それでは、今の答弁を受けて再質問をさせていただきます。

先の定例会で私は、財政コストの削減には町長に英断を持って臨んでいただきたいとこう申しました。職員数が増えれば、住民に対して目配りや気配りが行き届いて良いのは当然であります。しかし、それも財政上の裏付けがあってのことであり、町の人口がどんどん減少していくことは、歳入が減少することです。

先ほど、なぜ私が経常収支比率の中で人件比率の占める割合はどのくらいかと伺ったわけは、この方が実数を反映すると思ったから伺ったわけです。総務費に占める人件比率の割合とか、総予算に占める割合伺えば、実数が正確に把握できないとこう考えたからです。今の答弁ですと、経常収支比率93.4%でしたか、その中の30.7%ぐらい占めるようであります。まず、約3分の1であります。今の状況で5人に対して1人の補充でこの人口減少で追っていきますと、10年後までにはこの比率がもっとずっと高くなっていくものであるとこう考えるわけですが、その点について、町長の考えを今一度伺います。

職員の適正数と財政はやっぱりリンクして考えるべきだと私は思いますけども、適正数につきましては、他の団体と比較して人数をはじき出す、先ほど私が述べた数字でありますけども、私はこれではじき出した。事務量測定から人数をはじき出すミクロ的な考え方とこの2通りが考えられるのですけども、いずれの方法にあっても職員の数というのが、やっぱり財政の裏付けがあつてのことだと思ひます。重ねての質問で申しわけありませんけども、このままの状況で人口減少が進み、職員の人数がマクロ的な数字とかなりかけ離れますので、その点についてひとつ伺ひさせていただきます。

2問目につきましては、先ほど町長も述べたとおり、前の定例会でほかの方々も取り上げており、また、今回も取り上げておりますので、控えさせていただきます。

3問目の再質問でございますけども、仕事に見合った勤勉手当についてなんですけども、仕事に見合った報酬を得てるのですから、一生懸命仕事をするのは当たり前のことであり、私は勤勉手当なることばは嫌いなのですけども、実際手当として認められているので仕方のないことだとは思ひます。

今まで何か私は、この勤勉手当というのは、勤務評価に関係なく一律に支給されているところ思つておつたわけなんですけども、町長の今の答弁でその評価が、評定がなされて、それが手当の、それから昇給等に反映されていくということを知つて一安心しましたけども、この一律支給というのはですね、人事院規則の10条の1項の2や地方公務員法、私、先ほど40条の1項について述べたわけなんですけども、地方公務員法の15条にもこの評価制度を反映させるようにということは法で定められているわけでありませう。

今後、この評定に基づいてですね、厳格に人事の異動や昇進、昇給、手当が支給されることを私は期待しております。これでそれこそなるべく早く町長の答弁にもありましたけども、この勤務評定を設けて職員の諸々のものに反映させるという答弁がございましたので、それに期待して再質問を終わります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の人件費の関係なんですけども、行政の職員数が何人が妥当であるというのはある面では、その地方自治体のいろんな形態によつてもかなり違ってきます。

例えば、うちの方のように、一般職員の中に保育所とか給食センター含め全員入つているところもあれば、既に外部委託してるところもあれば、いろいろの条件の違い等があります。それから産業構造の違いもありますし、その町その町によつて、どういう行

政サービスを町民に提供してくのかというそういうその町の姿勢なり施策なり、そういうものによってもかなり職員の配置は決まっております。そしてまた、財政的な問題も確かにこれは見ていかなきゃなりません。合併協議の際もかなりこれ論議なりまして、一応推計の際は、柴田議員も合併協議委員でありましたけども、10年後、15年を推計した場合はこうなりますよという大まかな推計は出しました。ただしこれも先ほど申し上げたように、国の交付税の動向であるとか、いろんな要素によってかなり変わってくるものでございます。しかし、我々はそういう与えた条件と色々な行政サービスを絡み合わせて、しかもなおかつ将来的にこの町を維持されていくために職員数をやっぱり最小限でいくという方向だけはちゃんととっていかなきゃならないと思いますし、今現在の推計からいくと、先ほどの申し上げた内容でも乗り切っていけるんじゃないかという判断に立ってるというふうに理解していただければいいんじゃないかなと思います。

それから、人事評価については先ほど申し上げたとおり、やっぱり職員の能力を最大限活かしていく、それとやっぱり能力が発揮された職員に対してそれだけの評価をしながら、給与面でも待遇面でもこれはそれなりの扱いをしていくというのは、やはりこれから必要な制度であるというふうに認識はしております。ただ、これやる場合、いろんなやっぱり基準であるとか、決め方はかなり難しい、それからまた実際働く職員の側になりますと、やっぱりそれによって給与上の差がつくということになると、労働条件の問題で、かなり一番大きな問題になっていきますので、そういった形の理解も得ながら進めていかなきゃならない問題も発生してきます。それらをですね、十分見極めながらいかなければならないわけですけども、まだ八峰町としてはこういう制度でスタートしますよという、そういうところにまだ行ってませんので、できるだけ今言ったような意見も参考にしながら、このあとつくる際にこれを十分活かしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。

○11番（柴田正高君） この適正数につきましては、それこそまず昔手書きで事務量をこなしていたときから見れば、コンピュータが導入され、またパソコンが導入され、かなり職員一人当たりの仕事量は当時から比べればですよ、相当減ってる、少なくなってる。難儀しなくても良くなってる、私はこう感じておるわけです。それこそ他の自治体、いろんな出し方あるわけなんですけども、1,000人当たりが職員何名とか、職員1人当たり住民見る値の住民の人数だとかということでは職員数を表現してるようなんですけども、

まず、私は先ほどマクロ的な部分から抜き出した数字を申し上げたわけですが、今、町長の答弁からですが、ミクロ的業務量とか、そういうものからはじき出した方が、より職員も実数が反映されるというような答弁だと私受け取りましたけども、今言ったように当時から見れば大分もう職員の業務量は減ってるわけです。

いずれにしても、本当に財政の裏付けがなければ、財政側が豊かであれば、職員は多いに、多ければ多いに決まってるはずであります。それこそ、今後財政が上昇するということはほとんど望めない、こう思います。人口の減少率からも勘案しましても、望めないんだと思います。そういう中であって、10年後でも39名ぐらいしか職員が減らない、そうなれば、やっぱりこの人件比率、経常収支比率に占める人件比率というのは相当高いものになっていくのではないかなと考えます。

ですから、今一度、町長には本当に人が人を評価し、それでどうのというのは非常に難しい面あるのは重々承知しております。しかし、そこは英断をもって行っていただきたいこう思います。その考えがあるのかどうか、最後にそれだけ伺って終わります。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 確かに昔と比べるとコンピュータ入ったりですね、事務作業のそういう能率的な面は、ある面ではあるかもしれませんが。それがイコール、人が少なくなるという要素にはなっていません。というのは、やっぱり医療をひとつ捉えてみても、前の医療と違って介護保険できたり、今度は75歳以上の後期高齢者の医療制度できたり、そういういろんな新しい仕事が非常に増えている。そういう面では、ただ単に今機械化したからではなくて、それは正確にしかも早くできる要素はありますけども、ただ、それがイコールすぐ人員削減というふうなわけにはつながっていないというのは実態でございます。

それで、我々も職員が多ければ多いほどいいんだという考え方は一切持っていませんので、できるだけスリムにした形で財政守っていかなきゃならないし、将来的な町も維持していかなきゃならないという考え方については、柴田さんおっしゃるとおりでございますので、そういう考え方は常に念頭に入れながら、頑張っていきたいと思っております。ただ、現状、今、合併したばかりで、いろんな問題も含まれています。例えば、2つの庁舎を今維持していると、言う意味で見ると今、ただ単に人を頭数を減らせばいいんだという前提に立つと、サービスはじゃあどうなるんだと、やっぱりそういうものを絡み合わせて、しかもまた財政も見極めていかなきゃならないし、現在の合併協までの合



併協議の中でも、さっきは28年までの話しましたけども、その後5年後になると94人というような数値を出しています。ただ、これは数値ですから、これに向かって今頑張るわけですけども、やっぱりその状況をね、そのときの町の状況を十分加味した形でそういうものを反映していかないと、ただ単に数字だけが一人歩きするような状況ではまたいけないと思います。いずれにしても、そういうものは総合的な形の中で考えていかなきゃならないわけですから、基本になる最小の人員で最大のサービスをしていくという、そういう基本心だけは持ちながらこれからも頑張っていきたいと思います。

○11番（柴田正高君） どうもありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） これで、11番議員の一般質問を終わります。

次に、13番議員の一般質問を許します。13番木藤實君。

○13番（木藤實君） おはようございます。

私は、最初の初めての登壇でありますので、まず、町長にお伺いしたいと思います。

町長は、公正な均衡あるまちづくりを掲げて、新市へ八峰町の初代町長に当選し、その任にあたって早5カ月になろうとしております。この間、旧町村の伝統や地域性を大事にしなが、融和を持って安定したまちづくりのため、日夜努力しておられることに敬意を表わすところであります。

そこで、私は大きく4点についてお伺いしたいと思います。

町長については、八森町におかれましては、前職でもあり知名度は十分であります。しかし、峰浜地区ではその限りではありません。然るに、峰浜地区で早期に座談会等も開き、地区の実態を把握しながら、住民と意見交換をする考えはないのか。また、峰浜地区において、特に埴川地区においては、生活圏はすべて能代市であります。町の会議や行事等で逆方向のこの八森町に向かって来るということは、非常に心の底に抵抗を感じておるようであります。

裏を返せば、町長は、あるいは本庁舎が、だから内容も開催地も、と半ば諦め得ないこととの思いを持っておるようであります。中には、だから合併はという合併の否定論まで出てくる話もあります。どうか、この点を考えまして、少し両方で交互にとか、まず行事の持ち方も考えていただきたいと思います。これは担当課の開催するもの、あるいはその会議に出席する人方の範囲、あるいはいろんな面から考えていただきたいと思ひます。

それから、職員に緊張感を、報道にあるのは他県のことではなく、また、ほかの町の

ことでもない、少しの心の緩みが大きな事件につながると常に緊張感を持って職務にあたるよう指導を願うものであります。先の柴田議員の質問の中にもいろいろ職員に関することが質問されておりましたが、どうかそういう緊張感を持つよう指導していただきたいと思っております。これによって、峰浜庁舎には最近よく聞かれますが、課長以上の職を持ち得ないと、課長は皆同等でありますから、お互いに敬遠してほかの課のことは口に出さない。また、課長または課長会議で常にこちらでいろいろな話をしてますが、一般の職員に対しては一般の職員はもう緊張感が少し薄れていると、そういう話もよく聞かれます。ですので、助役さんの職員に対する管理は、助役さんの任が多いと思っておりますので、どうか助役さんに峰浜庁舎にテーブルを置いて、1週間に何時間でもいいから、時々行って、職員との交流、あるいは指導をしていただきたいと思っておりますがどうでしょうか。

2番目としまして、町の今後計画される大型事業等、公債比率の推移はどうかということでもあります。

今年度ハタハタ館の改修105億、これから下水道事業、先ほど説明ありました峰浜地区の防災無線、あるいはまた数字は出ておりませんが、八森小学校の統合等大型事業が続いております。昨日、この間の北羽新報によります県の発表された公債比率によりますと17.6%と言われております。これは、我々の聞く範囲ですと18%になると黄色信号が点滅する。19%になれば赤信号が点滅すると、20%になれば自分の力で何もできないと、そういうような話も伺っております。これからの事業が進んでいくとすれば、そういう点がどうなるのか。あるいは八森小学校の統合に対しましても、これは我々の聞いている範囲から少しどうも内容が変更になっているようであります。合併ありきではなく、小規模であればあるようないろいろないいところもあります。大きくなればなったようにまたいい場面も出てくることになります。あくまでも財政を考えて、そして長期的な計画をもって峰浜地区でもそうすれば何年後に合併を計画すると、そういうところまで謳いながら、やはり進めていただきたいと思っております。

高齢化率の上昇に対策をとということでもあります。

人間が長生きできるということは、地域の生活水準が高いということにもつながり、喜ばしいことであると思っております。反面、働き盛りの人数が伸び悩んでいるということでもあると思っております。少子高齢化は先ほどの質問でも出てきましたが、今や全国各地で一番の課題であり、苦慮しておりますが、子育て支援や老人福祉も徐々に充実しつ

つあります。ここで、私は、住宅環境と働く場所を確保して、労働者人口を増やすために国、県の域を超えて町独自の支援が考えられないかと、こういうことでもあります。例えば、木造住宅に関して、規模数に応じて支援は、あるいは新規事業を興そうとする意欲ある人方に対して支援、これは企業誘致の条例等で大きい会社に対してはいろいろ整っておるようですが、我々のこの町であるいは小規模の10人、20人の企業、こういう企業に何か支援を町独自の支援ができないかということです。

それから、核家族化対策について、2世代、3世代が同居した場合に何かの支援ができないかと。これは、やはり少子高齢化の対策にもつながります。子供の教育にもつながります。あるいは老人の対策にもつながっていくと思います。核家族で小人数の家庭よりは、2世代、3世代、同居してそういう中で健やかに子供を育てていくことも必要だと思しますので、そういう対策は何か取れないものかということです。

それから、4番目は、観光エリアは計画を持って大胆に整備できないかということです。大自然に恵まれた町としてそこから恵みや特産品PRは当然であるが、白神山地に関係する観光客はまだ増加が可能と思われまます。そこで、計画を持って八峰町として特徴ある海と山をマッチした観光環境を整備して、誘客に結びつけていくべきと思うが、町長の構想があったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの13番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 木藤實議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町民が行政との親近感を抱くよう努力していただきという話ですけども、対話の重視というのは、町政運営にとって、私の選挙公約の1つでもありますので、町民との対話を大切にしながら、町民の声を町政に反映させるように積極的に頑張りたいと考えております。

その施策の1つとして、町長と町政を語る会の開催を考えています。八森町長時代にも各年ごとに全自治会を回り、地域住民の意見交換を行ってまいりましたが、新町においても同様に実施してまいりたいと考えております。このあと自治会の意向なども調査しながら、10月以降、日程協議の整った自治会から順次行う予定で今準備を進めております。

峰浜地区の方々のご心配も先ほど木藤議員から申し上げられましたけども、八森庁舎に私、助役含めているというふうなことで心配なさっている点もあろうかと思ひます。

それからまた、いろんな行事が八峰町一本ということになりまして、最近文化報労の開催が多くなっています。しかし、これらの開催については、確認ということでことし文化報労であると来年は峰栄館というふうな配慮ですね、実施をほとんど計画しております。

それからまた、私自身も遠くからでもお呼びあれば行くつもりでございますけれども、いろんな機会をとおしながら重点的に峰浜の方にも足を運んでおります。先日も、子供園の運動会ございましたけれども、峰浜地区も行ってきました。そしてまた、峰中祭もございましたけれども、そこへも足を運んだりですね、いろんな行事の中にも参加しておりますので、ぜひともまた必要に応じて呼んでいただければ、私もどこへでもまいりますので、そういう面で当初、私らが考えたように町民の一体化を図るために私自身も努力してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

そういう意味で、町民と一緒にですね、共同の町づくりをしていかなきゃならないという、今は非常に大事な時期でございます。いろんな団体とも協力しながら、町政と町民がですね、一体となってやれるように頑張ったいと思っています。

それから、先ほど峰浜庁舎の関係で助役を定期的にとという話もありましたけれども、できるだけ私も助役も時間が許す限りは峰浜庁舎の方にも出かけてはおりますけれども、先ほど緊張感が足りないのではないかとか、回数が足りないという話などもございましたので、このあとですね、時間の許す限り出かけるようにしたいと思います。ただ、テーブル置く置かないはあそこに旧峰浜村長の部屋もございますので、そこを活用しながらやったいと思いますので、あえてテーブルを新たに置く必要はないというふうに考えています。

それから、次に、今後計画される大型事業と公債比率の推移についてでありますけれども、今やられてる事業のすべては旧町村からの継続事業でありまして、合併協議会で策定した新町建設計画や新町になってから策定した八峰町過疎地域自立促進計画に掲載されている重要な事業であります。現在、下水道事業やハタハタ館改修事業などについて、年次計画により順調に事業を推進しておりますが、先ほど申し上げた防災無線の整備やあるいは統合小学校の建設事業については、概算額を抑えている程度で、このあと基本設計を作成し、総事業費や具体的な年次計画を検討する予定であります。公債比率の推移であります、この算定には、各年度の事業計画に基づく起債発行額が必要であり、今年度中に策定する予定の八峰町総合振興計画の実施計画や地方交付税の増減などを基

に計算することになりますので、算定に今しばらく時間が必要でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。参考までに、平成17年度の八峰町の公債費比率は16.4%、起債制限比率は13.1%となっており、概ね良好な数値となっております。なお、今年度から地方分権を進めるために、地方債の発行が許可制から協議制へ移行になりました。ただし、実質公債費比率が18%を超える自治体は、これまで同様に起債の許可が必要であり25%を超える自治体については、単独事業の起債が制限を受けるとのことです。この実質公債費比率であります。これまで指標としてきた起債制限比率と違い、自治体の一般会計で占める借金だけでなく、公営企業での繰り出しや一部事務組合の借金なども反映させるという、より実態に近づけた指標のことです。平成17年度の本町の実質公債費比率は17.6%となっております。いずれにしましても、それぞれの事業を実施するにあたっては、長期的視野に立ち、財政状況を十分考慮しながら、国、県補助金や良好な、良質な起債により町の財政負担が最小限となるよう計画的に実施してまいりたいと考えております。庁舎建設についても、どのような観点から合併特例債の活用を可能な期間に建設したいと考えております。

次に、高齢化の上昇への対策のご質問でありますけれども、まず現状ですけれども、秋田県では昭和60年の国勢調査において、人口が減少いたしました。国内においても去年の人口動態統計で出生数を死亡数が上回ったことから、日本は人口減少の局面に突入したと言われております。特に国内の合計特殊出生率は晩婚化と未婚化、最近では夫婦の出生児童数の減少も加わって、人口置換水準と言われていた2.12を大きく下回り、今後も人口減少の傾向が続き、少子高齢化社会がますます進行するものと推測されております。

また、高齢化率は平成12年の国勢調査で20%を超えた県はほぼ半数の23件となっており、25年後の平成40年台にはすべての都道府県で25%を超えると見込まれ、これまで高齢化は地方の問題と言われておりましたが、高齢化の問題は全国的なものとなり、特に都市部においては急激に高齢者数が増加することから、人口集中地区の高齢者福祉、保険対策が行き届くか懸念されております。

秋田県は、先ごろ、本年7月現在の高齢化率を公表いたしました。県全体では27.3%と全国平均の20%を大きく上回っており、中でも雇用力の低い県北地域の高齢化率が高く、当町は33.4%と、昨年より0.4%増加し、県内6位と高い水準となっております。また、当町における高齢者だけの世帯数は663世帯、一人暮らしの高齢者は357人となっており、このような高齢者の方たちには今後とも穏やかに過ごせるように配慮し

ていかなきゃならないものと考えております。高齢化率の上昇を抑制するためには、何よりも若者の定住促進が重要であり、県をはじめ、各自治体が施策の大きな柱に位置づけておりますが、県内企業や基幹産業の農林水産業の低迷で、就業、雇用情勢は厳しく、若者の県外流出は大きな課題となっております。

このため、我が町においては、今後、過疎対策事業や農林漁業の振興施策を活用しながら、農林水産業と地場産業の振興、企業誘致などの推進で、就業と雇用の場の確保、拡大を図りながら、若者が定住できる居住空間の整備として交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、保険、福祉の向上、医療の確保、地域文化と教育の振興、集落の整備など、総合的な定住施策を講じていかなければならないものと考えております。木藤議員がご提言の町独自の支援策につきましては、若者定住への効果を勘案して当町への企業等の進出や新規産業の創出に対しましては、当町の工場誘致条例、工業用地等貸付譲渡条例、工業振興促進条例等で可能な限りの支援と便宜を共有してまいりたいと考えております。

また、居住環境等の整備につきましては、木造住宅建設であれば、県の秋田杉内装材プロジェクト事業、仮設帯住宅であれば、高齢住宅整備資金貸付事業などの活用が考えられますが、今後、若者定住を念頭により効果的な支援施策を検討してまいりたいと考えております。議員の皆様から、今後とも若者の定住の情報やアイデアがありましたら、ご教示くださるようよろしくお願い申し上げます。

次に、観光エリア計画をもっと大胆に整備できないかのご質問ですけれども、八峰町、峰浜村合併協議会で協議された新町、まちづくり計画では、自然と人がつくる活力ある産業の町を目標に白神山地や日本海の恵まれた資源を活用した産業全般の振興を図ることとし、基幹産業である農林漁業の振興に加え、観光産業の振興、地場産業や新産業の支援、地域ブランド品の確率や地域情報の発信に努めることとしております。この新町まちづくり計画を基に、今年度八峰町総合振興計画を策定いたしますが、旧八森町では八森町100年構想白神の森と海に生きると題した八森町観光総合計画を平成11年度に策定し、この計画を基に観光振興のハード及びソフト事業を推進してまいりました。このため、総合振興計画との整合性を調整しながら、八峰町の観光総合計画の策定に取り組みたいと考えております。特に観光振興では、白神山地と日本海などの観光資源を活用し、町内施設のネットワークづくり、観光客のニーズに即した観光施設、観光ルートの整備、白神山地や日本海をフィールドとした都市住民との交流、体験学習などの旅行企画の誘

致、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの促進、観光施設の案内板、観光情報の提供、誘客宣伝の活動及びガイドやインストラクターによる受け入れ態勢の整備などを総合的に推進してまいりたいと考えております。観光産業は地域のさまざまな産業への波及効果が期待できますので、ハード、ソフトの充実を推進し、町内のあらゆる機関、団体と連携を図りながら、集客力を高めることができるよう最大限努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 13番議員、再質問ありませんか。木藤實君。

○13番（木藤實君） ただいま町長から縷々ご説明いただきましたが、新しいまちづくりの根幹であります融和を持った町づくりということは、これは今だからこそ大事なことであると思います。ある程度落ち着くまではどうか十分な配慮を持って取り組んでいただきたいと思います。

それから、2番目の方なんですけど、私は、この合併の話はもう何年もならないうちにまた再合併ということが持ち上がってくる可能性もあるのではと思っております。然るに、計画をもってできるだけ住環境の整備というものを優先して、庁舎の建設は、後回しにしてもいいんじゃないかと、そういう気持ちもあります。これはあくまでも財政をにらんでのことですので、どうかそちらの方も検討していただきたいと思います。

例えば、この前の先の定例会でも質問ありました峰浜地区では大信田公民館などの道路などもかなり要望も高まっておりますし、通学の関係とかでいろいろ問題にもなっております。そういうできるところをこの次の合併の話出る前に整備していくと、そういうことを何とか心がけていただきたいと思います。

それから、3番目の高齢化に対する対策でありますけど、私は7月にある木材を産業とする町を視察に行ったときであります。やはり木材で住宅を建てることにおいて、林業関係、あるいは建築に携わる大工左官あるいは、資材関係、また、その町では景観を重視して木造住宅の白の漆喰の面積によって補助金を出す、そういう政策もとっておったようであります。この八峰町も十分な林業の方にも力を入れておりますので、そういうのも加味した上での対策もまた必要かと思っております。

それから、観光についてでありますけど、まだまだ観光エリアの整備といいますと不足していると思います。それこそハタハタ館の周辺も中途半端でありますし、もっともっと整備をして誘客に結びつけていかないと、夏分には結構な客もおりますけど、冬になり

ますと、先の体験センターの客の見込みでも3月あたりは300人と人数がごくわずかになっております。また、ハタハタ館の3階には宿泊もできることになっておりますが、1人でも2人でも宿泊者がいれば、24時間人がいなければならない。また、早朝のご飯のために配膳もしなければならない。いろんなことも出てきますので、その対策を十分とっていかないと、マイナスに結びついていくんじゃないかと、こう思っております。

最近の長距離のバスは性能が良くなりまして、夜行バスで来る観光客も結構おります。私方、夏の間、ポンポコの道の駅でよく早朝にバスが停まっておりますけども、やはり風呂に入ってお色直しをして、朝食をすると、そういう誘客もできると思います。また、昼間の場合ですと、能代市で金勇さんで木造の建物を見て、昼まで。あと、この先になりますと不老不死観光ホテルになりますが、どうかそういうのも考え、ハタハタ館でできるということをもっともっとPRして頑張っていたきたいと思っております。そういうことで、せっかくつくる施設ですので、どうかその点を配慮してこの先進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） やはり、合併にとってですね、皆さん新しいスタートを切ったわけですので、きょう合併してすぐあしたから融和できるというものではないかもしれませんが、少しずつ努力をしていくということが、非常に大事だと思います。

先ほど木藤議員が言われたように、そういう気持ちをですね、私も一番大事だと思っておりますので、一生懸命これからもそういうものを、そういう点に配慮しながら頑張っていきたいと思っております。

それから、今合併したばかりでまた合併あるのかという話ですけども、それはあまり気の早い話ではないかなと思っております。現状やっぱり2町村での合併を選択してですね、この八峰町をやっぱりしっかりした町にしていくというのがやっぱり大事だと思いますので、その先の言葉では今のところ私もまだ考えていません。ただ、いろいろ今ご指摘あったですね、住環境の整備であるとか、やらなきゃならない課題については、もちろん財政状況もございまして、積極的にですね、やれるものについては取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、さっき7月視察されたところの施策についてのお話もございましたけども、こういうものもですね、私の方でも参考にさせていただきたいと思っております。それから、観光関係について、大変いろいろな形で申し上げられましたけども、整備は少しずつ計



画的にというふうなことで、今、ハタハタ館の改修にかかっているばかりでございますので、今後ですね、そのあとどういうふうな整備が必要なのか、どの程度かけれるのかですね、そこら辺は見極めをしながら考えていきたいと思っています。問題はつくったものの利用をどうするのかという問題だと思いますので、先ほどご指摘ありましたように、冬場の対策であるとか、あるいはまたほかの施策と連携したものであるとか、いろいろ考えられますのでそういった点はこのあといろいろ考えながら施策に反映してまいりたいなと思っています。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 13番議員、ほかに質問。

○13番（木藤實君） ありません。どうもありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） これで、13番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。時間は5分としたいと思いますので。

午前11時18分 休 憩

.....  
午前11時28分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 私からは2点について質問をいたします。

まず初めに、庁舎建設についてであります。合併前の各地区の説明会、合併協議会でも将来的には中央に新庁舎を建て、行政効率を図ることで進めてきたはずであります。建設にあたっては、いろいろ財政面やいろいろな協議も必要かとは思いますが、建設をすれば、今、現在、町長はどの辺を候補地と考えておられるのかお伺いをいたします。

また、建設をすれば、今後どのような計画をもって進められるのか、これについてもお伺いをしたいと思います。

もう1点は、戸別受信システムであります。今日、北朝鮮によるミサイル発射など、国内外いろいろな事件事故も発生し、災害も多くなっております。防災無線もそれなりの効果を発揮しておりますが、住宅の機密化や風のあるときなどには聞こえない状況であります。最近、一人暮らしの老人世帯も増えてきております。住民の皆さんに情報が着実に伝わるよう峰浜地区への戸別受信機の早期設置を願うものであります。今回、

前倒しで設計委託料が9月の定例議会に計上されましたが、今後、どのような計画で進められ、いつから使用可能になるのかお伺いいたします。

以上、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 福司憲友議員のご質問にお答えします。

最初に庁舎建設についてであります。まず、役場庁舎建設の必要性については、一自治体で2庁舎を抱える不便さに加えて、八森、峰浜両庁舎とも築後40数年を経過しており、狭隘で老朽化が目出っております。また、本庁舎は八森庁舎としていることから、先ほど木藤議員からもご指摘ございましたけども、時にはしばらくの間、峰浜庁舎を訪問する時間がなく、町民や職員とのコミュニケーションに不足が生ずるなどの問題点もあります。

このようなことを総合的に考えますと庁舎建設計画は前向きに検討せざるを得ないと判断しまして、このたび、職員によるプロジェクトチームを立ち上げたところであります。庁舎建設は新町にとっても一大事業であり、現在集約中の総合振興計画の住民アンケートの意向を参考にしながら、建設の進め方や庁舎機能や規模、町民の利便性、位置や財源等、さまざまな角度から検討した上でたたき台を作成して、議会の皆様や町民参加による建設委員会等で検討していくのが望ましいのではないかと考えてます。いずれにしても、大きな財政負担を要する事業でありますので、合併特例債発行可能な10年以内が目途だと考えております。

そういう状態から、先ほどご質問ありました建設地などについては、すべてこれからの検討となりますのでご了承をしていただきたいと思います。

次に、峰浜地区の戸別受信機設置計画については、昨日の行政報告やあるいは補正予算の中でも触れさせていただきましたが、現在の峰浜地区の防災行政無線の録音装置が故障してるのに加え、老朽化によって故障が相次ぎ、修理に要する経費も相当額を容易しております。これまでの計画では19年度で実施設計をお願いし、20年度、事業着工の予定でありましたが、事業を前倒しし、今年度実施設計、明年度事業着工することに計画変更して、早期完成を目指していきたいと思っていますので、できれば単年度の事業として実施をしながら、21年度から使用可能な方向で努力してまいりたいというふうに考えています。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、再質問ありませんか。9番議員。

○9番（福司憲友君） 今、建設プロジェクトを立ち上げたというふうなことでございますが、大まかな話であれですが、町長、今、ここの八森の中浜の本庁舎、そしてまた旧峰浜役場、そして八峰町消防とこの3つの大きな3カ所の場所がですね、あるとするならば、町長としてはどの辺の、3つの中ではどういうふうな、中では選ぶのか。もしよかったらひとつお考えを聞かせてもらいたいと思います。これ私の考えですけども、やっぱり中央といったらですね八峰町消防周辺が適地じゃないかと、私はそう考えます。

そしてまた、やはり建設するとなると相当の、1億以上ですね、建設用地が必要なんじゃないかなとも思います。そういうことを考えますと、やはりそれなりの早めの対応というのは必要なんじゃないかなと思いますので、これからですね、時間をかけながら、より用地の確保を邁進してもらいたいというふうに思います。

今、戸別受信機ですけども、1年12カ月あるわけですから、春早くなるのか末になるのか、この辺もわかる範囲でですね、できたらその工事の発注もあると思いますけれども、なるべく早く完成できるようにお願いをしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 当局の答弁を求めます。もとえ当局の答弁を求めます。町長。

○町長（加藤和夫君） 今、八森庁舎、峰浜庁舎、そして八峰消防署付近というこの3つの中から三択でどちらを選ぶのかというご質問でありますけども、先ほど申し上げたとおり、今、やっぱり庁舎を建てる場合に、何を基本的な構えとしていくかとか、あるいは町民の意向だとか、いろんな角度からですね、やっぱり検討検討した上に立って適地をやっぱり探していくというのが順序だろうと思います。そういう面では、今私が三択のうち一つだと、これだけが今一人歩きしてしまうと大変なことになりますので、まず、現状ではいろんなそういう要件とか、プロジェクトの中で検討所在を明らかにしながら、そして皆様方にもご意見いただく、それからまた町民の方々にもご意見をいただくということで、進めてまいりたいと思いますので、何か答えにならないと思いますけども、ご了承願いたいと思います。

それから、先ほど私防災無線の関係で21年度仕様と申し上げましたけども、訂正をします。20年度仕様ということで1年間違ってました。それで、1年12カ月あるからもっと早くという話も出ていましたけども、その点については、今これからですね、設計とか、いろんな手順を経てですね、いきますので、1カ月早くなるとか、2カ月早くなるとかですね、今の中ではまだそこまで申し上げられるような条件が整っておりませんので、

いずれ早期完成を目指して努力をしていくという方向性だけは確認していただければというふうに思います。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 9番議員、再質問ありますか。
- 9番（福司憲友君） ありません。これで終わります。
- 議長（阿部栄悦君） これで、9番議員の一般質問を終わります。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番菊地薫君。

- 8番（菊地薫君） 通告にしたがいまして、一般質問をいたします。

初めに、県から市町村への権限移譲についてお尋ねいたします。

住民に身近な事務は市町村で処理を、として県が市町村に権限移譲を進めているのはご承知のとおりでございます。移譲対象項目は80を超える見通しでまだ増やす方針とも言われております。そこで、八峰町では2項目受け入れたと把握しておりますが、その受け入れた項目は何なのか、またその目的と効果のほどを尋ねるものであります。また、市町村によっては、受け入れに温度差があり、50項目を超える羽後町や全くゼロの井川町、大潟村などとなっております、この状況をどう思われるのか尋ねるものであります。

次に、事務事業の一元化についてお尋ねいたします。

新町誕生に向け2000に近い項目の調整を部会等で進めてまいりました。しかし、合併後に持ち越した項目もかなりの数にのぼっております。このたびの行革懇談会、町集中改革プラン審議でも検討課題として取り上げられておりました。そして現在、どの程度調整、統一がなされたのか、中には上下水道使用料やごみ収集方式など、地域間に違いがあってはならないものもあります。将来にわたり調整が急がれるべきで、その進展状況を示していただきたいと思っております。また、それぞれの団体の一本化に課題、問題はないのかどうか尋ねるものであります。

教育関係についてお尋ねいたします。

学校の基本調査によると、不登校の小中学生は4年連続で減となっておりますが、子供の人口そのものが減っておりまして、割合ではほぼ横ばいのようにあります。調査では登校いたしましても、教室には行かず保健室、図書室で過ごす生徒は統計には表れない。また、いじめや学業不審などの理由の不登校がある一方で、具体的な原因の見当たらない不登校が3分の1近くを占めるという現状、原因を無理に問い詰められないとい

うことから、今教育現場の指導も大変難しい状況となっております。それを踏まえ、当町の場合、不登校児童、生徒はいるのかどうか、どの程度把握しているのか尋ねるものであります。

また、次に全国の相次ぐ児童生徒の事件、事故を受け、登下校時の送り迎え、スクールガードや見守り隊などその後の状況、安全、安心が守られているのか、また、問題点がないのかどうか尋ねておきたいと思えます。

さて、八森3小学校の統合問題については、今年度資質調査、実施設計予算が6月議会で可決されました。旧八森において二転三転した経過を踏まえ、まず適地なのかどうか早急に資質調査をする必要があると考えます。それを確認できずして仮校舎をどうするのか、また複式学級児童のスムーズな新校舎への移行ができるのか、また、プロポーザル方式等々先に進めない現状であります。結果を早急に出し21年度計画どおりの開校を目指すという決意のほどを尋ねるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 菊地薫議員のご質問にお答えします。

最初に、県から市町村への権限移譲についてであります。我が町でこれまで県から権限移譲を受けたものは、1つ目は未熟児の保護者に対する訪問指導、2つ目は墓地等の経営の許可、3つ目は鳥獣の捕獲等の許可。4点目は危険物を積載した船舶に対する停泊等の場所の指示、5番目が財産区に関する事務、6番目が自然公園の公園事業の執行の認可、7番目が市町村道である公有財産の調査等のための他人の土地へ立ち入り、この7項目であります。県では先ほど菊地議員もおっしゃったように、今後もできるだけ権限移譲する、しかも項目的には78項目現在おろしておりますけれども、いずれも住民サービスの一環として事務処理の迅速化や住民の利便性の向上に結びつけることを目的として、許可等が県知事から町長になることで事務処理の期間が大幅に短縮されると、そしてまた、事務処理の簡略化につながるとしてあります。特に、私どもの例えば財産区の関係からいいますと、財産区の財産処分について、県知事への協議が不要となり、町長の同意で処分できるため、事務処理期間が大幅に短縮され、事務の簡略化ができるようになりました。そういう面もありますけれども、できるだけ当町にとってそういう簡素化につながる内容についてを見極めながら、主体的にこのまちづくりのために必要な

ものについては受け入れていく方向であります。

先ほど指摘がございました各町村によって温度差も多少あると思えますけども、やはりそれを受けることによって専門職員の配置が必要な業務等もございますので、短期間でそういったものに応えられる人材育成が困難であるとか、あるいはまた陳情の業務のほかに増えた場合に、それに付帯した業務もさらに大幅に増えるなどの問題もありますし、事務的に多岐にわたるような業務もございます。そういう問題等も考えながら、町としてパッケージ、あるいは問題別に項目を精査しながら受け入れるものについては頑張っけて受け入れていきたいというふうに考えております。ただ、中には町で受けてもなかなかできないものも確かにございますので、そういうものについては、受け入れは困難だというふうに考えています。

次に、事務事業一元化のその後の状況についてお答え申し上げます。

町村合併協議会に付された協議事項は1,136件であります。八峰町に持ち越しになった項目はその中の69件であります。そのうち調整が整ったものが45件、未調整のものが24件となっております。新町に持ち越しになった中にも合併後直ちに調整の必要なものや、ある程度時間をかけて協議の上、調整の必要なものなどに分類されると思いますが、急を要し、急がなければならないものについてはほとんど調整済みであります。

また、中には議会終了後、設立総会が開催されるものなどもなり、未調整のものについても早い機会に調整が整うよう鋭意努力してまいります。

また、各種団体等の一本化についても35団体中27団体が再編済みであり、調整中のものが8団体となっております。これらにつきましても、組織の強化や合理性などを考慮しながら、早期に実現できるような方向で今努力中でございます。

以上であります。教育関係については、教育長の方から答弁いたします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長に答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 菊地薫議員のご質問にお答えいたします。

最初に、不登校児童の現状についてのご質問であります。9月1日現在把握しているところ、町内の6小学校からの不登校児童がいるとの報告は受けておりませんが、中学校におきましては、峰浜中学校の生徒1名が不登校との報告を受けております。

これは毎月各学校から書面にて不登校等の報告を受けるようにしております。この生徒につきましても、三種町の診療クリニック、長信田の森に通院中とのことでありまして、担任の教師と母親とはよく連絡を取っておりまして、本人も診療クリニックの休診

日の日には、放課後でありますけれども学校へ登校しております。今後とも学校と連携を密にしながら良い方向に向かうよう対処してまいります。私も現在時間を有効に活用しながら、各学校を回っております、養護教諭の先生方、校長先生方と児童の変わりはないかどうかについては常に目を配っているつもりでございます。今後とも、良い方向に向かうように対処してまいります。

次に、児童の登下校時の安全安心、その後についてでございますが、藤里町の事件をはじめ、児童生徒を巻き込んだ凶悪な、そして大変痛ましい事件がテレビや報道で報じられております。本町でもこの事件を契機といたしまして、子供の安心安全確保のために家庭、学校、そして地域が一丸となって取り組んでいるところでございます。具体的な取り組みについて申し上げます。

1つ目につきましては、子供見守り隊の結成であります。

県の安心安全まちづくり活動支援事業等を活用しまして、一部老人クラブのボランティアの皆様方も含めまして、町内全小学校で結成し、現在それをそれぞれ活動しているところでございます。なお、現在、登録していただいております単位数は183名でございます。2つ目といたしまして、地域安全マップ作成であります。これも県の秋田っこ安全安心サポート事業として、地域安全マップ作成指導者講習会が去る6月14日、15日の2日間、秋田市で開催されました。八峰町には小学校教員と教育委員会から1名の要請がありました。講習会の修了者が指導者となって、各小学校を指導しまして、現在作成中であります。既に完成した学校もあると報告を受けております。

3つ目につきましては、防犯ベストの配布であります。当初は腕章のみだけで活動していただいておりますが、より効果を出すために6月議会で予算を承認していただきました。各戸に配布して現在有効に活用をいただいているところであります。

最後に4つ目ですが、予算につきましては昨日の議会で可決していただきました。子供見守り隊の皆様方が子供たちが安心して送迎していただけるように事件や事故に遭遇された場合のことを考えてボランティア保険に加入するものであります。なお、今後とも子供の安全、安心確保につきましては、最新の注意を払いながら取り組んでまいります。

次に、小学校の21年開校は予定どおりかについてお答えいたします。

菊地議員が先ほど二転三転、候補等につきまして二転三転しているということにつきましては、全くそのとおりでありまして、大変苦慮しているところでございますが、八

森地区統合小学校の建設計画につきましては、ことしの3月16日、旧八森町全員協議会におきまして、当初建設予定地でありました現観海小学校、南側の地質調査の結果を土壌のサンプルを見ていただきながら、地盤が軟弱で建設するとすれば相当の補強工事が必要であることを報告しながら、一番安定してると言われる、思われる現校舎エリアを候補地として再度地質調査を進めることをご理解をいただいております。

その後、新体制となりまして、再編成した町内検討会では、現校舎エリアを候補地とした際の開校までの手順についての検討、現校舎を取り壊し、新校舎を建設することとしてのその間、子供たちをどのようにするかのことについて協議してまいりました。

1つは、仮校舎を建設する、2つ目は仮にミニ統合する、いわゆる観海小学校と岩館小学校と統合する、または観海小学校と八森小学校と統合する案等でございます。この2点についてであります。最初の仮校舎を建設とした場合に、プレハブの校舎が必要となります。新校舎完成までの2年間となれば、さらに冷暖房を完備した、そしてまた備品についてすべてレンタルした場合に、1億を越す金額と予想しております。

また、最低限必要な部分だけ積み上げ計上しても7,000万円から8,000万円の経費がかかるもので、2年間のリース料としては、町の財政を考えた場合に大変大きな負担になると思われまます。また、ミニ統合をするにしても、地域の住民の皆様から理解を得るための説明会の開催や新校舎完成までの期間中の約2年間でも校歌や校章を新たに制定しなければならず、一度の制定で済むのに、せっかく制定したものが2年足らずでまた廃止しなければならないように、子供や保護者の皆さんに負担にならないよう十分配慮しながら進めなければならず、現在どのような方法が望ましいか検討してるところであります。したがって、統合小学校の開校時期や統合処方等も含めまして、また、この後のご質問にあります地質調査の結果の件と併せまして、町内検討会で整理中でありまますので、後日、全員協議会にこの内容を報告して協議をしていただきたいと考えておりますので、今しばらくのご猶予をお願いしたいと思います。

次に、地質調査の件についてであります。8月10日に調査の結果が終了しまして、その結果について報告を受けました。その報告では、旧給食センターから土俵のある南西方向に基盤が傾斜しており、そのため旧給食センター側では直接の基礎で対応できませんが、南西側に行きますと基盤が少し深くなりますので、杭工事も考えられます。併用毀損になる可能性があるとの調査概要でありまして、当初想定された地質向上と同じ構造であると考えられる結果でありました。先ほど申し上げましたように、詳しい内容説明に



つきましては、後日、全員協議会で協議していただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 8番議員、再質問ありませんか。8番議員。

○8番（菊地薫君） 教育関係は後日ということで、その対応よろしくお願い申し上げます。

最初の質問の権限移譲で私が、4月、5月ころの私の調査から2項目と申し上げまして、7項目という今答弁をいただきました。全くゼロの町村もあるという考え方、私、県がさまざまな市町村とも財政が厳しいという中でですね、重複するような事務というものを町村へ下ろすと、スリム化する整理するというそういう考え方、これは大事なことでありますが、結果的に県としては県職員の削減ということにつながるといたしましてもですね、先ほど町長がいろいろそのメリッ的なことを申し述べられましたけれども、やはりそれを受ける町村としては、住民サービスの面から見れば、果たしてそれでいいのか。また、行政コストから見ればですね、じゃあそれがまたそれでメリッ的なものがあるのかどうか、そういうことを大変私も懸念をいたすわけでして、その点をですね、今後手上げ方式という形のようにございますが、その辺を再度、これから、今後進めていく、今一度答弁の方お願いいたしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 確かに、県の方では権限移譲ということで、どんどん下ろしたいという意向は持っているようではありますが、受ける町側にしますと、その事務が入ることによってやっぱりかなり職員のですね、事務量にも影響してきます。そしてまた、かなり専門的な知識がないとですね、現場の段階でこなせない事務もございます。それからまた、直接的に町民の利便性にすぐつながっていくのかとなりますと、必ずしもそうでない内容のものもございます。そういうものをですね、やっぱり一つ一つ項目を見て、町の方でこのあとの効率化に資するという、そういう判断と現状の態勢の中でもきちっとその事務をこなせるというものを見極めながら、できることについてはやっぱり受けていくという立場でこのあともやっていきたいと思っておりますので、そういうことでご理解をしていただきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 8番議員、再々質問ありますか。

○8番（菊地薫君） ありません、終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで8番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後一時といたしたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

午後12時05分 休 憩

.....  
午後13時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 通告にしたがいまして質問する前に、一言言わせてください。

八峰町になってから立て続け2件の火災が発生し、その中の1件では高齢者の方が痛ましい事故に遭いまして、心からご冥福を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、最初に消防団についてでございますが、今までファガスの前、文化交流センターの駐車場で大会をやっておりましたが、保険センターができたおかげだか、それはちょっとわかりませんが、このたびは発盛の溜池埋めたて地で行いました。天候が悪いせいもあったでしょうが、どうも見てる方も、またやってる方も足場が不安定ということがございまして、峰浜さんの方にも聞いてみますとなかなかその大会の場所がないということでした。だから、今、この間やりました、今月7月にやりましたあそこの発盛の跡地でやるのであれば、あそこの跡をきちんと直すようにしたらいかがかと思いますが、町長はどのように考えているのかご答弁を願いたいと思います。

次に、大会のための練習費用が削減されたことはどうなのかと。今までですと、大会の準備において毎日そこら辺通ってみますと、一生懸命なって頑張っている姿が見えましたが、今回はたまに休んだり何だかんだしてるので、おいどうしたんだと聞くと、いや、今まで例えば160人工があったんだけど、今度120人工になってしまったんだとか、だから何か終わったあとも一杯飲むのも大変だしということがありました。けども、中には、やっぱり上位になって勝ちたいという人たちは自ら自分たちで頑張って練習してる人もいました。よく消防の大会等には来賓の方々がよく言う言葉は、皆様は普段から我々の生命、財産をよく守ってくれますと。普段から頑張っておりありがとうございましたというあいさつがある中において、こういうように微々たるお金をけちるよりも、その人たちの粹を出すためにお金を出してあげたらいかがかと思いますが、町長はどの

ように考えているのか。

それから、今までは火事とかいろんな急事の際には、この防災無線が付く前まで、戸別受信機が付く前までは分団長、団長には即知らせがいったと思いますが、この戸別受信機が付いてから、皆我々と一緒に知らせが行くようでございますので、一刻も早く火を消したり、事件を解決するためには、もっと早く知らせるようなことを考えていかなくちゃいけないと思いますが、町長はどのように考えているのでしょうか。

それから、次に観光ポスター、パンフレットの作成についてお伺いいたします。

ようやく先日ここにまいりましたらば、机の上に観光パンフレットが出来上がってまいりました。本来ならば、八峰町誕生と同時に作成をしていかなければならないと私は思っておりました。この八森町は観光立町を目指してる町にしては随分残念だったなとそう私は感じました。まして、ことしは5月の連休、7月、8月にはたくさんの県内外からお客さんが来ておりまして、そのときに昔は八森町、峰浜村であったけども、一緒になって八峰町になったんだと。だからこういういいところもあるんだと、そしてそういう観光ポスター、パンフレットを配布することによって、この地名度を上げることができたと思いますが、その点、少し後手に回ったんじゃないかなという私は感じておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、山村広場のステージについてお伺いいたします。

以前はハタハタ館ができる前は、今、現在ずっと奥の方にありますステージで、いろんなイベントをなされておりました。だが、ハタハタ館ができることによって、もうあそこのステージは何も使われなくなってしまいました。そして今、館の向かいの方が1つのメインとなりまして、悠久の森、山村桜祭り、その他いろいろなイベントがなされております。そのたびに仮設のステージを付け、お金をかけております。やっぱり固定したステージがあると、いつでも簡単に何かができます。特別なイベントを設けなくても、ちょっとしたことでもできると思いますが、その点、ここを固定用ステージをつける考えはないのかお伺いいたしたいと思っております。

次に、物産館、ぶりこについてお伺いを申し上げます。

初めは、今開設して約半年までなりません、会員の皆様は一生懸命なって頑張ってお物を売ったり、いろんなイベントやってお客さんを誘致しているところは私も覚えております。だが、初めのできるときは地産地消という名前を掲げ、そのようなことでもう地元の物じゃないとだめなんだということでありましたが、いざ蓋を明けてみますと

ピーナッツ、それから袋つまみ、柿の種、そういうものがいっぱい入っている、本当に袋つまみがたくさんございます。やっぱりここの地元の物を売らなきゃいけないと思いますが、その点はどう考えているのか。そのほかに初めの立ち上がりには、四十数名という会員がいるんだと、そのように言うておりましたが、いざ蓋を開けるとカゴはがらがら、そこの穴を埋めるために1人の業者の人をお願いし、10個のカゴを使っております。また、いろんな冷凍機などもかなり占領されております。もっと会員を本当に募集してるのか、なぜこないのか、そういうところをもっともっと検証して、同じ人が同じカゴを10個も使われてるような現状をどう思っているのか、町長にお伺いしたいと思います。

それから、最後になりますが、表彰についてお伺いいたします。

以前に閉庁式、八森町閉庁式の際に、現議員、元議員、それから三役、いろんな元の人、現の人、前の人、いろんな人を表彰いたしました。そのときには、私がおかしいなど、今までそれは頑張ってきたので表彰するのはいいんだろうけども、皆お金をもらって働いてきてそれは当たり前なんです、働くのは。そういう人たちよりも自分で自ら誰にも言われずに町の中をきれいにしたり、花を植えたり、木を植えたり、そして子供のために一生懸命なってボランティアしてる人が峰浜にも、八森にもたくさんいると思います。わざわざこれをやれと言ったわけじゃない。皆国道に花を植えて、通る人に楽しみを与えてやってる人、本来であればこの八峰町誕生記念としてそういう人たちに、本来ならば感謝の意味として感謝状を贈るのが私は筋じゃないかと思っています。また、そのほかに合併協議会の議員の皆様にもいろいろなご難儀をかけたのは私たちも承知して、私たちも一生懸命なってこの合併に励みました。そこでその人たちを表彰する、その意味もわかりますが、町のためにお金をもらいながらやってるのはやる必要ない。それは、ボランティアで一生懸命頑張ったんだったらしょうがないだろうけども、わざわざ町の使命によって頑張ってやった人たちにね、お金もらってる人に何でその人たち表彰しなきゃいけないんだろうと。今、この八森町は本当にいらぬようなものにお金をかけ、誰も頼まないようなものにお金を、こうすればまた町長もいや、そうじゃないとこう言うでしょうが、もっとハードな面じゃなくて、住民が幸せ、住民のためのソフトの面の方にお金を使ったらどうか、当時山が崩れてきて、家の中に泥が入ってきた、お願いすればいや、これは自分たちでやってください。農家の方に何か被害が起きればこれはなかなか難しい、そういうようなことを自ら全部が町がやるんじゃないで、お互い

に話し合っ、四分六で頑張りましょうと。町は手助けしましょうと、そのようなことはなぜできないか。私はもっともっと住民参加型の住民にプラスになるような政策をこれから町長にお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、操法訓練大会の大会場所の確保についてであります。今年度実施いたしました中浜の発盛ダム跡地の整備、これを今検討しております。その整備に伴って来年度も操法大会があつた場所できるように関係部署と今協議を進めてまいりたいと考えています。次に、大会のための練習費用の関係でありますけれども、合併に伴って費用弁償の見直しを行いました。訓練等の執務の単価を1,500円に統一したところであります。旧八森町においては、訓練執務の単価は2,000円で、町操法訓練大会の練習において、1分団当たり上限30人として費用弁償を支給していたものであります。旧峰浜村では支給されておりました。合併前に消防団の事務事業調整を消防団本団と行った際に、全分団に町の大会の練習にも、訓練の執務費用弁償支給を検討して、支給対象については、消防署員による指導練習日の執務に対し費用弁償を支給することに決定をいたしました。

それで、2月に行われた消防協会支部北部分科評議会で報告し、了承を得ております。そのため、ことしについては、消防署員による指導練習日が1分団当たり4回あり、上限を24人と設定をし、費用弁償を支給したものであります。結果として、旧八森町消防団については、費用の減少が発生したものですけれども、以上の経過ですのでご理解を賜りたいと思います。

次に、急事の際の連絡についてであります。火災等の災害におきましては、消防本部及び八峰消防署から総務課長に第一報の連絡が入ることになっておりますし、平日は日中役場で、そしてまた夜間、土曜においては八峰消防署から防災無線にてサイレンの風潮や放送を行つており、無線放送でもって各分団が出動することになっております。また、団長及び副団長には、それぞれ総務課からも電話連絡を行つているところであります。現実には、先ほど石塚議員がおっしゃつたように、防災無線の放送が早いために、団長はじめ各分団長以下がその防災無線で現場に早く駆けつけているというのが実態で

ございますので、指示、命令というよりも、そういう指導体制で今するケースの方が多いということでご理解をしていただきたいと思います。大雨災害など、場合によっては分団ごとの対応になる場合もございますが、その際は、電話連絡なども行い、連絡体制の確保に努めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、観光ポスター、パンフレットの作成についてのご質問であります。観光パンフレットにつきましては、八峰町の暫定予算に計上しておりましたので、4月にパンフレット企画提案によるプロポーザル方式を行うこととし、印刷業者から6月16日を提出期限にパンフレットの企画提案と印刷製本の見積書の提出を依頼しております。期限まで4業者から企画提案の提出がありましたので、6月定例議会終了後の6月27日に観光パンフレット選考会を開催し、価格と企画提案の優劣を採点方式により業者を選定しております。この業者とは7月3日に2万部の観光案内パンフレット作成業務の委託契約を締結し、パンフレットの納入期限は8月末日としておりました。今般、パンフレットが納入となり、町内外の観光施設等に配布いたしました。今般、パンフレットが納入となり、町内外の観光施設等に配布いたしましたが、納入までの間は旧両町村の観光パンフレットや白神八峰商工会が作成しておりました秋田白神八峰町ガイドブックを利用しておりましたので、観光パンフレットに関しましては、大きな支障はなかったのではないかと考えております。

また、観光ポスターについては、雄嶋花火大会、ポンポコ山音楽祭、悠久の森フェスティバルのポスターを町内外に掲示いたしましたので、十分八峰町をPRできたものと思っております。合併と同時に作成されていなければいけなかったのではないかという話でございますけれども、合併に伴う事務事業の一元化調整では、新町において観光パンフレットを作成することとしておりましたし、合併前後においては事務事業の調整など繁忙な時期でありましたことご承知いただければと思っております。今後、観光ポスターや地域特産支援直売施設、農林水産業体験、エコー等、各種ツーリズムなどのパンフレットにつきましても、計画的に作成してまいりますし、現在、新町紹介、テレビ番組の制作を進めており、これらのアイテムを活用しながら、大いに八峰町をPRしてまいりますというふうに考えております。

次に、山村広場のステージのご質問であります。御所の台ふれあいパークのイベントは昭和58年から山村広場桜祭りを開催し、本年で第24回目、悠久の森白神フェスティバルは平成13年度から開催し、今年で第6回目となります。山村広場桜祭りはキャラクターショーのため仮設ステージを設けていますが、その費用は5万円、悠久の森白神

フェスティバルは出演のタレント等で設定が異なりますが、仮設ステージの費用は80万円程度となっております。御所の台ふれあいパークは平成16年8月に県立自然公園地域の特別地域が見直され、国道から海側のハタハタ館周辺が普通地域に変更されましたが、五能線の山側につきましては、依然として特別地域に指定されており、固定施設等の整備に関しましては、県自然保護課との協議が必要となります。この際、年2回のイベントのための整備ということでは、県にその必要性を納得していただくのは難しいのではないかなと思っております。

また、ポンポコ山公園には固定の野外施設が整備されておりますが、ポンポコ山音楽祭のほかは利用頻度が低く、今後、ステージの利活用を検討しなければならないと考えているところで、御所の台ふれあいパークに固定ステージを設ける場合は、ステージだけでなく、多目的に利用できるものにしなければならないと思っております。今年度は山村広場、桜祭り、ラベンダー祭り、ポンポコ山音楽祭、雄嶋花火大会、悠久の森フェスティバルなど、旧両町村のイベントを継続する形で実施してまいりましたが、これから八峰町のイベント事業について関係者の皆様方と検討してまいりますので、その際に、御所の台ふれあいパークの固定施設についても協議をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、八峰町農林水産物直売施設ぶりこのご質問についてであります。ご承知のとおり、平成17年度山村振興等農林漁業特別対策事業により旧八森町が整備したもので、地域の農林水産物及びその加工品等を販売し、農林漁家の所得の向上を図るとともに、生産者、農業協同組合、漁業協同組合、商工業者の連携による直売活動を行い、地域産業の活性化を図ることを目的としております。

これまでの直売活動は本年4月15日に簡易飲食部門のみで仮オープンし、4月27日に本オープンいたしました。8月末現在までの販売額は物産部物が3,170万円、簡易飲食部門が586万円で、合計売り上げは3,756万円となっており、年間販売目標6,800万円としておりますので、目標に対しての比率は55%となっております。この施設の管理運営は八森町農林水産物直売所、ぶりこ管理運営組合が行っており、組合員数は57人で毎月1回運営委員会と組合員全員の全体会を開催し、イベントの開催や産直運営の方針や課題などを協議しております。施設の光熱水費、警備保障、パート等の人件費などの経費については、全部を売り上げ手数料で賄うこととしておりますので、売り上げの確保が重要であります。管理組合では陳列された商品を吟味しながら、場合によっては排

除し、適正な商品表示とともに極力地産地消の推進に心がけているところであるとのことであります。また、組合員の募集に関しましても、管理運営組合が行っており、現在、設立総会時の組合員で運営しておりますが、今後の販売状況を勘案しながら、募集の有無を検討するということであります。まだ、オープンして4カ月しか経過しておりませんが、一、二年、運営の状況を見ながら、いずれは管理運営組合を指定管理者で指名したいと考えておりますので、産直施設の管理運営に関しましては、お気づきの点がございましたら、先ほどもいろんな形でご意見がございましたけども、このあともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、表彰の件についてでありますけれども、ご案内のとおり八峰町を誕生記念として9月27日に式典を行うことにしておりますが、この式典の表彰は八峰町誕生のために尽力していただいた方々を表彰する予定であります。いろいろ石塚議員からもご意見がございましたけども、そういった環境整備等に尽力を注いだ方など、いろいろとあると思ひます。そういう方々については、毎年11月3日予定の八峰町表彰にあたり、表彰規則に該当し、表彰することが適当と認められる人がおりますれば、ご推薦していただければ、その際、表彰をしたいというふうに考えています。よろしくひとつお願ひします。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） また消防のことですけれども、やっぱり急事の際は、なるべくやっぱり団長、分団長には即やっぱり知らせるようにしてやってもらいたいと思ひます。あと、その消防の事務員のことなんですけれども、今、峰浜の人が2人あたってると思うんですが、なぜ、やっぱり団員の人にしてみれば八森のわかってる人、峰浜のわかってる人、一人一人入れてくれた方がすごく良かったのになという声が聞こえてきております。その点、なぜその職員が悪いとかじゃなくて、なぜその峰浜の人たち2人を選んだのか、そこら辺をちょっと答弁してもらいたいと思ひます。

それから、観光パンフレットはいろんな商工会でも一早くジャパブランドのなんだかの予算でつくってございました。それで、まず我々商売やってるとこなどは結構対応はしてきましたが、本来のやっぱり町としての独自のやつが早く欲しかったなということは今でも考えております。それから、先ほど町長が悠久の森、また、花火大会のポスターはあちこちに配布したということでありましたが、規模の関係で観光、花火のポスターはあちこちでよく見られましたが、悠久の森は、何かあまり見られてなかったようです。どのぐらい印刷して配布したものかちょっとわかりませんが、数少なかつたん



じゃないかな、それのおかげかどうかわかりませんが、今回は多少お客さんが少ないです。北羽では7,000人という数がありましたが、おっと思ってびっくりしたんですけども、私の勘定ではかなり少ないなと思っておりました。

それから、山村広場のステージですけども、峰浜さんの方は、使う率が少ないということですが、やっぱり使うのが少なかったら使うような方法をとっていかなくちゃいけないと思います。せっかく建ててるものを壊すということになればむだなので、これは八森でもやっぱり今、先ほど町長が言ったように、もっともっとステージじゃなくて、いろんな面の方で考えるということがございましたから、それを頭の中に入れてこれから進めてもらいたいと思います。

それで、先ほどぶりこについてお伺いしましたが、まず、やっぱり一人の人が悪いというのじゃなくて、穴を埋めるために協力してくれるということは重々わかるんですが、やっぱりいろんな人を入れるように一早くこれからも努力していただきたいと、そのように思います。

それから、表彰のことですが、11月の文化の日ということでございました。あのときにはよくスポーツ少年団とか何だかいろんな団体の表彰で個人的な本当の私が先ほど言った自らボランティアでやってる人たちというのは、あまり表彰されてないんじゃないかな、それで、今からでも、本当は八森の自然を美しくする会などはそういう人をピックアップしてやっていますが、そこの会長からもらった名前よりも本来ならば町長の名前でもらったら本当に感激して、さらなる年いっても一生懸命なって町のために貢献してると思います。その協会の会長の名前でも、年いった人はもうやめてもいいよと、もうあなたは年だからごみ拾わなくても、木を植えなくてもいいよと言っても、いやいやせっかくもらったんだからという、そういう頑張ってる人がいるんです。そんなような会長でも、そのようなことが効果があるんですから、町長の名前でやれば、その人たちは本当に生きがいとして生涯まっとうできると言えばオーバーですけども、かなりこれから町の環境整備には頑張ってくれると思いますので、本当は今からでも遅くないと思いますので、八峰町を記念としてそういう人たちを表彰していただければ、私もありがたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の消防の関係でありますけども、団長、副団長の方に連絡

をするようにしていますけども、連絡する前に防災無線とかあればすぐ出動してるというふうな、そういう実態なってるということもまたご理解してください。何か特別不都合があってあなたの方に言われたのありましたら、直接私の方に言っていただければ対処します。

それから、担当者の関係ですけども、確かに今の防災担当が峰浜出身でありますけども、防災の担当課は総務課でありますので、総務課全体の中には八森町出身の方もおりますので、そこら辺の分担とか今後の任務配置等については、いろいろと内部で検討させていただきたいと思います。

それから、パンフレットが遅くなった件については、先ほど縷々述べましたので、ご理解をしていただきたいと思います。これ新町になってからつくるということなので、一定の手順を経てやりますと、どうしても期間的には、最短でいっても今の時期よりならなかったということをご理解をしていただきたいと思います。

それから、悠久の森フェスティバルのポスターは例年と同じ300枚貼っておりますので、同じ数だけ貼り出してるのは、ことし極端に少ないというわけではございませんので、そのせいで少ないとかということじゃなくて、結構ことしもそれ相当の、昨年並みの人は集まったというふうに思っております。

それから、ステージの関係については、言われるように物をただつくるんじゃなくて、どういうふうな使い方をするのか、どういうものを求めていくかという計画を練りながらですね、その上に立って必要だというものであればやっぱり検討していかなきゃならないし、それからまた、さっき言った上部との協議の関係もひとつの誓約としてはあります。そういうものもですね、クリアしていかなきゃなりませんけども、いずれどういう方法がいいのか、先ほど申し上げたように、このあとの各イベントの実行委員の皆さん方とも相談をしながら検討してみたいと思っています。

それから、ぶりこの件は石塚さんもお存じのように、枡をですね、空けておくわけにはいかないその部分をですね、やっぱり埋めて、品揃えを豊富にさせていただいてるというようなことはですね、やっぱりある程度認めてあげなきゃならない点もございます。ただ、このあとですね、希望者がおる際は、そういう状況も見据えながら、できるだけ町民の多くの人方が参加できるような、そういう方向はですね、管理組合としてもやっていただくようにお話ししていきたいと思っています。

それから、表彰の関係ですけども、自然を美しくする会長の方が重みがあるとは思

んですけども、いずれ美しくする会の会長を含めですね、いろいろありましたら推薦していただければ私の方でその表彰の基準に照らしてですね、それに合致すれば表彰はしていきたいと思いますので、ぜひいろんな形で町の方にも推薦していただければというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再々質問はいかがですか。

○3番（石塚正一君） ございません。

○議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終わります。

次に、14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 14番見上政子です。一般質問を行う前に、先日茂浦地域で火災が発生し、消防の方々の迅速な処置で延焼を食い止めることができました。高齢のおばあさんが亡くなり、大変残念なことでしたけれども、被災した家族の方々が最悪の状態のときに、当局の各課の皆さんが生活できるまでの準備と、特に保健士さんからですけれども、精神科に通ってる男の人がいますので、心のケアをしっかりと取っていただきました。本当にありがとうございました。茂浦住民並びに被災者に代わって、家族に代わってこの場でお礼を申し上げます。

さて、通告にしたがい一般質問をさせていただきます。

国民健康保険証の資格証明証の発行はハードルが高いのではないかについてお尋ねをいたします。

国民健康保険税を払いたくとも払えず、保険証を取り上げられている世帯が我が町ではことし6月現在30世帯と国の予算資料に出ています。世帯、滞納世帯は136世帯になっています。国は、国民に税金の負担を重くし、その分国保税や介護保険料に跳ね返って、国民はますます苦しめられています。おそらく7月、8月の納期日までに納められない世帯はもっといるのではないのでしょうか。この30世帯の方々は、保険証がないことで毎日不安な生活を送っていると思います。ある方は風邪を引いて我慢ができず、病院に行ったら1万円取られた。また、2年も定職に就けず、保険証がないまま暮らしてきた若者が就職を決まりかけた前日に、歯茎が腫れて、顔が大きくむくみ、歯痛を我慢することがなくて歯医者さんに行ったら1万円かかった。そのお金は社協の生活資金を借りて払ったようです。このような生活は、皆さんには想像がつかないでしょうが、この短期の保険証を合わせると59名もの人がこういう大変不安な生活を送っています。今、格差社会がだんだん深まり、どん底から這い出すにも大変な社会の仕組みになっています。

す。払いたくとも払えない世帯に対して、減免制度はありますが、これも以前より難しく取らせられないような制度の仕組みになっていると言わなくてはならないと思います。このことは、後ほど質問いたしますが、滞納者が生まれやすい仕組みをつくってはいけないと思います。国の資料によりますと、三種町は4,150人世帯に対して、滞納は531世帯で、資格証明、保険証の取り上げは40世帯になっています。我が町は1,967世帯に対して滞納が138と三種町の半分くらいでありますけれども、資格証明証は30を発行しています。取り上げの率が高くなっています。世帯数で似たところでは八郎潟の八郎潟町で1,350世帯で滞納世帯が488世帯で資格証明、保険証の取り上げは1件もありません。短期保険証は97件です。隣の藤里町は4件、上小阿仁では5件、資格証明書が30という同じこの場所は、ところは大館市と同じです。以前税務課に取り上げられている困っている方と一緒に聞いたことがありますけれども、いつになったら保険証をもらえるのかと尋ねたところ、8割納めないといけない。少しずつでもいいから払ってほしい、そこで社協から限度額を借りて、その分を支払っても月々の支払いでなくてはいけない、このようなことでした。早く滞納分を何とかして、また、今度の納期までにこの新しい国保税を払いたいと思って相談に行っても、このようになかなか減免申請を受けられるような状態にはなっていません。支払いの相談に親身になって応じて、一刻も早く保険証を渡すことを考えることはできないでしょうか。自殺予防が叫ばれていますが、生活苦でどうにもならない健康状態が心配で生きていけない。このような町にしてはならないと思います。憲法で保障されている国民はすべて健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという25条を考えていただき、最後の砦となっているこの保険証の取り上げをやめていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2番目は、特別養護老人ホーム特養の施設のベット数が不足しているのではないかについてお尋ねをいたします。介護度が進むにつれ、家族で介護することは大変です。自営業や働いている方や家族が少ないとどうしても女性に負担がかかってきます。やむなく施設を申し込んでも、あと何年かかるかわからないという返事がありました。松波苑も海光苑もこのような返事だったと言われています。今、大変で申請しているのですから、待っていたらそのうち介護する方が具合が悪くなるというのが大半の家族の本音ではないでしょうか。能代、山本で県の長寿社会課の調べによりますと、142人の特養の待機者がいると言われています。その間、グループホームに入所させると、10万円近くになります。80代の高齢者で10万円以上の年金をもらっている方はそんなに限られてい

ると思います。施設入所は昨年から始まった法の改正で食事代も部屋代も自己負担で、その分利用料が多く支払わなければなりません。家族の持ち出しも増えたと思います。グループホームはどうしてもほかの施設よりも利用料が多くかかります。特養ホームのベット数を増やす対策がどうしても必要ではないでしょうか。そして施設を利用している人たちについて、利用料の支援を町で行っていくべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3番目は、子育て支援の内容をわかりやすくセンターの設置を、これは子育て支援センターですけれども、センターの設置についてお尋ねをいたします。

少子化対策として、結婚してこの町に住むことになって良かったという思えるようなこういう施策をとれないものでしょうか。子育て支援の内容をわかりやすくパンフレットにして、結婚届け、母子手帳申請の際に渡せるようなものを作成すべきだと私は思います。今、若い人たちの労働条件は大変厳しいものがあります。妊婦検診は全額自己負担で、保険が効きません。母体の健康と胎児の健やかな成長を図るために町では9回の補助券を与えて、必要な検査を必ず受けるようにさせていますが、妊娠に気がつくのは12週あたりからではないでしょうか。気がついて初めてまず病院に行くと初診料として7,000円がかかります。出産までの間、最低13回の検診を受けなければなりません。8回の補助券と歯科検診が出ますので、これは大変助かりますけれども、本人負担が5万円以上を超える、これが当たり前ようです。また、生まれて間もなく1カ月の子供、赤ちゃんに対しても検診がありまして、これも5,000円程度がかかります。このような妊婦検診、出産後の1カ月検診、このような子育てを、若いお母さん、人たちが子育てをしていく上で、何らかの補助をするとしたら、この1カ月検診とそしてこの補助券の枚数をもっと増やす、こういう子育て支援が、子育て支援の出発点ではないかと思いません。

また、町内に双子の子供さんが3組誕生というのを広報で紹介されていました。大変喜ばしいことだと思います。見ると本当にほのぼのとして元気に育ててほしいと願わずにはられません。双子以上のお子さん、三つ子もそうですけれども、された時点で、育児のお手伝い、サポートをするようなこういう補助制、補助をできないものでしょうか、ボランティアを含め、きめ細かな子育て支援、これは家庭の中で子供を見ることの大変さ、これはお母さん、家族でないとわからないと思います。以前、雄勝町から駐在さんが生後8カ月のお子さんと、5歳の子供を連れてこちらに転勤してきました。風呂

に入ること、予防接種に行くこと、これは本当に大変なことです。些細なことではありませんけれども、これも保健婦さんの計らいで、ボランティアのおばあさんがお手伝いに行って、お風呂の手伝い、またお買い物、そして予防接種、こういうきめ細かなところで支援をしていった例があります。一刻も早くこの子育て支援を、センターを立ち上げて定期的な相談、駐在を設けて電話の相談に応じられるような、こういう制度をとっていかなくてはいけないのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

4番目、障害者自立支援法が施設や障害者に影響を及ぼしているのではないかについてお尋ねいたします。

障害者自立支援法が10月から本格的に実施されます。国からの措置が打ち切られ、障害者年金の中から利用している施設に本人1割負担となります。児童の場合も同じです。養護施設の放課後クラブの利用料も、児童にあってあるにもかかわらず、本人負担になってきます。施設側は、施設の定員に併せて職員を配置していますが、これも今度内容が変わりまして、日々の施設利用の人数に併せて補助金が下りることになっています。どうしても来てもらわないと採算が取れないのです。少しぐらい病気であっても来てほしい。病院に行ったらまたここに来てほしいというこういう施設側の切々たる要望が障害者に伝わっていると言われていています。また、毎日の利用料が700円、そして弁当代が500円で、1日1,200円が必要になっています。定員の約登録人数の6割ぐらいしか来ていないと言われていています。このように激変してしまった自立支援法、これは自立支援法ではなく破壊法だという障害者の方からの苦情が多く寄せられていると言われていています。施設に対してよく調査してまた町の障害者が市内で使っている施設を調査した上で何らかの支援方法が必要ではないのでしょうか。例えば、さくら苑には岩子子ども園の跡地施設を提供していますが、この法律の下、運営が大変だと言われていています。利用者は1日1,200円の負担で大変です。弁当を持って来れない人もいるということです。学校給食のほかの施設に配食するという例はないのですけれども、特別にこの岩子小学校まで届いて、給食をさくら保育園にも届けて食べさせる、こういう配慮があってもいいのではないのでしょうか。こういうことについても、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

5番目、ハタハタ館の運営、経営安定のためにも、観光地域の整備と観光案内を随所に必要ではないかということについて、お尋ねをいたします。

南方方面、南方面から観光客が町内に入ると、まずおらほの館に入るのではないで

しょうか。観光パンフを見て行きたい場所を探し、最後はハタハタ館へ車で来る、こういうコースが普通ではないかと思います。観光客の期待を裏切らない観光地になっているのでしょうか。ある県南の人からパンフレットのとおりに行って見たらひどい目にあった、腹立たしくなり翌日町と振興局へファックスを送ったと私のところにも連絡ありました。ハタハタ館に5億円の改修費をかけることが議会でおりました。これは、ハタハタ館だけが立派になればいいという問題ではありません。今、5億円のお金をかけて町民の中だけで、この入浴しただけでは採算が取れません。どうしても町外からの観光客がハタハタ館を利用してもらわなくてはならないと思います。ハタハタ館が拠点になり、観光地をめぐる、これに値するものがあるのでしょうか。もし、これに失敗したら、町民が大きな負債を抱え、指定管理者は採算が取れなくなって、大手の企業が買収するという、こういうことはほかの地域でよく例があります。こういうことになっては大変です。このファックスの送信者は今後の取り組み方についての継承をならしてくれたと感謝すべきです。八峰町は、背後に90%の山を抱え、災害に非常にもろい観光地になっています。観光客は通行止めになっている箇所は早めに観光客に知らせ、観光案内板を国道何カ所かにつくり、そこに早めに表示する、これが一番の基本ではないでしょうか。インターネットで表示したとか、おらほの館に話してあるからではなく、ふらっと立ち寄って1人でもターゲットにハタハタ館に寄ってもらう、こういう意気込みを持っていかなくてはならないと思います。皆さんもご存じだと思いますが、天気の良い日、土・日は国道はラッシュになり、反対側に渡ることは大変困難になります。この人たちをすべて八森に、八峰町に立ち寄らせ、そしてハタハタ館を利用してもらう、こういう工夫が町一丸となって取り組む姿勢が必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

6番目に、税金の減免申請の手続きを合併前の制度と同じようにできないかについてお尋ねいたします。

税金の減免申請をするときに、八森ではなかった申請者本人が町内4金融機関で通帳のあるなしにかかわらず、残高証明をもらうことになりました。申請者は毎日の生活がぎりぎりでも納付書が渡されても税金が払えない方々が、役場に行くのも恥ずかしいがせっぱ詰まった思いで申請しているはずですが、書類の書き込みをようやく終えて窓口に行くと、金融機関の証明を要求されます。農協、漁協、郵便局、銀行と、窓口の開いている時間帯に回って歩くのは不可能に等しいことです。車がない、パートで働いている

方々は特にそうです。3時で窓口がしまう銀行に裏口から入って行ってお願いすることになります。こういう思いをするのが、恥をかいてまで、こんな思いをしなくてはいけないのかと、本当に泣きたくなる思いだと思います。それでも何とか申請をして、今度は大丈夫と思うと同居してる息子からの証明も必要だと言われ、また金融機関を回って、その息子は証明をもらわなければなりません。就職が決まりかけて、とてもじゃないが3時までとか漁協、農協、そちらの方に金融機関を回る時間がなく、これも申請を断念してしまいました。滞納世帯で、今まで滞納した分を世帯の人たちは少しでも返していきたい。そして保険証を取り戻したい。こういう思いが本当に強くあります。このようなことは、本当に銀行を回って、悲しい思いをする。情けなくなってくる、こういうことをつくってはいけないと思います。生活保護の申請でも、福祉事務所ではこのようなことはやっていません。それぞれの窓口で怪訝な顔をされ、漁業組合、農協でも何であな関係ないのというふうな顔をされます。そういうことをできないように、ぜひ考えて、そういう思いをさせないような減免申請の方法を考えてもらいたいと思います。

また、納期日1週間前に減免申請をしても、なかなか結果が出されません。次の納期日まで迫っているのに連絡がなく、そうなりますと、その分だけまた延滞金が増えて、また負担が増えます。どうか速やかな判定と伸ばせば伸ばしただけ延滞金が増える、こういう仕組みのないよう納期延長を本人にしっかり告示してほしいと思います。この点についていかがお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上議員のご質問にお答えします。

最初に国民健康保険証の資格証明書の発行はハードルが高いのではないかのご質問であります。まず、国保税の7月、8月の納期限に払えなかった世帯はどのくらいいるかですが、未納世帯は550世帯となっております。未納世帯のうち84%が峰浜地区となっております。その理由は峰浜地区は農家が多く、秋の収穫後に納付する世帯が多いためというふうに思っております。

次に、資格証明書の発行についてであります。まず、私たち国民は法の下に平等でなければなりません。また、法の下で平等を主張するためには義務も果たさなければならぬと思っております。国民健康保険は、ご存じのように被保険者からいただく保険



税をはじめ支払基金、国、県の負担金や補助金、町からの負担金で医療の給付を行っております。医療費の動向によっては保険税の増減もあり得るところであります。保険税につきましては、世帯の所得等に応じて7割、5割、2割軽減を実施しております。資格証明書の発行は八峰町、国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱により実施しているところではありますが、老人医療受給者や就学前児童等に配慮した短期被保険者証の発行をしているところでもあります。

また、保険税の未納者には弁明の機会も十分与えておりますし、話し合いに応じない被保険者や誓約したにもかかわらず履行しない被保険者には、やむを得ず、先ほどは被保険証を取り上げると申されましたけども、やむを得ず資格証明書を発行しているところでもあります。被保険者の実情によっては、6カ月を期限とした短期被保険者書の発行もありますし、国民健康保険の一部負担金の徴収猶予や減免措置もありますので、ハードルの高いとか、低いとかの問題ではなく、被保険者の互助制度とも言うべき国民健康保険の維持と健全運営にも今後とも努力してまいりたいと考えています。

次に、特養施設のベット数が不足しているのではないかについてであります。

まず、八峰町に開設している特別養護老人ホームへの入所申し込み状況についてであります。松波苑の申し込みは総数が159人となっており、そのうち八峰町の認定者が51名となっております。一方、海光苑の申し込みは174名で、八峰町の認定者が69名となっており、数字の上では申し込み者が多く、対処しきれないような状況下に見受けられるところでもあります。

特養施設の入所判定会議に担当課職員も毎回派遣しておりますが、その報告によりますと、申し込み者が松波苑と海光苑と重複していることや、入院をしたり、対象者本人の入所拒否、家族の方がもう少し面倒を見よとの理由から入所されないケースが多くあるようです。

また、松波苑、海光苑とも入所定数が52名となっておりますが、緊急な場合にはショートステイで対処しております。

今のところ、入所させてほしい、緊急であるとの連絡が役場及び施設にはなく、ベット数の不足は感じておりません。また、グループホームの入所費用負担が高額であるとの指摘であり、その費用の軽減策についてであります。それぞれのグループホームの経営形態により負担の増減があるものと認識しております。介護保険の利用にあたっては、認定者やご家族の方が費用負担を含めて一番合っている施設と判断し、ケアマネー

ジャーに相談されて決めているところであり、グループホーム入所者に対する費用、軽減対策は今のところ特に考えてはおりません。

次に、子育て支援の内容をわかりやすくセンターの設置についてであります。まず、子育て支援の内容をわかりやすくとのご質問ですけれども、子供を安心して生み育てることができるよう町としては育児不安解消、親子ふれあいの場確保、各種給付事業を実施しております。子育てに関する支援事業も担当課にあり事業内容が異なるところであります。合併前に八峰町のガイドブックを全世帯に配布し、子育てに関する事業についても詳しく記載されているところであります。当面、その活用についてPRしてまいりたいと思いますし、今後、新しい施策等の展開に併せて再検討していきたいと考えております。

次に、子育てに関する負担軽減やまだ町で支援できるのではないかのご質問であります。国や県の施策により町では相当の対応額をつけて事業を行っておりますし、誕生祝金、育児助成金など、町で独自事業を行っているところであります。今後も国や県の施策の動向を見ながら、その都度対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、子育て支援センターの設置であります。旧八森町においては、将来3カ所の保育園を統合する際に、幼保総合施設として統合保育園、幼稚園、子育て支援センターの建設を計画し、総合振興計画や過疎計画に記載しておりましたが、その考えは新町においても引き継ぐこととしており、新町建設計画や八峰町過疎地域自立促進計画にも載せております。設置の時期や場所、規模など具体的な計画はこれからとなりますが、少子化や核家族化が進み、子供の遊び相手がいなかったり、同年代の子供を持つ知り合いがいなかったりなど、育児不安や孤独感を持つ皆さんに地域で安心して子育てができるよう育児に関する相談や情報提供の場として利用していただく施設として整備してまいりたいと考えておりますし、併せて満パワーの充実にも力を入れてまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法が、施設障害者に影響を及ぼしていないかについてであります。ご存じのように、障害者自立支援法が施行され、4月から既に実施されているものや、この10月から新たに実施しなければならないものがあるところであります。4月から実施されたものは施設入所者や通所等の障害者が利用した費用の1割負担や、食費居住費の自己負担であり、既に介護保険では昨年10月から実施されており、健康保険法の改正により療養病床に入院する70歳以上の高齢者にも食費、居住費のコスト相当額を負担

することになっております。障害者自立支援法により10月からは町の必須事業として地域活動支援センター設置が義務づけられ、昨日、そのための予算等についてご承認いただいたところであります。地域活動支援センターは障害者の専門職員を要する町内の事業所へ専門的継続的な事業運営ができるよう委託を考えており、主に引きこもり状態にある障害者へ日中活動の場の提供、相談支援、創作及び生産活動を行うものであります。この事業には、国及び県から補助金はなく、交付税に算入されるとのことであり、町にとっては新たな負担が求められるものであります。

また、町内の障害者を受け入れている施設から一層の支援を求められているのではないかという質問であります。今のところ支援を求める行動はありません。しかし、養護学校の放課後支援事業が9月で廃止になることから、保護者等、不安を訴えておりますので、利用者がいる自治体で単独事業として、引き続き実施できないか話し合いを続けているところであります。

次に、ハタハタ館の経営安定のためにも観光地域の整備と観光案内を随所に必要ではないかについてであります。

まず、観光パンフレット等、観光案内板の設置については、観光パンフレットにつきましては、先ほど石塚議員にも申し上げましたけども、出来上がったばかりで、今月から町内外の施設に設置しております。来年度には秋田白神体験活動センターやリニューアルしたハタハタ館がオープンいたしますので、観光パンフレット等につきましては、適宜補正、修正し、できる限り最新の情報を提供してまいりたいと考えています。観光案内板につきましても、合併町村特例交付金等を活用し、国道や広域農道等への年次計画での整備を計画しており、今年度は看板の企画、デザイン、設置場所等の検討をしたいと考えております。また、道の駅や鹿ノ浦展望台など、観光客が立ち寄る場所につきましても、公共施設や観光施設の案内板等の看板等も検討しており、町内施設の看板の設置に関する全体計画がまとまりましたら、皆様方にも協議をしてまいりたいと思います。

また、先ほどハタハタ館のこのあとの経営状況についても、ご提言がございましたので、それをこのあとの参考に活かしていきたいと思っております。また、具体的な苦情等のお話もございましたけども、できれば具体的な内容について後ほどお知らせ願いたいというふうに思います。

次に、税金の減免申請手続きを合併前の制度にできないかについてであります。

国民健康保険税の減免申請があった場合には、八峰町国民健康保健税条例及び八峰町町税等減免取扱規則に従って減免の判定をしております。この減免制度は、旧八森町、旧峰浜にもあり、その取扱い内容は同様のものであります。減免申請の判定にあたりましては、生計を1つにする親族を含む納税義務者の給料、年金、退職金、補償金、その他すべての収入、及び預貯金、保有資産等を総合的に判断し、生活保護基準を目安として決定しなければならないとされております。このため、ご質問の金融期間における預貯金の有無も調査しているところであります。旧八森町においても減免申請を受けた場合は、金融機関に紹介し、預貯金状況の回答を得ておりましたが、昨年施行された個人情報保護法との関連から紹介に応ずるのが困難との金融機関もありました。減免の判定にあたり、預貯金の有無は欠かすことのできない調査項目であり、このため、減免申請者自らの申請に基づく金融機関発行の証明書の提出を求めてまいりました。このため、以前よりも提出する書類が多くなり、また、判定まで時間を要しているところであります。この改善のため、このたび紹介に応ずることが困難だとした金融機関といろいろ協議をした結果、本人からの同意書の提出があった場合には紹介に応ずることが可能との返事がありましたので、今後は減免申請の際に調査、同意書の提出を求めることなどにより、減免判定事務の迅速化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 特養施設の申し込み、海光苑と松波苑、これが重複してるとか言われましたけれども、これはやはり町の責任で重複してるのかどうなのか、それと何人が重複しているのか、それで家庭での待機者が何人居てこの人たちが今入る、入らなくてもいいとか、そういう調査をしっかりとやるべきだと思います。ただ、申し込み人数が重複しているかもしれない、また中にはこうなってるかもしれないというそういう調査ではなくて、今現に困っている人がたくさんいます。それで、やむなく病院とか療養形とかいろいろ施設に、病院に入ったりいろいろありますけれども、こういうかもしれないではなくて、正確な数を松波苑は何件入ってる、海光苑は何件入っている、それで単に何年待たなくてはいけないという、そういう返事ではなく、やはりもうちょっと親身のある返事をしていただきたいと思います。と思っています。

それから、子育て支援センターのことですけれども、保育園関係とか、子育て支援のことをお尋ねすると、まず学校の統合が終わって、そして幼保総合施設、保育園という

んですか、幼稚園と保育園と一緒にしたそういう施設をつくってからというふうなことをよく町長さんが言われます。それで、やはりそういうことではなくて、今起きている問題に対して、やはりすぐ答えられるようなそういうふうな保育園の施設もそうですけれども、不備な点もそうですけれども、今やらなくてはいけないことはまず先に手を付けて、それで保健センターもあることですので、子育て支援センターの役割を、これを果たしていけるのではないかと思います。

それとですね、ハタハタ館の5番のことの質問の中に、苦情があったら教えてほしいというふうなことを町長さん言われましたけれども、この秋田市將軍野の畠山与一さんという人は、八森役場にこのようなファックスを送ってます。町長さん見てなかったんでしょうか。関係課長さんたちも見ておられなかったんでしょうか。ここには、大変ほんとにこれでも観光地なのかという苦情です。看板の設置が入って行ってみたら不備でどこまで行っても大変な状態で、またトイレには腐敗物とか臭いがひどかったりとか、手這坂の方にも立ち寄ってみた、本当に眺めとしては素晴らしいところなんだけれども、水沢川ブナの森公園についてということでファックスを送ってます。ぜひこれをごらんになって検討していただきたいと思います。

それから、減免申請の判定のときに、本人の同意書があれば同意書必ず聞かれますけれども、これはほとんど残高のない人たちは生命保険も入ってないしということで同意する例があると思います。同意した場合は本人が銀行回って歩かなくてもいいのかどうか、そこら辺ちょっと私の聞き違いかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 特養に対する申し込みは、今までですと町の方で申し込み受け付けた時代、措置の時代はございました。しかし、今は施設に対して個々の人が直接申し込む、そういうシステムになっていますので、そういった個々の情報については、町の方ではそういう情報について、全部知るわけにはいかない今のシステムになっています。そういう面では、概況等について、福祉法人の方に紹介をしながらということになりますけれども、全部それを行政の方で全部出しなさいとやってやれるような今の状況にないということですので、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、支援センター、建物は別にしても、いろんな中身でですね、現在も保健士を先頭にしながら、子育ての不安やそういう支援活動は行っておりますので、当面必要な部分については、そういうふうな形で頑張っています。ただ、おっしゃられるとおり、

まだまだ手を差し伸べなければならない、そういう問題等もあると思いますので、これはこのあとのですね、施策の中でいろいろ参考にさせていただきたいと思います。

それから、苦情の件についてはまことに申しわけありませんでした。私、あとで担当の方と話をして、見てですね、適切に対処をしたいというふうに思います。

それから、最後の減免手続きの関係の同意書の関係ですけども、これは本来であれば、やはり自分が減免申請をするという立場ですから、自分がやっぱりそういう状態にあるということを証明するのが当然、これもまたひとつの責務であると思います。ただし、いろんな事情等もございいますので、本人が行けなくて、同意書は提出できるというのであれば、私の方から金融機関に直接紹介をして有無を確認するというふうなことにしますので、最低同意書だけは提出していただきたいというふうなことであります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員の再々質問ありますか。

○14番（見上政子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで、14番議員の一般質問を終わります。

次に、12番議員の一般質問を許します。12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） 最後の質問者となりましたが、最後の質問とわかりませんが、通告の用紙が2番と3番変わっておりましたので、申しわけありませんが入れ替えをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

公用車の小型化と低公害車について。

私は、省エネの観点から公用車を小型化し、かつ低公害車についてお尋ねします。

以前、日本は、資源を輸入し、それを加工して輸出をし、経済大国と言われるに至っておりますが、その根幹は安く輸入した石油に支えられてきました。

しかし、最近の情勢は今までのような状態で推移することが許されなく、さらに厳しい状況にあります。経済成長の根幹をなしている石油は有限であり、価格は暴騰し、加えて円相場により大きく変動しているのであります。このようなときにあたり、我々は石油消費量を節約することについても考えなければなりません。

以上のようなことから、私は公用車を小型化することについて提言したいのであります。

本町には何台の公用車があるのか、詳しくは承知しておりませんが、たまたま見かけるときには、定員に満たない1人か2人の利用が多いようです。

また、10人、15人が出かけるときにはマイクロバスの利用と思いますので、1600ccあるいは1800cc等々の車は更新の都度に軽自動車に切り替えていくべきと考えます。このことにより、車代も安く、さらには燃費も少なくてすむので、ガソリンの消費量が減るので省エネを確実に実行していることになり、また、町財政に寄与するところも少なくなと思います。

こうした観点により、次の点についてお伺いいたします。

第1点は、公用車の乗車効率とでもいいでしょうか、走行するときに定員に対して何人が乗っているのか、実際にそういう実績について調査的なことがあったのか、なかったのか、あったとしたら知り得る数字でも結構ですのでお示しいただきたい。

次に、普通車と軽自動車の燃費の比較はどのようになっているのか、その比較計算の結果はどうであったのか。

第3点目に、我が町においても、町の苦しい財政を考えると、軽自動車に切り替えるべきと考えますが、この点についていかがお考えか。

第4点として、普通車と軽とでは燃費に相当の差があるはずですが、町有車の年間平均走行キロにより計算して、1台当たりどれだけの差があったのかお知らせ願います。

第5点として、環境対策の一環として、低公害車を利用拡大すべきと思いますが、同じ排気量の車に比べると価格が高いという難点もあります。したがって、燃費と低公害と相反する場合、どちらに重点をおいて判断されるのか、以上5点についてお尋ねいたします。

次に、食育教育への取り組みについて質問いたします。

日本の食糧受給率はカロリー換算で約40%と極めて低く、食料の大切さと生命の尊さということの教育をしていくことが重要なことであると考えます。朝食をほとんど食べない、あるいは家庭で食事を一緒にすることのない偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化と食の問題が憂慮されております。

食育教育の基本は家庭にあることはもちろんですが、その家庭の教育力が低下している現在、教育現場での取り組みは一層重要になっていると思います。

また、このことは、我が町の基幹産業である農業、漁業の将来にとっても重大な問題であると考えます。

教育現場における食に対する教育はどのようなことが行われているのか、また、学校給食における地場産品の利用状況について、教育長にお尋ねいたします。

以上、質問終わります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの12番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 芦崎達美議員のご質問にお答えします。

最初に公用車の小型化と低公害車についての考え方がありますが、議員ご指摘のとおり現在の石油高騰等を考えると、低燃費の経済車で環境に優しい低公害車を目指してはなかなかありませんが、現在各課に配備している公用車は購入の際に、例えば山の作業に行く課、あるいはまた地籍のために材料を積んで歩く課、あるいはまた健康管理のためにいろんな道具を持って歩くところさまざまでございます。そういう課の実態を踏まえて、それぞれの課の利用目的に応じた大きさや機能をいろいろ選択しながら購入をいたしております。町にはバスや消防車含めて現在91台所有しておりますが、それぞれの目的に沿った購入や使い方をしてるところであります。質問の中にあります定員に対して何人乗っているのかであります、それぞれの業務内容や時間や緊急度合い等によって、その都度乗車定員は、人員は違ってまいりますので、一概に定員を意識した乗車数にはなりませんし、現在までもこれらの統計は取ってこなかったところありますので、ご理解を賜りたいと思います。軽自動車と普通車の燃費の比較についても、軽自動車にも軽トラックからワゴン車あたり普通自動車にはジープやトラック、乗用車など種類も多く、その車種によって燃費はそれぞれ差異があると思いますが、これらのデータについても、これまでは分析してきませんでしたので、今後の車両管理等、どうすれば経済的使用につながるのか、一考してみたいと考えています。

また、更新の際は小型車に切り換えるべきとのご意見であります、先に申し述べましたように、その使用目的が小型車で事足りる場合には、経済性や安全性等も十分考慮し、購入したいと思いますし、環境に優しい低公害車の導入についても同様の考え方しております。

2番目の食育教育の関係は、教育長から答弁お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 私から、芦崎議員の食育への取り組みにつきまして、お答えいたします。

議員のご指摘のように食育教育は、知育、徳育、体育と同様、心身ともに健全な人間性をはぐくむ子供の育成には不可欠なものであります。したがって、八峰町の教育



養成方針の中にも食育教育の推進を盛り込んでおり、学校給食や学校栄養士による食育教育を推進しているところであります。

また、最近の子供たちによる、ひと昔までは考えられないような大変な事件が多数発生しております。その要因の1つが、朝食の欠食による情緒不安定によるものではないかとも言われております。教育委員会として独自に6月に参考にするために、全小中学校を対象に朝食のアンケートを実施いたしました。その結果を簡単でありますけれども、ご報告いたします。

質問の1つとしては、あなたは平均して1週間のうち何日朝食を食べますかと。全員回答662名でありますけれども、ほとんど毎日食べる593人です。89.6%です。食べない、これは4人です。0.6%、その他として65人、9.8%です。また、問いの2番として、あなたは誰と一緒に朝食を食べますかにつきましては、食べない4人を除いて、658人を対象として、全員回答いただいております。家族全員一緒に食べる149人で22.6%です。家族の誰かと食べる403人で61.3%です。1人で食べる、これが106人で16.1%です。私どもこれらのアンケートを参考にしながら、今後とも適切な食育教育を実施してまいりたいと考えております。

また、学校給食食材の地場産品の利用状況についてのお尋ねであります。米は100%地場産であります。その他の食材については、入札業者を介して購入しております。詳細が把握できないのが現状であります。なお、秋田県産野菜15品目の使用状況調査においては、全県67給食センター中トップの56.4%となっております。全県平均では26.7%を大きく上回っているわけでございます。本町では農林水産物の生産基地でもあります。安心安全な地場産品や魚介類を少しでも給食食材として供給することが真の食育教育につながると考えておりますので、単価や量の安定供給と、いろいろな課題はありますけれども、生産者からの直接購入等も含めまして地場産食材の積極的な購入に向けてこれから鋭意努力してまいりたい所存であります。また、学校栄養士を活用した栄養教育も今後とも随時推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 12番議員、再質問ありませんか。12番議員。

○12番（芦崎達美君） 今、町長の方から答弁をいただきましたが、科目が少なかつたせいか、質問に対する答弁が十分でないような気がいたしますが、いずれにいたしましても、今、答弁のとおり、それぞれの部署、それぞれの作業を仕事によっては必ずしも

小型化がふさわしくはないと。まず、時によってはジープ、あるいは大型、あるいは軽でもよからうというところは十分に認識しておるわけですが、今朝ほどもこの場所へ来るときに、普通車に1人の職員が乗っておるのを見かけました。ああ、気分悪いなど思ったけど、もうちょっとしたら軽の車で1人で乗った車も見ました。ああ、気分良かったなど。少し経済してるなど、これは自分ばかりわかりませんが、ふとそういう感じを受けました。

要は、言いたいことはやはり1台でも2台でも、町長おっしゃっていましたが、やはり更新時には、やはり小型化、今の作業を見ましても小型で十分間に合えると私は思っております。しかし、その部署によってはやはり普通車あるいはジープなりが必要などころもあるでしょう。それは良しといたしまして、そういうところを言おうとしておるところでありますので、随時これから更新日はひとつその切り換えをお願いしたいものだなどこう思うところであります。

当然、車の燃料費、あるいは車代、これにもつながってきます。そうすることによって、財政的な節約の点にも起用されますし、それが積もり重なって財政の余裕も見られてきます。小さいもの、ちりも積もれば山となるということで、やはり小さいものから大事にしていくことが大事ではないかなとこう思うわけであります。

また、低公害車につきましては、私もちょっと調べましたが、やっぱりまだここ二、三年、四、五年ですか、私も車見たことありますが、ハイブリットという横文字を使っているようなことですが、メーカーも何社かです。それから車種も何種類かです。そして、その購入時にも価格安くできるということはなかなか難しく、今までの自分の乗ってる車のキロ数とか、あるいはそれなりのデータなりを基本として車買うときに燃費があるという、非常に簡単に買えないような買えるような仕組みになっておるようで、いずれにしてもこの環境的問題からいくと、将来はこういう低公害車も必要ではないかなと、こう思っているところであります。

次に、食育の問題であります。当峰浜埴川中の周りには、非常に何というんですか、言葉簡単に言いますと体格がいいと申しますか、山本郡あるいは秋田県でも非常に抜けて身長あるいは体重、健康的な体になっておるということはいろいろ聞かされております。要は、地産地消をして、農林、農業、漁業が頑張っております。やはり地元できれいな安心、安全な食品を食べさせるためにも、やはりこの学校給食というものを当然これを取り入れなければいけないし、また、つくる方にもまたそういう何と申しますか、

励みを持たせる意味からしても、どんどん利用されればいいなとこう思っているところ  
であります。今、答弁聞かされますと、小中ですか、アンケートを取った1週間のうち  
で何食食べますかと、あるいは家族何人で食べますかと、そのアンケートにとりまして  
は、つきましては、私が思っている以上に立派によくできて、安心したところでありま  
す。まだまだこれをきっかけに続けていければなとこう思っているところで、希望して  
おきます。

町長さんには、また前に戻りますが、先の6月の議会で柴田議員さんの方からも、町  
長公用車の一般質問に対して、答弁がありました。その答弁には、やはり安全性や経済  
性等を統合的に考えたいと言って、こういう答弁をされております。やはり経済性とい  
う言葉が入ってございました。

また、先回の私の一般質問にも町の進展と考へについて質問したところ、町長の答弁  
は今後行財政の効率化、スリム化に取り組むことにより、町が長く続かないと言ってお  
られる住民の不安を払拭することができるものと確信しておりますという答弁がなされ  
ております。いずれにしても、町長さんもそういう経済的な考へは持っておる、また私  
もそれをしてほしいという気持ちは同じだと思いますので、どうかひとつ今質問しまし  
た軽1台ぐらいや2台ぐらいという気持ちじゃなくして、更新日にはぜひとも必要、絶  
対的必要である以外にはやっぱり軽自動車小型化にしてほしいことを希望いたします。  
その点について、今一度町長のお考へをお聞かせいただければなと思います。

○議長（阿部栄悦君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど、最初の方で1人乗っていたのを見かけて気分が悪かった  
という話されたんですけども、やっぱり業務上ですね、どこに何の業務で、どういうふ  
うな形でいくのか、そこまでですね、見ないと、必ずしも1人で行ったから不経済だど  
ういう筋合いのものではないというふうに考えています。したがって、業務内容とか、そ  
のときの状況に応じて1人なる場合もあるだろうし、2人なる場合もあるし、3人なる  
場合もあるだろうし、それはやっぱり状況によると思います。ただ、先ほど購入にあ  
たっては、例えば同じ車種でも、車種でもいろいろとグレードありますけども、その場  
合に不必要な、例えば一般の車であれば、いろいろ、例えば金網であるとか、音響効果  
のいいものが付けれる車ありますけども、町の場合は、最低限のものあればいいわけ  
ですから、そういうものはグレード落とすようにしています。

それから、軽か普通車かといういろいろ、必ずしも軽が絶対いいんだという、だから、そ

れはそのときの仕事の作業内容とか、使う目的とか、それによってですね、いろいろ考えていきたいと思っています。今、現在、軽で走ってるところもありますけども、やっぱりどうしてもいついかなる場合にもやっぱり対応しなきゃならないという状況がありますから、それ相当のものを容易しておかなきゃならないところもあります。だから、基本的にはできるだけ安全で経済的になる方向でですね、選んでいかなければならないという基本的な方向は、私もそのとおりだと思います。ただ、やっぱりいろいろ財政効率とかいいですけども、やっぱりただ単に削ればいいというものではなくて、必要なものについてはやっぱりお金をかけている、不必要なものについてはかけないという、そういう方針をですね、ちゃんと私なりにもいろいろ考えながらやっていかなきゃならないなと思っていますので、指摘された点をですね、十分頭に入れながら、このあとの車の買い換えの時期にはいろんな角度でもう少し突っ込んで考えてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 12番議員さん、再々質問ありますか。12番議員。

○12番（芦崎達美君） 今、答弁いただいたとおりにかなと思いますが、いずれにいたしましても、ただ考えます、やりますじゃなくて、一台でも更新日にはできるだけ小型化することを希望しております。

○議長（阿部栄悦君） 答弁は。

○12番（芦崎達美君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで、12番議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

休憩します。時間は10分間の休憩といたします。

午後14時35分 休 憩

.....  
午後14時43分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 日程第3、議案第127号、八峰町名誉町民の推挙についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第127号、八峰町名誉町民推挙について、八峰町名誉町民に次の者を推挙したいので、八峰町名誉町民条例第2条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

推挙する方は住所、京都府京都市西京区御陵大枝山町6丁目18番地5、氏名は日沼頼夫。

提案の理由でございますけども、日沼頼夫先生は、1925年生まれ、八峰町八森字

出身で、京都大学ウィルス研究所教授在任中にウィルス学の研究で成人低細胞白血病の原因がウィルスであることを発見、この業績が認められ、昭和61年11月、秋田県で初めての文化功労者として受賞の荣誉に輝かれております。

日沼氏は1988年京都大学ウィルス研究所所長退官後、シオノギ製薬株式会社医化学研究所長や副社長を歴任、現在、京都大学名誉教授、熊本大学名誉教授として活躍中です。文化功労者のほかにも御四章日本学修員賞をはじめ、数々の受賞をされておりますし、2回ノーベル賞候補にもあがった人でございます。また、平成元年には秋田県が名誉県民、旧八森町が名誉町民の称号を送り、それぞれ荣誉を讃えております。

このように、日沼頼夫氏は郷土の誇りであり、ここに八峰町として名誉町民の称号を送りたく推挙するものでありますので、ぜひとも議員の皆様方からのご同意をお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第127号について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第127号を裁決します。本案は原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会します。

なお、次回の本会議は、今後の日程が順調に消化できるものとし、22日、午後1時に再開し、決算特別委員会に付託されている議案の裁決等を行いますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

---

午後 1 4 時 4 7 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿部栄悦

同署名議員 7番 門脇直樹

同署名議員 8番 菊地 薫

同署名議員 9番 福司憲友

---

平成18年9月22日（金曜日）

---

議事日程第3号

平成18年9月22日（金曜日）午後3時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 97号 平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第 98号 平成17年度八森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 99号 平成17年度八森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第100号 平成17年度八森町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第101号 平成17年度八森町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第102号 平成17年度八森町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第103号 平成17年度八森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第104号 平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第105号 平成17年度峰浜村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第106号 平成17年度峰浜村沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第107号 平成17年度峰浜村塙川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第108号 平成17年度峰浜村営簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について



- 第14 議案第109号 平成17年度峰浜村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第110号 平成17年度峰浜村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第111号 平成17年度峰浜村営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第112号 平成17年度峰浜村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第113号 平成17年度峰浜村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第114号 平成17年度峰浜村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第115号 平成17年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第116号 平成17年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第117号 平成17年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第118号 平成17年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第119号 平成17年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第120号 平成17年度八峰町埜川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 議案第121号 平成17年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 議案第122号 平成17年度八峰町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 議案第123号 平成17年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 29 議案第 124 号 平成 17 年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 30 議案第 125 号 平成 17 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 31 議案第 126 号 平成 17 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 32 陳情第 2 号 出資法上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業に関する法律」の改正を求める陳情
- 第 33 発議第 13 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出について
- 第 34 陳情第 5 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情
- 第 35 陳情第 6 号 最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 第 36 請願第 1 号 農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願
- 第 37 陳情第 7 号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情
- 第 38 陳情第 8 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情
- 第 39 発議第 14 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
- 第 40 陳情第 9 号 『「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（出資法）及び「貸金業の規制等に関する法律」（貸金業規制法）の改正を求める意見書』の提出を求める陳情
- 第 41 発議第 15 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（出資法）及び「貸金業の規制等に関する法律」（貸金業規制法）の改正を求める意見書の提出について

第42 陳情第 10号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する  
陳情

第43 発議第 16号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する  
意見書の提出について

第44 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第45 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

---

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	助 役	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	総務課長	皆川鉄也
収入役室長	金谷 茂	企画財政課長	須藤徳雄
管財課長	木村 学	税務課長	佐々木 充
産業振興課長	武田 武	八森町民サービス課長	小林孝一
峰浜町民サービス課長	嶋津宣美	福祉課長	佐藤 弘
保健衛生課長	金平嘉孝	農業振興課長	米森昭一
建設課長	辻 正英	上下水道課長	高宮建一
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	齊藤英市郎
学校給食センター所長	加賀谷敏一	峰浜公民館長	福司和明
子ども園園長	小林康範		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

---

午後15時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月12日の本会議において決算特別委員会に付託となっている日程第2、議案第97号、平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第31、議案第126号、平成17年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、決算特別委員長の報告の後、議案を上程し、適宜会議規則第37条の規定を運用しながら議事を進行してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。8番菊地 薫君。

○決算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

9月12日の本会議において決算特別委員会に付託となっております、平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査経過と、その結果についてご報告します。

これら付託事項につきましては、去る9月14日、15日、19日に分科会を、20日、21日及び本日22日に全体会を合わせて6日間にわたり決算特別委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第97号、平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案

第98号、平成17年度八森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第99号、平成17年度八森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第100号、平成17年度八森町老人保健特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第101号、平成17年度八森町土地取得特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第102号、平成17年度八森町下水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第103号、平成17年度八森町介護保険特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、それぞれ認定すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

なお、決算特別委員会から付帯意見がありますので、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（阿部栄悦君） 日程第2、議案第97号、平成17年度八森町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 議案第97号、八森町一般会計について反対討論をいたします。

私が質問してまいりました学童保育所が17年度では実施されておられません。それに保育所の0歳・1歳児の保育施設が非常に不十分であります。この意味で、子育て支援の面からもうちょっと予算を増やすべきだということで、私はこの一般会計に反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま14番議員より本議案に対し反対討論がありましたが、ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。議案第97号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数により、したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第98号、平成17年度八森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対をいた

します。

というのは、国民健康保険税が値上げされたことにより、滞納者が非常に増えました。これはやはり減免申請の制度をもう少し周知徹底して町民の負担を軽くすべきだと思います。以上が反対点です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第98号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第99号、平成17年度八森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第100号、平成17年度八森町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第101号、平成17年度八森町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第7、議案第102号、平成17年度八森町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

質疑と討論を省略し、議案第99号、議案第100号、議案第101号及び議案第102号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。議案第99号、議案第100号、議案第101号及び議案第102号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第103号、平成17年度八森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対をいたします。

介護保険の滞納がやはりこれも値上げによって増えてしまいました。介護保険の減免制度、利用料の減免制度を行うべきだと思います。よって、反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。議案第103号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。8番菊地 薫君。

○決算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

9月12日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査経過と、その結果についてご報告します。

これら付託事項につきましては、去る9月14日、15日、19日に分科会を、20日、21日及び本日22日に全体会を合わせて6日間にわたり決算特別委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、議案第104号、平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第105号、平成17年度峰浜村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第106号、平成17年度峰浜村沢目財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第107号、平成17年度峰浜村埴川財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第108号、平成17年度峰浜村宮簡易水道特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第109号、平成17年度峰浜村老人保健特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第110号、平成17年度峰浜村土地取得特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第111号、平成17年度峰浜村宮診療所特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第112号、平成17年度峰浜村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第113号、平成17年度峰浜村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第114号、平成17年度峰浜村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は全会一致で認定すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

なお、決算特別委員会から付帯意見がありますので、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（阿部栄悦君） 日程第9、議案第104号、平成17年度峰浜村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑と討論を省略し、採決を行います。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第105号、平成17年度峰浜村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第106号、平成17年度峰浜村沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第107号、平成17年度峰浜村基川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第108号、平成17年度峰浜村宮簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第109号、平成17年度峰浜村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第110号、平成17年度峰浜村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第111号、平成17年度峰浜村宮診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第112号、平成17年度峰浜村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第113号、平成17年度峰浜村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第114号、平成17年度峰浜村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

質疑と討論を省略し、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

平成17年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。8番菊地 薫君。

○決算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。



9月12日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、平成17年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査経過と、その結果についてご報告します。

これら付託事項につきましては、去る9月14日、15日、19日に分科会を、20日、21日及び本日22日に全体会を合わせて6日間にわたり決算特別委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第115号、平成17年度八峰町一般会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第116号、平成17年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第117号、平成17年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第118号、平成17年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第119号、平成17年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第120号、平成17年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第121号、平成17年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第122号、平成17年度八峰町営簡易水道特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第123号、平成17年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第124号、平成17年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第125号、平成17年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第126号、平成17年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算は全会一致で、それぞれ認定すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

なお、決算特別委員会から付帯意見がありますので、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（阿部栄悦君） 日程第20、議案第115号、平成17年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 議案第97号の八森町一般会計の歳入歳出と同様、同じ理由でこの八峰町の一般会計に反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。議案第115号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第116号、平成17年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 八峰町国民健康保険事業ですけれども、八森地域も峰浜地域も国保税の支払いが負担になって負担が重くなり、資格証明の発行が増えております。なるべく負担を少なくするためにも、いろいろな方法を考えて減免制度を周知してもらいたいと思います。よって、反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。議案第116号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第117号、平成17年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑と討論を省略し、採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第117号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第118号、平成17年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 八森町の介護保険事業と同じように、理由でこの八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第118号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。議案第118号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第119号、平成17年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第120号、平成17年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第121号、平成17年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第122号、平成17年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第123号、平成17年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、議案第124号、平成17年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、議案第125号、平成17年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31、議案第126号、平成17年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

質疑と討論を省略し、議案第119号、議案第120号、議案第121号、議案第122号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。議案第119号、議案第120号、議案第121号、議案第122号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

以上で平成17年度歳入歳出決算認定にかかわる議題については、すべて可決されました。

日程第32、陳情第2号、出資法上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳

情書を議題とします。

総務常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。8番菊地 薫君。

○総務常任委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

平成18年6月23日の議会定例会において総務常任委員会に付託となり継続審査となっておりました、陳情第2号、出資法上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る9月15日及び9月20日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

本陳情の趣旨は、現在、社会問題化となっている出資法による上限金利と利息制限法の金利との差、いわゆるグレーゾーンを解消し、高金利に悩んでいる国民の救済と軽減を図ろうとしているものであり、国民の大多数がその解消と法改正による低金利を望んでいると考えます。したがって、本陳情の趣旨は理解できるものであり、全会一致で採択とすることに決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

陳情第2号は、委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

日程第33、発議第13号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出についてを議題とします。

朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第13号

平成18年 9 月 22 日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	菊 地	薫
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	木 藤	實
〃	〃	芦 崎	達 美
〃	〃	須 藤	正 人

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出について  
標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由 「陳情第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）及び（貸金業の規制等に関する法律）の改正を求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 細かい内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第13号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第34、陳情第5号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情を議題とします。

総務常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。8番菊地 薫君。

○総務常任委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

平成18年6月23日の議会定例会において総務常任委員会に付託となり継続審査となっておりました、陳情第5号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情の審

査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る9月15日及び9月20日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

国が推し進めている骨太の方針による官から民への改革や、行政改革推進法、市場化テスト法ともいわれる公共サービス改革法などによる国と地方の公務員の大幅な削減、公務、公共サービスの民間開放による年金・医療・介護など社会保障制度の後退で国民への負担増、地方自治体への補助金や地方交付税の削減による地域間格差の拡大を懸念する提出者の願意は理解できるものの、この改革は807兆円にもものぼる国・地方の借金を後世に残さないためにも必要な改革であり、地方自治体にとっても痛みを伴うものであると考えざるを得ないものであります。国のみに責任転嫁せず、地方自治体がこれまで以上に行財政改革等による効率的な行政運営を図り、住民に理解を求めながら今こそ地方分権による住民の安全・安心の確保と住民サービスの維持向上に英知を結集すべく努力すべきときであり、国の政策を一概に地方切り捨てと断じるべきではないとの考えから、全会一致で不採択とすることに決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ございませんか。  
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほど報告ありましたけれども、官から民への改革で社会保障が後退してしまいました。民の移行によって、民間の移行によって利潤追求のあまり事故が多発しております。よって、私は住民の暮らしを守り、公共サービスの拡充を求めるこの陳情に対して賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択であります。陳情第5号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立少数。したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第35、陳情第6号、最低保障年金制度の創設を求める陳情を議題とします。

総務常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。8番菊地 薫君。

○総務常任委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

平成18年6月23日の議会定例会において総務常任委員会に付託となり継続審査となっておりました、陳情第6号、最低保障年金制度の創設を求める陳情の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る9月15日及び9月20日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

公的年金制度の崩壊を防ぎ、すべての国民に老後の生活を保障するため、保険料のいらない年金、つまり全額国庫負担の最低保障年金をとの提出者の願意であります。この年金制度の維持のためには納付率の向上を図ることが何よりも求められているものと考えます。基礎年金の国庫負担を2分の1にする法律が国会を通過いたしました。その財源については今後国会の審議に委ねられておりますが、現時点では高負担・高給付の構図が描かれているようであります。確かに国は国民の生存権に責任をもたなければなりません。基礎年金の国庫負担に見合う給付を無年金・低年金者にも支給することになれば、真面目に全額納めている人も未納者も同程度の年金を受給できることになり、未納者はますます増え、正直者が損するとの風潮が蔓延し、制度そのものが破綻してしまう危険性もはらんでいるといえます。したがって、今後の国の年金制度の推移を注意深く見守る必要があるとの考えから、本陳情書は全会一致で不採択とすることに決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 年金の1階部分は、これは国の責任で行っていくべきだと思います。そして最低年金制度を引き上げていく、これが国の仕事だと思います。よって、最低保障年金制度の創設を求める陳情に賛成いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択であります。陳情第6号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立少数。したがって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第36、請願第1号、農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書を議題とします。

産業建設常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。産業建設委員長今井一政君。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

平成18年6月23日の議会定例会において産業建設常任委員会に付託となり継続審査となっておりました、請願第1号、農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る7月20日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

農業構造改革の一環として来年度から実施される品目横断的経営安定対策の施行により、日本の農業の崩壊を招く趣旨の提出者の願意であります。確かにこのような農業対策はこれまではなかったものであり、不安に強いられる農家もあるようです。反面、これまでの農業経営を抜本的に見直す機会であり、農業従事者の高齢化対策や後継者の育成を図るものとの期待もあり、本町でも農家への理解を得るため対策を講じた矢先でもあります。請願書に書かれているように、地域の特徴と農家の創意と力が十分発揮され農業生産に希望をもって励むことができるよう、今般新たな制度が制定されたところでもあります。品目横断的経営安定対策の中には小農家に対する支援も含まれており、必ずしも大規模農家だけを優遇するものではありません。小農家でも新しい制度に参加できる仕組みとなっております。ただ、小農家は経営基盤が弱いことから今後の農業経営の中で経営改善を図りながら経営の安定を図る上で集落営農を検討することが重要であると考えます。この政策の展開については今後注意深く見守る必要がありますが、現時



点においてこれにかわる大案がない以上、直ちに中止を求めることは差し控えるべきであるとの考えから、本請願書は全会一致で不採択とすることに決定しましたのでご報告いたします。

- 議長（阿部栄悦君） ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。14番見上政子さん。

- 14番（見上政子君） 品目横断は国会を通りました。この際、農林水産大臣もこれは問題があると発言をしています。大きい農家だけが守られるのではなく、八森町のような山間地の農家、先ほど小さい農家でも集落営農ということを言われましたけれども、20ヘクタールの集落営農ではとても納まりが付きません。私はこのような意味から、農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書に対して賛成をいたします。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択であります。請願第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（阿部栄悦君） 起立少数。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第37、陳情第7号、中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第38、陳情第8号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第8号は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第8号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員であります。したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。

日程第39、発議第14号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第14号

平成18年9月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関す

る法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について  
標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由 「陳情第8号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り  
金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求  
める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要が  
あるためでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 詳しい内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第14号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は原案のとおり可  
決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第40、陳情第9号、『「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法  
律」（出資法）及び「貸金業の規制等に関する法律」（貸金業規制法）の改正を求める  
意見書』の提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第9号は会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略し  
たいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号については委員会  
付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第9号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第9号を  
採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第9号は採択することに決定しました。

日程第41、発議第15号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（出資法）及び「貸金業の規制等に関する法律」（貸金業規制法）の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第15号

平成18年9月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（出資法）及び「貸金業の規制等に関する法律」（貸金業規制法）の改正を求める意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由 「陳情第9号 『「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（出資法）及び「貸金業の規制等に関する法律」（貸金業規制法）の改正を求める意見書』の提出を求める陳情書を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 詳しい内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第15号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第42、陳情第10号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第10号は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第10号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員。したがって、陳情第10号は採択することに決定しました。

日程第43、発議第16号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第16号

平成18年9月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について  
標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由 「陳情第10号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に  
関する陳情」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要がある  
からでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 詳しい内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第16号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第16号は原案のとおり可  
決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第44、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期  
日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉  
会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第45、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の  
申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご  
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと

おり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成18年9月八峰町議会定例会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

---

午後16時12分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美